

第百一回国会 大蔵委員會議録 第三十号

昭和五十九年七月六日(金曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君 理事 熊川 次男君
理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君
理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君
理事 米沢 隆君
熊谷 弘君 小泉純一郎君
笹山 登生君 椎名 素夫君
田中 秀征君 中川 昭一君
東 力君 平泉 渉君
平沼 赴夫君 藤井 勝志君
村上 茂利君 山岡 謙藏君
川崎 寛治君 沢田 広君
淡沢 利久君 戸田 菊雄君
藤田 高敏君 堀 昌雄君
草川 昭三君 柴田 弘君
宮地 正介君 矢追 秀彦君
安倍 基雄君 玉置 一弥君
正森 成二君 養輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君
大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 小野 博義君
大蔵大臣官房審
議官 角谷 正彦君
大蔵大臣官房審
議官 大山 綱明君
大蔵省主計局次
長 平澤 貞昭君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省銀行局長 吉田 正輝君
国税庁直税部長 富尾 一郎君

委員外の出席者

国税庁間税部長 山本 昭市君	警察庁刑事局保 安部少年課長 山田 晋作君	外務大臣官房外 務参事官 太田 博君	文部省初等中等 教育局高等学校 課長 中島 章夫君	文部省体育局学 校保健課長 青柳 徹君	厚生省保健医療 局健康増進課長 大澤 進君	運輸省国際運 輸・観光局海運 事業課長 尾松 伸正君	労働省労働基準 局補償課長 佐藤 正人君	自治省税務局府 県税課長 湯浅 利夫君	消防庁予防救急 課長 小坂紀一郎君	日本専売公社総 裁 長岡 實君	日本専売公社総 務理事 岡島 和男君	日本専売公社総 務理事 西村 忠弘君	日本専売公社総 務理事 森 宗作君	日本専売公社理 事 生平 幸立君	日本専売公社理 事 遠藤 泰君	日本専売公社理 事 丹生 守夫君	日本専売公社理 事 友成 豊君	日本専売公社原 料本部部長 佐藤 友之君	日本国有鉄道工 作局修車課長 井沢 勝君
----------------	--------------------------	-----------------------	---------------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------	--------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	--------------------	---------------------	--------------------	-------------------------	-------------------------

日本輸出入銀行 島田 春樹君
理事 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君
室長

委員の異動

七月六日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

説があるんですが、どう判断していますか。

○長岡説明員 不勉強で、文献でまだ読んでないものがあろうかと存じますけれども、私の理解しておるところでは、葉たばこ自生説というのは余り有力な説ではないのではないかと。やはり外国から伝来したのではないかと。ただ、伝来国が、ポルトガル説、スペイン説、オランダ説、いろいろあるようでございますけれども、自生説につきましては、私は詳しいことは承知いたしておりません。

○川崎委員 明治十四年の青江秀が書いております「薩摩煙草録」というのによりますと、「薩摩ノ日置郡串木野郷ノ冠岳ニ自生」というふうにならうと存じます。これはもう明治のころからそういう記録があるわけですね。それから、これはさらに半世紀前の「橘草閑記」という文化十二年の文獻にも冠岳というは出てくるわけですね。

現に、この間上京してまいりました鹿児島県の串木野の市長の話によりますと、たばこ神社があった、毎年、年初めにお祭りをしておる、こういうことなのです。我が専売公社が八十年専売制度のもとにきたわけですが、このたばこ神社にお参りをしないようでは、新しき会社として、競争に負けない体制をひとつつくっていただくようにしたいと思う。大蔵大臣が来ておたら、大蔵大臣にこの歴史の話を少し申し上げたい、こう思っていたのですが、ひとつ堀之内次官の方からよろしくお伝えいただきたいと思ひます。

そこで、四百年来の歴史を振り返ってみますと、アメリカ大陸からヨーロッパに行き、それから日本にきた、あるいは中国へ行つた。非常に速いスピードで世界を走っておるわけですね。やはり日本においても禁煙の問題、たばこ禁止ということも徳川時代にもいろいろありますし、島津藩でもあるわけですね。しかし、一方で傷の手当てにいいんだという薬用としてのたばこの効用というものも言われておるわけでありまして、

それは今日、制度が変わつて、自由化をしていくという自由化体制の中でたばこ会社の経営の多角化というものをみますときには、一方で喫煙と健康という問題が出ておる、一方でパイオテノロジーの方でのバイオマスの方の発展を考へる。振り返つてみると、やはり四百年の歴史はそう変わつてないという感じがいたします。そういう中で、歴史的なことを振り返りながら、私は、新しい時代にどう対応していくかということについて、あり方を少し詰めてまいりたい、こういうふうになつておるわけですね。

五十八年九月のたばこ耕作審議会の答申を見ますと五万四千ヘクタールということでございますが、これは五十七年、五十八年とずっと並行してきておるわけですね。ことし、五十九年の耕作人員はどういうふうになつておるのか。

○長岡説明員 詳細な数字については必要であれば理事からお答え申し上げますけれども、私が聞いておりますのは、耕作人員は約九万三千農家というふうになつておるわけですね。

○川崎委員 そうしますと、審議会答申によります耕作面積は、在来種が一万五千六百五十二ヘクタール、それから黄色種が三万一千四百九十九ヘクタール、パーレー種が七千二百六十六ヘクタールですね。この耕作面積も、答申どおりことは大体そういう耕作面積になつておるのか、あるいは耕作面積が、答申と実際の植えつけというか作付の面積との間に開きがあるのか、その点を種類別にお答えいただきたいと思ひます。

○生平説明員 お答え申し上げます。許可面積に比べまして、実際に検査をした場合に若干減つております。最初は面積を配分いたしましたけれども、その後病気がかあるいは死亡とかいろいろの事情がございますので、若干減つております。

○川崎委員 僕は、これは主産地形成の問題、今後の外国産葉たばこの関係、そういうものを考えますについて大事な点だと思ひますので、種類別に聞いておるわけですね。

○生平説明員 公示面積は五万四千七ヘクタールでございますが、実際の五十九年のたばこの耕作許可の実績を申し上げますと、五万三千七百七十ヘクタール。その内訳でございますが、黄色種の計を申し上げますと、三万一千八百二十一ヘクタール、それから在来種の計でございますが、一万五千五百五十八ヘクタール、パーレー種でございますが、七千二百八十四ヘクタールでございます。

○川崎委員 ほんのわずかに減つておるということですから、大体許可面積のことで動いておると思ひます。そうしますと、ことしの耕作審議会は従来の制度の最後の審議会になるわけですから、この最後の審議会が六十年度、来年の耕作の方向を打ち出してくるわけですね。つまり、六十年度の四月に自由化というのに対して、最後の方向づけをしていく、最後の審議会であり、新しい方向づけをしていく、こうなりますが、このことしの最後の審議会において近く諮問をする耕作面積はどういうふうになつておるのか。

○長岡説明員 耕作審議会はおおむね八月末に開催される予定でございます。率直に申し上げます、現段階では来年の面積をどれほどにするかという結論が出ておるわけではございません。ただ、全体として申し上げられまして、川崎委員も御承知のように、現在、私も相当量の過剰在庫を抱えておるわけで、これは新会社が発足し、輸入自由化後に外国の企業と対等に競争をしていく場合には、一つの重荷であることは間違いないと思ひます。これについて私も過剰在庫解消の懸命の努力をいたしておりますけれども、なかなか単年度の、短い期間にこの解消が図られるという性格のものでもございませぬ。

一方、たばこの需要の将来を見越しますと、やはり喫煙と健康の問題その他がございまして、いかに私どもが企業努力をいたしまして、需要をどんどん開発して将来伸びていくという性格のものではないような気がいたしております。むしろ落ち込みをただけ我々の努力でカバーしていくかというところが一つの企業努力目標になるのでは

ないかと考えております。

そういつたいろいろの問題点を総合勘案いたしますと、来るべき耕作審議会におきましては、何がしかの面積の減反と申しますか、調整を葉たばこ耕作の方々に對して御協力をお願い申し上げます。ざるを得ないのではないかと考えております。ただ、これは昭和五十六年度の審議会、すなわち五十七年度にきまして相当大幅な減反を行ひました。約一割近い減反を行つて、その結果が五万四千ヘクタールになつておるわけでございまして、そのときの経緯あるいはそれ以降の経緯から、私どもの公社自体の経営努力、合理化といったようなことについても、ある程度葉たばこ耕作者に対して御説明を申し上げて、御理解を求めたいと、すべてのしわを耕作者だけに寄せるのかという反発と申しますか、それは大変強いということも私も重々承知いたしております。

現在どの程度の公社の合理化案が示し得るかというところにつきましても、鋭意詰めておる段階でございますが、まだ結論に達しておりませんので、そういうようなこともございまして、六十年度の面積をどの程度の面積で諮問するかという具体的な数値にまでは到達いたしておらないのが現状でございます。

○川崎委員 三十五年と今を比較しますと大変な変化をしてきておるわけですね。例えば耕作者の人員は、昭和三十五年に全体が三十二万七千三百一十一人、そのときに鹿児島は二万三千三百三十二人おつたわけですね。それが五十八年には全体が九万二千九百七十九名、鹿児島では四千二百二十二名、こういう大変な減り方をしておるわけですね。五十七年に一度やつたけれども、今また合理化の時期に来ておるといふ一つの変わり目がございますか、そういう感じを受けておるわけですね。それだけに耕作者の不安というものが大変大きい、こう思ひます。しかしこれは、耕作者、工場関係、小売店というそれそれの部門での努力というものが、国際競争に耐えていくというか、勝つていくための問題として大変難しい課題が与えられておる、こ

ういうふうな思ふわけですか。

そこで、外国産の葉っぱというのは五十八年には何ぼ入っているのですか。

○生平説明員 お答え申し上げます。

五十八年度の輸入数量でございますが、七万九千トンでございます。

○川崎委員 その七万九千トンの外国産葉っぱというのは種類の別に入荷量を示していただきたいと思ひます。

○生平説明員 今ちょっと手元に資料を持っておりませんので、調べまして答えさせていただきますと思ひます。

○川崎委員 これまでの答弁でマイルドが大体四二%で中心だった、こういふふうに出ておりますし、主産地形成ということをこれまでも答弁しておられるわけですが、主産地形成というのがどういふ形に進むのか。つまり、全国の耕作面積というものを見ますと、今の産地というのは大体わかるわけですね。じゃ、マイルドというのは大体何葉を中心にするのですか。

○西村説明員 マイルドセブンの製品の性格は、大きくいえばアメリカンブレンドタイプに属しております。黄色種、パーレー種、在来種、オリエンタル、この四つのタイプの葉っぱが含まれております。その中で一番大きなウエートを占めているのは黄色種でございます。

○川崎委員 それは耕作審議会の種類の許可面積にも出てくるわけですね。黄色種が一番多いわけですね。その中で、耕作審議会の答申を見ますと、第四黄色種というのがあるわけですが、「第四黄色種とは、「つくば一号」をいう。」こういふふうに出ております。つまり、答申の中にも「要望」として、「新品種つくば一号」については、所期の導入目的を達成するよう十分な対策を講ずるとともに、その積極的育成をはかれないか。」こういふふうに出ておりますが、その新品種つくば一号というのは、今言われる黄色種の中で新品種としてどういふ特徴があるのか、それから今どれぐらいの作付面積があるのか、そして今後それ

れをどういふふうに伸ばしていこうとしておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○佐藤委員 主に関東地方では、現在黄色種の中で第二黄色種という比較的喫味が緩和な種類を栽培しておりますけれども、どうも北関東の方は土地、気象条件からいまして、なかなか西

日本の第二黄色種に比べて品質あるいは生産性等の面で思えない点がございますが、たまたま今つくば一号という新しい品種を育成いたしました、一昨年から試験等を重ねて導入を図っております、この五十八年に本格的な導入を図っているわけでございます。

この品種の一番の特徴は病気に強いということ、大変多収性であつて非常に生産性が高いという点が特徴でございます。また、第二黄色種と比べてニコチン含量も比較的低いという特性を備えております。ちょっと細かい数字は持つておりませんが、五十九年に約千二百ヘクタール程度導入いたしております。初年度でございますので、それらの成績等を見まして、さらに六十一年にどういふふうにしていくか、今産地の作柄等を見て、六十一年以降の面積規模については検討しているような状況でございます。

○川崎委員 多収性だ、こういふふうになりますと、アメリカの黄色種と比べてどうなんですか。ある程度の競争力というのは出てきているのですか。

○佐藤委員 収量的には確かに従来の品種に比べて多収性でございますけれども、もともと品質の面では、これはあくまでも緩和補充料的なものでつくっておりますので、香気味原料という面から見ますと全く性格が違いますので、外国のそういった原料と比較するわけにはいきませんけれども、緩和料として仮に、例えば東南アジア等の緩和料原料と比較いたしましたときに、確かに収量的には大変高いのですけれども、労賃、コスト、そういったものを含めました生産費を見ますと、これは開発途上国より極めてコストが高いというふうなことでございます。

○川崎委員 この耕作審議会の要望に出ているから、私はもつとすばらしいあれがあるかと思つたけれども、なかなか難しいものだなあ、こういふふうな今の答弁を聞いておりました、やはりなかなか日本の葉っぱと生産というのは大変だなというところをなほ一層痛感をするわけですね。しかし、そうした病気に強いとかいろいろな点があるとしたならば、今後さらに伸びると思ひますが、五年ぐらいい先を見たときにはもつと伸びる見当ですか、伸ばしたいのですか。

○佐藤委員 品種の導入につきましては、一挙に拡大するというのはなかなか、いろいろ地域性等もございまして、逐年その結果を見ながら検討していきたいと思つておりますが、通常公社で新しい品種を導入するといふときにはかなり時間をかけて行つておりましたけれども、このつくば一号につきましては、最近はやりの新しい育種技術、そういうものを駆使しまして、大変速く導入いたしておりますけれども、従来の導入の状況からいいますとかなり思い切つて五十八年に入れたという経緯がございます、さらに本年、五十九年の面積についても、五十八年よりかなり増加いたしておりますので、この二年間、五十八年、五十九年の実際の結果というものをもう少しよく見ながら慎重に拡大を図っていきたいといふふうに思つております。

○川崎委員 次に、過剰在庫の問題。これはこの間清水君も大変詳しく追及しておられるわけですが、もう少し詰めてみたいと思ひます。

この過剰在庫の在来種、黄色種、パーレー種ごとの過剰在庫の数量、その比率をお答えいただけますか。

○生平説明員 お答え申し上げます。

在来種が三万七千トン、それから黄色種が七万九千トン、パーレー種が一萬三千トン、合計で十二万九千トンでございます。

○川崎委員 その比率はどうなりますか。

○生平説明員 全体を一〇〇とした場合の比率でございますが、在来種は二八・七%、黄色種が六一・二%、パーレー種が一〇・一%でございます。

○川崎委員 そうすると、さっき私がお尋ねした外国産の葉の輸入の品種別の数量は……。

○生平説明員 五十八年度の輸入葉っぱの実績でございますが、黄色種で四万三千七百五十三トンでございます。オリエンタル葉っぱは、トルコとかギリシャ地方でございますが、八千二百八十九トン、パーレー種は二万六千二百四十四トン、その他といふものは葉巻とかパイプタバコなんかに使はう、そういう特殊なタバコでございますが、それが千四百五十八トン、合計で七万九千七百四十四トンでございます。

○川崎委員 そこで、過剰在庫の解消策についてはいろいろ清水君にもお答えになつておられるわけですが、もう少し詳しく。今在来種と黄色種、パーレー種という種類の数量を伺いました。そうしますと、それは日本におけるマイルドセブンを中心にしたタバコ生産というものと関連しているわけですから、そういう中でこの過剰在庫を今後どう解消していくかということについて、公社としての考え方、具体的な進め方、そしてそれが大体何年ぐらいで解消できるのか、目標を伺いたしたいと思います。

○生平説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、種類別に見ますと、過剰在庫の数量に若干違いがございますけれども、総体的にどの種類も過剰という状況にございます。

これまでも在庫調整に努めてまいりまして、五十三年から五十六年までの四年間で累計約五千五百ヘクタールの耕作面積を減らしてまいりました。が、一年分の過剰在庫がその時点でもあります上に、なお年々の生産量が使用量を上回る状況にございまして、そこで五十七年作につきまして五十六年八月のたばこ耕作審議会の答申をいただきまして、単年度の使用量と生産量を見合う水準にしたいということで、約五千ヘクタールという大幅

な面積の縮小をしたところでございます。しかし、依然として約一年分の過剰在庫が存在しております。公社としては今後全力を挙げてこの過剰在庫の圧縮に努めていく必要があるというふうに考えております。

この点につきまして具体的に申し上げますと、まず葉タバコの生産面でございますが、公社と耕作農家が協力しまして、品質の向上に努めると同時に、本畑作業の機械化の推進あるいは選別作業の省力化、こういうものを重点にしまして、生産性の向上にこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。そうすることによりまして、国内産業たばこの市場拡大を図り得る条件が一層つくられていくというふうに考えております。

次に、製造面におきます使用の面でございまして、いろいろ加工処理の技術あるいはシートたばこの開発技術、それから緩衝材を開発してつくっていく工程、こういうものを有効に今後とも活用いたしまして、さらに香料の開発あるいはブレンドの技術の開発、そういうようなことに一層努力いたしまして、国内産業たばこの市場拡大を図っていきたく考えております。

もう一つは、葉タバコの輸出の問題でございます。これは今、世界的には需給の状態が非常に緩んでいて、状況がございまして、それからまた、開発途上国では有力な外貨獲得の作物ということでございまして、葉タバコの生産に大変力を入れていくという状況で、輸出を葉タバコのままでふやすことは大変難しい状況にありますが、精いっぱい努力をしております。数字を挙げて申し上げますと、例えば五十四年、五十五年ごろには年間六トン程度の実績、ほとんどゼロといったような状況でございました。その後、努力をいろいろやりました。五十六年度には二百トン、五十七年度には二百六十トンという状況でございましたが、これでも大変少ないものでございまして、五十八年度は赤字という問題があるわけですから、それを覚悟して、一挙に十倍ぐらい

の数字でございまして、約二千六百トンの輸出をやっております。五十九年度はそれ以上に努力をしてみたい。今後とも一層強くこのような努力はしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、輸入自由化後の国内市場を展望いたしますと、今後一層製品の品質面あるいは価格面におきます競争が激しくなっていることは必至でございまして、今後とも製品の競争力を確保しながら過剰在庫の圧縮を図っていくということにつきましては、おのずから限度もございまして、今後のたばこ産業全体の維持発展を図っていくという観点からは、公社の企業努力にあわせて、耕作農家にも理解を求めて、一体となつて生産調整を進めていくようにお願いしなければいけないというふうに考えているところでございます。具体的には、先ほど総裁もお答えいたしましたけれども、八月のたばこ耕作審議会に向けて、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川崎委員 二年ぐらいのやつが三年になつてきたわけですね、過剰在庫が。そうすると一年分、今多いわけですね、これはどうなんですか。今いろいろと御苦労の方向を言ったわけですが、けれども、大体どれくらいかかるのですか。

○長岡説明員 実はまだそこまで申し上げたことではないのでございまして、今私どもが鋭意検討している姿を中間的に、極めて大ざっぱでございまして、申し上げさせていただきますと、今後五年くらいを見越して、ただいま理事から御説明申し上げましたようなあらゆる方策をあわせて過剰在庫解消を図りまして、現在でございます過剰在庫の半分まで解消できればいい方ではないか、非常に正直なところ、そんな感じでございます。

○川崎委員 まあ努力してもらいたいと思えます。そこで長岡総裁がこれまでの質問に対して、製品の自由化という中で輸入たばこのシェアは二

%、現在既に五十九年の四月で二%になったわけですね。そうしますと、いよいよ自由化というところで大変競争が激しくなってくるわけですが、二%が五%としたときに、耕作面積で千八百ヘクタールだ、こういう御答弁があるわけですね。そうしますと、私はこの千八百ヘクタールというのをずっと日本じゅう見てみますと、これは県名を挙げると大変差しさがわりますので、これは県名を挙げると特定地域という意味じゃなくて数字の上の、統計上の問題ですから、その点は私の発言に対して誤解のないようにまず前提を置いておきますけれども、岡山県が五十七年度で千七百九十二ヘクタール。そうすると、千八百ヘクタールというのは岡山県の千七百九十二ヘクタール分が打撃を受ける、こういうことになりませんか。そうしますと、岡山県は耕作者は何人ですか。

○生平説明員 五十七年度の数字でちょっと恐縮でございますが、岡山県三千四百四十四名でございます。

○川崎委員 そうすると、千七百九十二ヘクタールで三千四百名、それだけ分が打撃を受ける。つまりそれだけ分がいわゆる減る、やめざるを得ない現実には迫り込まれる、こういう状況ですね。そうしますと、その中でいろいろ御相談するんだ、こう言っておりますが、主産地形成ということとは具体的にどういうことですか。

○生平説明員 現在たばこの産地が非常に多くまるとなっているところは、東北地方あるいは四国、九州あたりが中心でございまして。以前は瀬戸内沿岸が非常に多かったととれるということ、あるいは面積も非常に多かったわけでございますけれども、近年工業化の進展とかいうようなことで、そこはむしろ日本海側の方に移動しているという状況でございまして。

今後主産地形成を図る上では、できるだけ優良な農家、つまり高品質の葉タバコを生産する、あるいは生産性の高い農家、そういうところに面積配分も重点的に考えていくというようにすることによりまして、集団的な産地をつくっていく。そうい

うところに、今後の高効率の機械の導入とかそういうようなこと、あるいはたばこの耕作の指導をする場合にも、そういうところにウェイトをかけていくというようにすることによりまして、できるだけ日本のたばこ生産の体質を強化するというような形で主産地を育成していきたいというふうに考えているところでございます。

○川崎委員 九万三千の葉タバコ耕作農家のうち、専業農家というのはどれくらいありますか。

○生平説明員 三〇%でございます。

○川崎委員 そうしますと、今御答弁のように集団化をしたいということですが、規模拡大をしたい、こういうことです。そうなりますと、やっぱり専業耕作農家をふやしていきたいということなのか、今の兼業という状態は変わらないというふうに見るのか、その辺はどうですか。

○生平説明員 ただいま専業農家の割合三〇%と申し上げましたが、第一種兼業の方は五五%ございまして、その両方を合算しますと八五%という高い率になっているわけでございます。

今後のたばこ耕作というものを考えてみますと、どうしても第二種兼業農家というものがだんだんやめていくような傾向になるのではなからうか。あるいは小規模の耕作農家、小規模の場合はまた兼業が多いというようにもなるわけでございますが、こういうところもやめていく傾向が比較的高いのではないだろうかというふうに考えておりますので、一農家当たりの耕作規模はだんだん大きくなっていくんではないかというふうに見ております。もちろんこれは、いろいろな公社の施策あるいは耕作農家の努力、そういうようなこともあつたわけでございますが、概括的に申し上げますと、年々一フルぐらいずつ規模が大きくなっていく、そういう傾向を示しております。

○川崎委員 今、平均反別は何ヘクタールですか。

○生平説明員 平均しまして六十ヘクタールでございます。

○川崎委員 今平均六十。それを規模拡大をし集団化をしたい、こういう方向であるわけですが、

そうしますと、出稼ぎの必要のないそうした専業化の体制というものをつくっていくわけですが、例えば鹿児島を見ますと、先ほど言いましたように、三十五年から五十八年の間に六分の一に減っているわけですよ。臨調答申なども、葉たばこ耕作農業の問題解決というふうな到達点を言っているわけけれども、そうなりますと、そういう中で、今後どこが一つの踏ん張りの場所か、つまり急速に減る時期がまだ続くのか、あるいはここで踏ん張っているような方向で安定をさせ得る、こういうふうに見るのか、その辺の見通しを伺いたいと思います。

○長岡説明員 基本的な考え方については私から申し上げまして、必要があれば理事に補足をいたさせていただきます。

五十六年の夏の審議会に諮りまして五十七年度の面積を決めていただきましたとき、すなわち五千ヘクタールの大減反をいたしましたときにも、耕作者の方々としては、減反には協力するけれども、毎年毎年減反されるのではと将来の見通しが立たないということで、五十七年に減反をいたしました以降三年間は大体この面積を維持していく、そのくらいまで見越した面積であるということ、御協力を願ったわけでございます。そういうことで御協力を願ったわけでございまして、将来にわたってどの程度の面積でお願いするか、どの程度の減反に御協力を願うかという場合にも、でき得べくんば相当長期にわたった見通しを持った数字で議論をしたいというふうに考えております。

○川崎委員 議論をしたい——国会で八十年の制度を議論したいのですが、あなた方は耕作審議会に相談したいと言います。しかし国会で八十年の制度を議論しているときに、もう少しそこを示さぬで、それは公社に任せなさい、これではいかぬのですよ。だから、そこをどういうふうにしていくのか。

では具体的に何をしますが、今までの議論でもございました一般的な農政的経費というの

は、一般的な耕作者に対する支えとしてあったわけですよ。しかし、今言うような主産地形成、こういうことになりまして、非常に質の高い、品質の適正な葉たばこをつくっていく、それは規模拡大、こういうことになりまして、それは当然農政的経費と言われるものと別の補助金制度というの、いい耕作農家をつくるための補助金制度というのが考えられてしかるべきだ、こういうふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○竹下国務大臣 一般的な農政問題と、それからたばこ耕作そのものに対する専売公社さんの今までの対応、こういうことにならうかと思

一般的農政全体の中では、農林水産省で、例えば土地改良事業でございましてとか、あるいは各種融資制度でございましてとかいうところで、葉たばこというものをまさに農林水産物資として対応して、それらの農政上の措置を行っていただいております。それから専売公社さんは、今日までも今のような考え方にのっとり、これに对应してきていらっしゃるというふうに私は理解をいたしております。

それで、基本的には、いつも申し上げますように、今度は約四万と申し上げようか、いわゆる組合の方、それから耕作者のお方、それから二十六万の小売店のお方、それから全体を一つ一つの日本たばこ産業のグループとして位置づけて、全体でこの日本のたばこ産業を国際競争力のあるものに对应させていくというふうな受けとめて、その中でそれぞれが利害、いわゆる利益団体、もとよりそれは当然ございましてけれども、性格としては、私もこれらに对应する場合は、大きな日本たばこ産業というものを支えていく一つ一つの有力な集団である。その集団全体の中でこれからこの議論をし、自由化に対する国際競争力をつけていくというふうな私は対応していくべきものであろうと考えておりますが、具体的には、専売公社さんとも農政的な見地で、今日までもそうした施策は行われておるといふふうに私は理解をいた

たしております。

○川崎委員 私が今言う一般的な基本的な方針、今大臣からお答えがあったわけですよ。ところが耕作面積についても、つまり見通しを持った、ある程度の、長期とも言わない、中期の見通しを持った耕作の体制をつくりたい、つくってほしい、つくられるようにせよ、こういうのが耕作者側でしょう。公社も、したい、こう言うわけですよ。そうしますと、今言うように、規模の拡大であるとか機械化であるとか、あるいは集団化であるとか、こういう問題に入ってくるわけですよ。

従来、農政的経費ということで、専売制度のもとで耕作の適正な収益ということを図ってきたわけですね。ところが、ここでそういう一つの新しい自由化体制の中で、日本の受ける大変たくさん問題を抱えた葉たばこ産業というものを近代化をしていくというか、体制をつくっていくというこのためには、私は、農政的経費というものと違、もう一つ踏み込んだ体制をつくるための、主産地形成のための補助金制度ということをやむを得ないというか、今積極的に行わざるを得ないところに来ているというか、それをやらなければいかぬというか、こういうふうな思っている。いかがですか。

○長岡説明員 主産地形成のための補助金ということに直接結びつくかどうかは存じませんが、いい品質の葉たばこをつくっていただくための補助金というの、現在も公社として交付をいたしております。これは、広い意味では農政的な立場から補助金という見方もできないことはございせんけれども、私も私どもといたしましては、葉たばこ耕作農家を新会社の原料部門と位置づけまして、当然のことながらその原料部門自らのコストの低減と申しますか、生産の合理化と申しますか、そういうことを図っていくことは公社自体の仕事であるというふうな考えをもち、そういうふうな施策は今後も続けていかなければならないというふうに考えております。

○川崎委員 もう一つ違うのだな。もう一つ踏み込んだ議論をしているわけですよ。つまり、農政的経費という言葉が悪ければ生産奨励費ですよ。だから、葉たばこ生産の生産奨励費、そういうものよりも一つ近代化のための資金、従来のそういう生産奨励費というもののにもう一つ踏み込んだ近代化資金というものの制度は考えられませんか。考えられなければならぬ時期に来ているのじゃないですか、こう言っているのです。(生産奨励したら、また在庫がふえてどうにもならない)と呼ぶ者あり)

○生平説明員 お答えいたします。現在補助金の関係につきましては、今年度の予算で四十四億円予定しているわけでございます。そのほかにもいろいろな手数料とかそういうものを加えますと、約百一億円という予算を用意しているわけでございますが、過去におきまして生産奨励金というように形が違った例もございまして、けれども、先ほど来申し上げておりますように、現在過剰在庫という問題を抱えている状態にございまして、生産奨励というふうな形で特に今後増産というか、そういう意欲を刺激するような施策については問題があるのではないかとこのように考えているところでございます。

○川崎委員 さっきうちの方からも異論がありましたけれども、これは違うのです。私が考えているのはもっと国際的な、聞える体制というか、そういうものを考えているわけですよ。もう一つ、これは大臣がよく聞いておいてほしいのです。年をとられた人あるいは規模の小さい人、そういう人が安心してやめることのできるような、いわば退職金制度ですよ。一方で生産性を上げる、しかし一方で非常に無理だ、今までに鹿兒島でさえ六分の一減っているわけですよ。そうしますと、ここで次の体制にするために、一方で生産を奨励する、近代化をする、合理化をする、しかし一方で安心してやめられるというふうな、言葉は悪いが退職金制度というか、そういうものを考えるべきじゃないですか。大臣、い

かがですか。

○竹下国務大臣 過去にもいわゆる減反奨励金という形はあったというふうに私も事実認識をいたしておきます。したがって、今の川崎委員のお考え方を進めていきますと、言ってみれば必然性を持って国際競争力に対応できる部分を助成するとともに、もう一つは自然安楽死というところと表現が悪いのですが、ある意味における転作であつたり、あるいは転産業であつたりするかもしれない。そういうことに対応することを念頭に置くべきだ、こういう御議論だと思ふのであります。先ほど米総裁は、いわば原料部門、こう受けとめておられる。そのとおりであつて、まさに日本のたばこ産業全体を支えています一つの重要な部門として位置づけた場合に、そのような議論というものが将来展開されていくのではなからうかという感じは私自身にもございますけれども、それにどういう形でもって対応するかというのはまさに今後の重要な課題ではないか、今一つの方向を明示するという段階ではないじやないかなと思つております。

○川崎委員

今後の耕作面積、これは許可面積じやなくて、次は契約面積になるわけですが、そういうものを議論する中でも、当然これから耕作審議会でも議論になってくるんだろう、こういうふうに思ひますね。ですから、一方で生産性を上げる、一方で合理化をしていくというか、そういうことについては、公社としても今の大臣の答弁を受けとめて、十分検討してほしいということではないのです。

○長岡説明員

最近の傾向からいたしますと、毎年何がしかの自然減反というものはございます。自然減反を積み重ねていけば、何年後かにはある程度のまとまった減反になり得るわけがございますけれども、それでは先ほど来申し上げております主産地形成とか、そういうことを考え合わせますと、私どもとしては耕作農家の方々に全体としての、ある程度の減反の御協力をお願い申し上げ

るときにも、一方においては主産地形成を考えて、生産コストのできるだけ安い葉っぱ、しかも質のいい葉っぱをつくっていただく方向への誘導が必要であらうと思ひますから、川崎委員のたゞいまおっしゃいましたような点については、当然私どもは十分考えながら、将来に対処していかなければならぬというふうに思つております。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分再開

○互委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。川崎寛治君。

○川崎委員 たばこ事業法案の四十三条によりまして、「事務の一部委任」というのがあつて、また一方、「たばこ耕作組合法の一部改正」というところで、会社がすべき事業を組合に委任をする、こういうふうになつておりますが、その中身はどういうものですか、お尋ねしたいと思ひます。

○小野(内)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、たばこ事業法の第四十三条の一項におきまして、「大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。」という規定があるわけでございます。この具体的な内容は政令で定めるわけでございますが、現在考えておりますのは、委任になじむ事務、つまり非常に定型的な事務でございます。例えばたばこの小売販売店の許可事務のうち、許可申請書の受付であるとか、あるいは非常に定型的な許可要件の判定と申しますか審査と申しますか、そういうこととか、許可の通知であるとか、そういうような定型的な事務をお願いすることを考えておるわけでございます。

○川崎委員 そうすると、たばこ耕作組合法の一部改正の方はどういふことになるんですか。

○佐藤(友)説明員 たばこ耕作組合に対しますそうした事務の委託として、具体的には、面積の契約に当たつて希望面積を調べていただくとか、あるいは契約にかかわる事務、各耕作者からの契約書なり申請書なりの取りまとめとか、そういう面積の契約にかかわることが一つございます。

それからあと、植えつけをいたしまして契約どおりたばこが植えられていくかどうか、こういった履行義務をどういふ形で確認するかということがございますけれども、そういう場合には、個々の圃地がどこにあるかというのを会社の人間にはわかりませんので、しかるべきその耕作者の代表に御案内いただくとか、そういう委託。それから、葉たばこの買い入れに際しまして、買い入れの日の伝達とか、あるいは買い入れのときにどれだけの量目があるかとか、そういうものを事前に出していただくとか、当日その納付に当たつて紙と紙とあるいは袋とか包装の材料を耕作者の方に貸与という形でしておりますので、そういうものの配布のあつせん、そういうたいわゆる出荷にかかわる事務が主な委託事務というふうに考えております。

○川崎委員 そうしますと、そういういわゆる耕作組合の手数料事業というのは、経費は結局会社が負担をする、こういうことになると思ふんですが、大体それはどれくらいになりますか。

○佐藤(友)説明員 新しい会社になりましてからか、これはまだこれから問題でございますし、そういうものをどこまで耕作団体さんに委託するか、これはまだこれから問題でございますし、お互いに需給当事者で協議をして決めていきたいと思つておりますが、現在、耕作組合に手数料という形で各種の事業を委託しております。その中で、ただいま申しました耕作面積の許可あるいは葉たばこの買い入れに関する事務の協力事業、こういったものを含めまして全部で約十二億円を手数料事業として耕作団体にお支払いしております。

○川崎委員 大体それは今度もそういうものか、こういうふうに見えていいのですか。

○佐藤(友)説明員 こういう事業は、実際にどれだけそういう事業があるか、例えばこれは面積だとかあるいはその年にとれた葉たばこの量あるいは耕作者の人員、そういう客体によってある程度決まつてまいりますので、金額的にはこれはいろいろあると思ひます。それからまたどういふ事業を耕作団体に委託するか、これはやはりその都度、年度ごとに耕作団体と、需給当事者対等という関係で協議してまいりたいと思つております。したがって、金額についてはまだこれから検討させていただきたいというふうに思つております。

○川崎委員 これは大蔵大臣、つまり新しい会社になつて、耕作組合との関係というか、これも変わっていくのだと思ふのですが、いわゆる耕作組合への手数料のかかわるこういう事業というか負担というか、そういうものはふえる方向にあるのですか、それとも減る方向にあるのですか。

○長岡説明員 基本的には、現状とそう大きな変化があるとは思われませんが、ふえる方向にあるいは減る方向かというところまでの見当は、率直に申し上げてまだついておりません。

○川崎委員 いずれにしても、税金は後ほどまたほかの委員からもやりますが、税金も大変たくさん、十六種類ほどかかつてくる。今の手数料事業のような問題もあるわけですし、それから午前中の生産に関する体制づくりという問題、これは新会社にとってはなかなか負担が重いと思ふのです。後ほどフランスのSEITAと比較をした議論をいたしますが、そうすると、どこを減らすかというふうな問題も今後の競争の中では出てくるわけですね。その点、総裁としては今後の経営体としての方向をどういふふうにお考えですか。

○長岡説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、葉たばこ耕作団体はやはり新しい会社の原料部門のような性格を持つわけでございます。そういうふうな意味で、先ほどの生産性向上その他のために会社の出費があつたといつたにしても、それはめぐりめぐつて葉たばこ部門の合理化

ところともう一つ、支部局ごとにその標本は決めるのですけれども、やはり同じ第一黄色種でも、鹿児島でもつくっておりましてあるいは中国、四国の方でもつくっております。そういった地域によつてそういうものが偏つては困りますの

も、基本的には今先生おっしゃいましたように、会社あるいはたばこ耕作者の双方にとって公平かつ客観的であって、円滑な買入れが行われることを旨とした内容である必要があるわけでございます。そういう意味で、耕作者と新会社と同数の

と、それは完全に満足しておるとまで申し上げるゝことはできないのではないかと思います。しかしながら、近年におきまして我が国が関税率の引き下げ、かつて九〇%であった関税が現在二〇%相

販売店数を申し上げますと、五十七年度末におきまして一万一千七十三店でございます。なお、このほかいわゆる卸が九十七店でございます。今ちょっと同規模の販売量を調べます。

○川崎委員 それでは、同規模のものをひとつ調

葉たばこにつきましては、かつては年間六千トンくらい輸入しておったことがございますけれども、現在は千三百トンくらいの輸入でございまして、この点につきましては、私が中国に参りましたときに、對外經濟貿易部長、大臣でございましたけれども、やはり開口一番、葉たばこの輸入をふやしてくれないかという要請はございました。しかし、この点につきましては、私からはつきりと、中国から見られた場合に、日本は工業国というふうに見られるかもしれないけれども、日本

さいました。人口でまいますと、沖繩の場合は百十三万でございまして、同規模としましては石川県が百十三万でございます。

売り上げで申しますと、大変資料が古いんで恐縮でございますが、五十七年度におきまして、沖繩は二十八億六千四百万本でございまして、石川県が三十億八千万本ということでございます。

○川崎委員 割に少ない目ですな。僕はちよつと認識違いしておりましたが、石川の販売店は何ぼですって。

○森説明員 石川県は、販売店としましては二千

が。

○森説明員 この輸入品が今回制度改正後にどうなるかということにつきましては、二つの考え方があると思います。

一つは、いわゆる商取引上のルートというのがございます。これは今後は輸入品、いわば外国メーカーでございますが、これが恐らくは、従来自社の製品を取り扱っておりました商社、これが特定販売業者ということになりましたので、この特定販

○湯淺説明員 お答えを申し上げます。

ただいま御説のとおり、今回のたばこ専売制度の改革によりまして、国産たばこの流通経路は変わらないわけでございますから、従来どおり課税をするということになるわけでございますが、輸入たばこにつきましては、自由化という形になりますので、この点についての調整をすべく、現在関係法律を提出いたしまして、御検討をお願いしているところでございます。

その内容によりまして、ただいまも御説明がご

ございましたように、輸入会社が直接小売人に売り渡す場合、これは現在都道府県あるいは市町村に税を納めていたのと同じ方法によりまして、新会社が小売人所在の都道府県あるいは市町村に對しまして税を納めてもらえたいわけでございます。問題は、輸入会社から卸売会社を介在いたしまして小売人にたばこが流通するというのが当然予想されるわけでございますので、この場合には、一番小売人に近い段階の卸売業者に對しまして、その販売本数に應じまして課税をするという方式をとるようには制度を仕組んだわけでございます。

いずれにいたしましても、基本的には、消費税の場合はほとんどそうでございますが、申告納付の制度をとっておりますので、制度を仕組むことによりまして、その制度に應じまして、各納税義務者が申告納付をしていただくという形になるわけでございますけれども、その適正な申告を確保するためには、例えば納品伝票を一定期間保存しておいていただくとか、あるいは一定の事項について記帳をしていただくというようなことをお願いしなければならぬと思っております。また輸入たばこにつきましては、輸入会社から卸売会社に行く過程におきましては、地方たばこ消費税が課税されない形で流通するわけでございますので、この流通の段階で未課税たばこについての取引の状況を明らかにするようなものを、申告のときにあわせて書類として提出していただくというようなことも、現在検討いたしております。

いづれにいたしましても、流通のやり方については、まだはっきりしたことがよくわかりませんけれども、制度的に、現在可能な限りにおいて起こり得る事態を想定いたしまして、その税の捕捉に遺憾のないようにしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○川崎委員 大臣、今お聞きのように、これは大変複雑になってくるんですが、今完全に捕捉しなければいけぬ、こういうふうに言うわけ

第一類第五号 大蔵委員會議録第三十号 昭和五十九年七月六日

しょう。そうすると、県も市町村も大変人間をふやさなければいけぬ。どれくらいふやさなければいけぬのですか。

○湯淺説明員 一応、今は仕組みはそういうことで考えておりますけれども、先ほど申しましたように当面の問題としては、これは申告納付でございまして、納税義務者の方が申告をしていただくことが前提になりますので、この点については、事務量がふえるというところは余りないわけでございます。

問題は、未課税たばこが流通する段階でどうチェックするかということでございますが、最近はかなりコンピュータも発達いたしておりますので、そのコンピュータを使いまして、この未課税たばこの取引の状況をチェックするシステムを現在考えております。そういうことで、事務量としては、私どもは余り問題はないのじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○川崎委員 しかし、これはいづれにしても人間をふやさなければいけぬでしょう。

○湯淺説明員 これもまだいろいろ未確定の要素がございますので、どういふことになるかわかりませんが、現在の段階で検討している過程では、人をふやすというようなことは必要ないのじゃないか、事務量としては余り問題ないのじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○川崎委員 これは実際入ってみなければまだわからぬ問題いっぱいあると思いますが、恐らくこれは行革に反する現象が出てくると思っております。だから、何のための制度の改革かわからぬ、そういう問題が出てくる、こういうふうに思っています。これはこれからの問題ですから、今こうやっていても、やりとりもあれですから、ここで一応打ち切りますけれども、これはいよいよ行革に反する現象が恐らく出てくるであろう、こういうことを私は申し上げておきたい、こういうふうに思います。自治省、結構です。

そこで次に、特例納付金の問題については、こ

れは五十八、五十九年ですから、制度はこれで終わりということになりますね。そのとおり受けとめますが、そうしますと、今後六十年の予算の編成に当たりますと、この分は打ち切るわけですから、当然減収ということになりますし、当然これはこの制度は終わります、新会社に對して新しい租税特別措置をやるというふうなことはない、こういうふうな受けとめておいてよろしいですね。

○平澤政府委員 この三十四歳の六十年以降の問題につきましては、先ほど委員もおっしゃいましたように、この制度がそれまでに切れるわけでございます。そういう制度であるということを含めて臨頭に置きながら、かつまたその制度が極めて臨時、異例のものであったということも念頭に置きながら、それを予算編成の中で考えていきたいと考えております。

○川崎委員 ちょっと待つて下さい。歯切れが悪い。

予算編成の中で考えていきたいということは、制度は切れました、これで終わりですというふうな受けとめていいですね。

○平澤政府委員 今も申し上げましたように、極めて臨時、異例のものでございますので、そういうものについてそういうことを十分念頭に置いて理解していきたいと思っております。

○川崎委員 わかりました。これはいろいろこれから出てくる問題ですが、問題は、つまり今度は外国たばこの方は下げる口実にもなつてきますし、それから新しい制度で、フランスのSEIT Aの場合も大変税が重くてたばこちゃったわけですから、そういう面からしますと、この点は当然打ち切りというふうに私は考えますし、そういうふうな措置をされるものだ、こう理解をし、今後対処したい、こう思います。

もう一遍確認していいですか。どうです。

○平澤政府委員 先ほど申し上げましたように、極めて異例の措置でございますので、前に大臣もそういう御答弁をしておられました、異例がまた重なるということはないように、できるだ

けやっていきたい、こういうことでございます。

○川崎委員 どうも、「できるだけ」だから、なかなか歯切れが悪いのだけれども……

かみたばこかぎたばこをこれまで生産をしなかった、あるいは輸入をしなかった理由は何ですか。それで今度は、税の方では考えておりますね。これから輸入する考えがあるんですか。

○森説明員 我が国におきましては、特にかぎたばこあるいはかみたばこにつきましては、消費者の需要と申しますか、声がございますので、今まで輸入をしていないわけでございます。

○川崎委員 かぎたばこはノースモーキングに入らないのですか。

○長岡説明員 かぎたばこ、かみたばこはスモーキングとは言っていないようでございます。したがって、アメリカの例などを見ますと、たばこを吸つてはいけぬ場所とくちやくちややっている例はあるようでございます。

○川崎委員 外人の野球選手がくちやくちややっているのはそうらしいのですが、あれは結局PXかなんかで買っているのですか。

○森説明員 お答え申し上げます。少なくともこのかみたばこ、かぎたばこにつきましては、公社では輸入をいたしておりませんので、一般の販売店では取り扱っていないというところでございます。

○川崎委員 一般の販売店で取り扱っていないけれども、くちやくちややっている、チューイングしているというのなら、国内にくちやくちや部分的にしろ出回っているというところですよね。

○森説明員 あるいは自用輸入というので、特別に輸入を許可を受けて行方というのがございますので、そういう例とか、海外の旅行者が持参するということがあることがあり得ると思っております。

○川崎委員 これはけさ友人が持ってきてくれたのですが、「シビれるハワイのサーファー」ということで日本に蔓延している。インドネシアのたばこなんだそうですが、クレテックというのですね。クレテックというものが非常に蔓延してい

というふうに見えたものですから、これは全然逆行だな、こういうふうに見えたのです。聞くところによりますと、何か修正をした答弁もあるようですが、資本と経営という面で大蔵省としての立場、それはいかがですか。

○小野(博)政府委員 先般御答弁申し上げたところでございますけれども、積極的に介入というふうな新聞に出たわけでございますが、当初私が申し上げました趣旨は、決して新会社の経営の自主性とか責任体制に私どもが介入しようという趣旨ではございませんで、新会社になりました後におきまして、政府関係特殊法人としての日本たばこ産業の健全な発展という一定の政策目的を担っているわけでございますから、そういうものを担保する意味であらう株式の二分の一以上とか、あるいは当分の間三分の二以上とか、そういう規定を置いていくわけでございます。それはあくまでも、新会社の経営方針が本来のたばこ事業法なりあるいは日本たばこ産業株式会社法なりの目的からそれといった場合の万々の保険であるという意味でございます。決して積極的に介入しようとか、そういうことではございません。

○川崎委員 その点は非常に結構だと思つてまいりました。しかし、これから非常に経営の多角化あるいは多国籍化、それから国際市場における広告宣伝費、これは今キヤメルが非常に復活をしておるというのですが、まさに広告宣伝というもののあらわれだ、こういうふうな思ふのです。若者の間にキヤメルが復活しているというのをどういうふうに公社として判断しておられますか。

○森田委員 たばこの広告宣伝につきましては、私も喫煙と健康の問題とか未成年者喫煙防止というふうな問題に對しての社会的な動向に對照しまして、昭和四十四年以降自主規制をしておりました。五十六年に外国メーカーも国内で宣伝を行うということになりました。この内外共通の基準というものを設けて規制を行つてお

ります。今の銘柄につきましては、レイノルズ社の製品でございますが、この規制の枠の中で実施をいたしております。

なお、この銘柄は、本年になりまして全国的に輸入取扱店を販売するという事になったものでございまして、現在の段階での数量は月約一千四百万本程度でございます。数量としてそれほど大きな数量になっておることでもございせん。

○川崎委員 先ほど葉たばこの原価の問題をお尋ねしましたし、それから生産の問題をお尋ねしました。大体大ざっぱに見て、葉たばこの価格なり労働生産性なりというものを考えて、一方、広告というものの将来の問題もあるわけですね。しかしそういう中で、今小野監理官も、経営と資本との関係というのについてはきちっとした御答弁がありました。

そこで私は、最後に大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、そういうことで私現場で、第一線にいる耕作者の不安も聞いておりますし、また新しい制度に入る工場労働者の諸君なり販賣面の諸君のいろいろ不安というものを聞いております。しかし、今申し上げましたように、葉たばこ原価等のものを技術なり労働生産性なりというもので非常に補つてきておる。そうなりますと、新しい会社はますます経営の自主性というものが尊重をされ、また労使の関係にしまして、これはまた別の意味の方からやりますので、きょうは私は触れませんが、そういう新しい体制の中における労使の関係のあり方というものを、自主的なものが当然保障されなければならない、こういうふうな思ひます。でありますから、こうした資本と経営の分離といふことが、そういう中での新会社の、特にビッグスリーとの国際競争における体制づくりのために経営の自主性を尊重するというのが、監督大臣、大蔵大臣としての当然の姿勢であつてしかるべきだ、こういうふうな思ひますが、最後に大蔵大臣のお考えを伺つて終わりたいと思ひます。

○竹下國務大臣 この法律案の御審議をお願いするに当たつて、私も最初結論ありきといへば、私は、完全自由化、いわゆる分割・民営、それは現行ではできないではないという前提の上に立つたわけでありまして、そのうちと特殊会社ということになる。その中で経営の自主性を最もフルに活用できるのにはやはり根拠も必要だといふところから、それこそもう既に民間に移管したけれども、合成ゴムのやつから電発から東北開発公庫から、それらを全部抽出して、それと比べまして、一番緩やかなと申しましようか、表現は必ずしも適切でございせんが、そういう形で法案を仕上げていこう。とはいへ、やっぱりいろいろの問題が残る点も確かにござい

ますけれども、基本的な精神としては、今川崎委員のおっしゃった点を踏まえて、可能な限り当事者能力、自主性の中にすべてをゆだねていく、こういう考え方に基本的に立つております。

それから、後の委員の御質問にお譲りになりましたが、生産性向上、それは技術面でもあるいはいわゆる労使の関係でも、私は競争力の中で今後何を一番期待するかといへば、私は自分の関係があるから言ふんじやございせんが、世界一の労使関係にあるところだといふ前提の上に立つて、そういう評価でそれに期待を持たなければいけません。という考え方は、これからは買いていかなければならぬと思つております。

○中西(啓)委員長代理 柴田君。○柴田(弘)委員 先日引き続きまして、残余の問題につきまして、でき得る限り時間をはしりまして御質問をさせていただきたいと思ひますので、どうかひとつ誠意のある御答弁をお願いしたいと思います。

まず第一点は、小売定価の決定、変更の問題であります。今回の制度改革によつて新会社が充足するわけでありまして、今回のこの法案は、いわゆる行政改革関連法案の一つであるわけでありま

たしまして、本日に今回のこの新会社移行に伴つて、いわゆるたばこの値段が上がるのか下がるのかというのは、これは私は一番の重大な関心事項じやないかと思つております。

最初に、この新制度のもとにおいて、小売定価の決定、変更にあつたのは、現行制度に對してどのように変わっていくのか、まずこれは大蔵省当局にお伺いしたいと思います。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。現行のたばこの定価につきましては、製造たばこ定価法に基づきまして、国会で御議決いただきました最高価格の範囲内で、たしか大蔵大臣が認可することになつておるわけでございますけれども、一定の条件、例えば物価の変動とか何かがあつた場合には、暫定最高価格ということ、国会で決めたいたした価格のプラス三割以内の最高価格の範囲内で動かすことができるということになつております。それが現行制度のあらまじなわけ

でございますけれども、新しい制度のもとにおきましては、小売定価につきましては、新会社もしくは特定販売業者が大蔵大臣に認可申請をいたしまして、それを大蔵大臣が認可をするということになつております。

その場合、小売定価制を今回残すことにした意味から、ちよつと御説明申し上げなければいけないわけだと思ひますけれども、専売制度八十年の歴史の中で、それなりに一定の流通秩序というのが形成されておるわけでございます。そういう形成された流通秩序の中で生活してこられた二十六万店の小売店、しかもその相当部分が申しま

すか、あるいはむしろ大部分が非常に零細な小売店である。中には身体障害者とかあるいは母子家庭あるいは寡婦家庭、そういうたつたやうなものに對する社会的配慮もその中に含まれておるというやうなことを考えますと、一律に定価制を廃止した場合に、一部の小売店の廃売と申しますか、そういうことによつて、多くの小売店が多額の影響を受ける。場合によつては社会的混乱も招きかねない。そういうふうな激変を回避する意味におい

て定価制を維持することにしたわけでございますが、そういったことからいたしまして、今回の定価制の趣旨というのは、一つの銘柄については全
国一律の定価である。どこの地域に行きましても、例えばマイルドセブンは二百円であるということに意味があるかと思えます。

そういう意味で、大蔵大臣が定価の認可をするわけですが、そのときに、その価格が著しく消費者の利益を害するとき、不当に消費者の利益を害するようになる場合、あるいは例え具体的に申しますと、関税定率法に言う不当廉売関税がかかるような不当に低い価格であるような場合、そういう場合を除きましては、大蔵大臣

臣は、申請された定価を認可しなければならぬというシステムになっておるわけでございます。

○柴田弘委員　たしか、このたびは事業法案の三十三条、三十四条ですね。

それで總裁にお尋ねしておきますが、今回のこの改革によりまして、仮に法案が通過をいたしますと、来年の四月一日から施行、新会社が発足いたします。もちろん、先ほど来議論が出ておりますように、いろんな問題で合理化もされてまいりますので、いろいろなかからやはり消費者の立場からすれば、上がるのか下がるのか、まあ下がるというようなことはちょっと考えられないかも知れませんけれども、要するに現行の定価が果たしてどこまで維持されるのか、これは正直に申しまして非常に大きな関心事ではないかと思えますね。

そういった中で三年もつのか五年もつのか、やっぱりその辺のところを一遍——その諸条件も僕はあれだと思えますね。思いますが、いわゆる総裁としての決意としては何年までいけるのか、ひとつ端的にお答えをいただきたいと思えます。

○長岡説明員 現在の一本三十四銭の特納の法律審議の際にお答えをした記憶があるのでございますが、その時点におきましては、何とか六十一年から六十二年までは現行定価のままでいけるんじゃないかと思えますというお答えを申し上げました。しかれば現在の時点においてどういう見通し

であるかということになりますと、率直に申し上げまして、現行定価を何年まで維持できるか、あるいは何年まで維持したいという具体的な年度まで申し上げる自信はございませんけれども、御承知のように四月一日以降は外国の製品と国内の市場において激烈な競争下に置かれるわけでございますから、競争に打ちかつためには、品質と価格と両面において競争していかねければならないということになりますと、新会社の経営者といったしましては、恐らく一年でも長く値上げという事態を回避したい、なるべく今の定価で販売していきたいという気持ちになるのは当然であらうかと存じます。

○柴田弘委員 それは当然なんですよ。私のお聞きしておるのは、いろんな諸条件はあると思うますよ、合理化の問題とか葉たばこ問題とか。だけれども、少なくとも行政改革関連法案の一環

として今回こういった特殊会社とはいいいながら株式会社システムになつてくるんだ。であるならば、やはり消費者の期待と申しますか国民の期待というもののは、正直に言いますと、この改革によってどれだけ我々にプラスになるんだということが問題だと思ひます。だから先般も、今御案内のことのように電電の改革法案が上程されておりますけれども、電話料金の問題でもたしか二年というふうな電電公社の方は答弁なさつておつたということを知りながら、聞いていただくわけでも、やはり諸条件が満たされれば、例えば二年は現行制度でいくん

だ、あるいは三年もつんだというような答弁がいただけないものかと私は思うのです。もう一回。

○長岡説明員 何と申しまして、新制度発足後に、輸入自由化後にと申し上げていいのかもしれないが、どういう競争関係が行われるかという

ことが、将来の定価問題に非常に大きな影響がござい
ますので、この辺の推移を見きわめませんと、はつきり
としたお答えはいたしかねますけれども、ただいま御
質問にございましたような趣旨でございますれば、二
年なら二年、あるいは三年という間は当然今の価格で、
定価でや

つてまいりたいということはお答えできると思います。

○柴田弘委員　そうすれば、六十二年から六十二年までぐらいは何とかもたせていきたい、こういった總裁の決意、いろいろな諸条件がありますからなんですが、そういった決意で今後臨まれます。

る、こういう理解でよろしゅうございますな。

○長岡説明員 二年というのは六十、六十一年度、三年となれば六十二年度でございますが、その辺までは何と今現状で守っていくという決意で臨んでまいりたいと思います。

○柴田(弘)委員 それで大臣、今監理官から御答弁いただきましたけれども、今度認可、これは大

臣の権限になってくるわけですね。これは一定の法律上の制限がありますけれども、今私がるる申し上げているような消費者の立場に立った認可のあり方というものが必要になってくるのじゃない

か、私はこういうふうと考えているわけですね。率直に愛煙家なり消費者の立場に立った認可のあり方ということについての大臣の見解を伺ってみたいと思いますが、いかがでしょう。

○柴田(弘)委員 わかりました。

それで次の問題に参りますけれども、先般も質問いたしました、しよせん新会社が今後経営を
しているかどうかというのは、いわゆるコスト競争力であるという結論でございます。そのコスト競争力をつけるには、一つは公社独自の合理化

努力であり、もう一つは国産業たばこの問題をどう改善し、解決をしていくか、こういう二つ問題に帰する、こういうふうに思います。それで、先般もいろいろと御質問をいたしましたし、また先ほどもいろいろな議論があったわけでありますけれども、本当にコスト競争力の強化、コストダウンと

いう問題がどの程度まで図られるかというのは、私は極めて難しい問題でもあると思います。それに付随して、葉たばこの改善問題、なかなかく過剰在庫の解消の問題も、これはそう簡単な、生易しい問題でもない、私はこんなふうな理解を持っております。臨調の第一答申で、この過剰在庫の問題にいたしまして、やはり具体的な解消策というものをつくって実施せよ、こう答申をされておりました。あるいはまた、収納価格の問題についても見直さないという答申があったわけですから、それで、ここ何年来にわたって、当委員会においても過剰在庫の解消の問題についてはさまざまな立場からの議論があった。もうできておるものならとつくにできてしまつておるのじゃないかというふうに私は思う。

それで、先日申しましたように、一番大事なそういつた問題が、八十年來の専売改革法案、大改革をやるときに当委員会に示されない、というのは、そもそも問題だというように私は考えておるわけなんです。そうすると、よほどこれは難しい問題だ。やはり日本たばこ産業株式会社が将来や

問題の解決にあるし、この問題の解決を誤れば、
こういつた問題が将来の大きなアキレス踵になっ
てくるだろう、こういう考え方を私は持っておる
わけであります。非常に厳しい問題だ。総裁はい
ろいろとおっしゃっておるわけですが、本当にや
ってみなければわからぬだろうというのが本音で

うですか。

○長岡説明員 過剰在庫解消が大変難しい課題であるということは、おっしゃるとおりでございます。なかなか簡単に過剰在庫の解消が図れるよう

な状態ではございません。ただし、私どもとしては、やはり何とかしてこの過剰在庫問題について、でき得る限りの努力を払って、でき得る限りの在庫減らしを考えていかざるを得ない立場にございまして、再三お答え申し上げておりますように、コスト競争力の面からいえばむしろマイナス

に働くはずでございませうけれども、国産物の使ひ込みをもっとふやしていくという努力も払ってまいらねばならぬ。それから、先ほど川崎委員に担当理事からお答え申し上げましたけれども、五十七年度にはわずか二百六十トンであった国産物の輸出も、赤字を覚悟で五十八年度にはその十倍の二千六、七百トンまでふやした。五十九年度にはさらにこれを上回るぐらいの努力をしたいということも申し上げたわけでございますけれども、そういうような努力の積み重ねによりまして、できるだけ限りの過剰在庫の解消を圖つてまいりたい。しかし、ごく近い将来、今私が申し上げたような努力だけで完全に一年分の過剰在庫が解消できるかという御指摘がございましたら、率直に申し上げてその自信はございません、しかし、やれるところまではやりますというお答えにならうかと存じます。

○柴田(弘)委員 大臣もよく御理解をいただけていると思いますが、本当にこの問題の処理の仕方については、新会社が発足して、たとえ製造独占が付与されなくても、やはりこれは日本国内だけの問題じゃないのですよ。要するに海外のビッグスリートを中心としたコストの安い外国製品と競争しなければならぬ。そうすれば、当然シェア競争にならねばならぬ。ところが、そういうアキレス腱ともなるべき国産物はこの問題を抱えながら新会社へ移行、こういうことでありますから、私は、よほどこの問題というのは、将来展望を含めて今のうちから考えていかないと、やはり取り返しのつかない大きなことになるだろう、こういうふうな考へております。

そこで、先ほど議論が出ておりましたが、農政費用の負担分ですね。確かに今いろいろと公社が生産対策補助金ですとか、あるいはまた組合に対する体質改善補助金等々、これは農政費用負担分というふうな形で出しておる。あるいはまた農林省も、基盤整備のために構造改善の補助金も出しておるし、畑作振興という観点からの補助金も出しておる。これはこれとして、私はより一層充実

していくべき問題であると思いますが、やはり将来新会社が発足をして、本当にアキレス腱ともいふべき農産物の問題で日本のたばこ産業が後退してしまつたら、これは何にもならないわけでありませう。だから、今すぐというわけじゃありませんが、やはりこういうものは将来ももう少し踏み込んで、この農産物の問題の解決をするために、社会費用の負担というふうな形で、まさしく公社だけの問題でなくて、あるいは今までの農林省だけのそういう考え方ではなくて、もう一回別の観点から考えていかなければならない問題じゃないかなというふうな気持ちで今私は持つておるわけですね。だから、そこら辺の考え方を率直に大臣、新会社の将来を展望して御答弁をいただければ、こういうふうに思つておるわけでありませう。

○竹下國務大臣 私、基本的にたばこ産業全体を支えておるものはまさに農産物の生産者であり、そして製造そのものあるいは開拓研究等にタッチされる新会社そのもの、そして販売店の皆さん、この三つがたばこ産業全体を支えておる一つの巨大な軍団だといふふうに思つております。だから全体でもって国際競争力自身に当たつていなければ、一つの部門だけでこれに対応できるものではない。

そうすると、今柴田さんのお話は、まさにそれを端的に意識した場合、まず過剰在庫の処理ありきという感じに受けとめるという御意見でございますが、だれしもやはり見た場合に、その生産者の方々の問題というものがすぐ念頭に上ることであると私も同じように思つております。したがつて、一般農政としては、御指摘になりましたように土地改良をやつたり、あるいは各種の機械の購入の融資制度をやつたり、これは農林省でいろいろおやりいただいております。そうして今度は専売公社自体では、かつては減反奨励金というふうなものも含め、いろいろな支出によつてこれに対応してきておられる。それをなお一層国際競争力をつけるために、このたばこ耕作そのものを対象と

して、全体的な立場からこれに対応していかねばならぬ、こういう考え方は私もその意見を異にしておる立場にはなからうというふうに思つております。しかし、現実問題としては、そのたばこ産業全体を支えておる大きな軍団の長に新社長、総裁がおなりになるわけですが、そういう形の中で、特別な財政支出というもので以前になお合理化のための努力がなされるべきものであるし、それがまさに今度この特殊会社に移行した一つの大きなポイントではなからうかというふうに私は考へております。

○柴田(弘)委員 ですから大臣の今の答弁でございませう。しかしその前に、やはり公社独自の努力というのにはありますね。だけれども、中長期を展望していった場合に、幾ら努力をしても、また関係者が幾ら努力をしてもできない部分が将来出てくるかもしれない。それはやはり国産物たばこ問題である、私はこういうところを考へておるわけでありまして、私の考え方も決してそう間違つていない、こう思います。そういう意味では御質問を申し上げた、こういうことでありまして、これは私からの要望であります、中長期の展望を踏まえて、そういう負担のあり方というのはいくつかあると思いますが、我が国のこういう厳しい環境のもとにおいて、日本たばこ産業株式会社の発足に当たつて、私はこの点を大臣に心から要望してまいりたい、こういうふうに思つております。

それで、次は経営の自主性の問題についてお尋ねしていきますが、臨調答申でも「企業の経営を阻害する諸規制を排除し、経営の自主性を確立する」ことがあります。公的関与もできるだけ少なくしていこう、こういうふうにありまして、やはり企業の発展というものは、一番のそのもとに経営の自主性ということにある、こういうふうに思つておるわけでありませう。ところが、会社法案、事業法案、いろいろ見てもいろいろと、とにかく大臣の許認可事項が極めて多い。監督権もあります、あるいはまた立入調査権等々もあるわけでありませう。

して、こういった手足を縛つた形で本当に企業の自主性というのは確保されるのだろうかという率直な疑問というものを私は持つておる。責任ある企業経営というものを新会社に要請するのであるならば、やはり経営は経営の専門家に任せていく。過度の許認可とかあるいは監督というのは逆にかえつて経営責任をあいまいにするのではないかと、私はこういうことを正直に言つて考へておるわけでありませう。

そこで、例えば事業法案の九条、これは蔵出し価格、大臣の認可があります。それから三十三条にはやはり小売定価の大臣認可がある。これはもう二重チェックではないか、私は素人ながらこういうふうな考へております。こゝまで必要なかどうか。

それから二つ目には会社法九条、これは事業計画でありませう、この事業計画においても「大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」こういうことであります。そうすれば、先ほど大臣から答弁がありましたが、我が国はとにかく世界一いわゆる労使双方がうまくいっている、あるいはまた先ほど来答弁がありましたように、労働三法によつて当事者能力を付与しているのだ、こう言つても、例えば事業計画の認可に当たつて、経費が高いたと、あるいは人件費が高いたと、賃金の決定に対していろいろと大蔵省の方から文句をつけられないとも限らない。これは運用の方法というものが一番大事だと思ひますけれども、やはりそれによつて自主性の阻害要因となる可能性というものもあるんじゃないか、こういう心配も一つしてあります。

それから第三点として、人事の自主性という問題で、会社法七条によりますと「会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。」こうあるわけでありませう。私は、これはちょっとどうがった見方をして恐縮でございますが、何かそのつもりはないと大臣おっしゃるかもしれませんが、大

蔵省の天下り先を——これはちょっと私の頭をかすめた問題だから聞き流しておつてもらつてもいいわけですが、そんなものをやつていらつしやるのじゃないかなというふうにと頭の横隅をかすつたわけでありませう。だから全取締役に対する選任あるいは解任ということではなくて、これは代表取締役に限つてもいいのじゃないか、こんなような気持ちを持つておるわけでございますが、本日は一つ一つに答弁をいただきたいのですが、この許可の運用ということについて、この三点の問題、関連をしてひとつ大臣のお気持ちでいいです、お聞かせをいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 今柴田先生おっしゃつたそういう御心配といひますか、それがいいようにしなればならぬというのが私どもの立場であらうと思つております。私自身も法律の中に細かく入つたわけでは必ずしもございませんが、作業の途中関与しまして、本日に、まさに民営・分割を前提としたものではない。その位置づけをした上で、されば特殊会社として最も関与の度合いの少ない法人は何だということからこれはいろいろ議論を詰めてきたわけでありませう、既存のものの中で最も関与が少ないというふうに私は考えております。

そこで、事業計画の問題等につきましても、今も御心配いたしておられます。いわゆる報酬の総額とかそういうものは外そうじゃないか、まさに労使双方の自主性の中で物が決められていくようなことにしようじゃないか、それも議論の上でいうふうにしたわけでございます。したがういふし、確かに関与のあり方というものはそれを非常に気にいたしました。今また例示としてお出しになりました役員の選任、解任、これは私は若干見解を異にするところもあるかなと思ひながら、今までのいろいろなものと比較してこれが一番いいじゃないか、そして代表取締役を選んだ方方によって代表者が選ばれる、こういうシステムがある意味においては一番自主性があるとも言え

るじゃないか、こういう考え方にも立つたわけでございます。

したがういふし、私も基本にありました考え方は、あくまでもおっしゃつた趣旨を踏まえて、確かに大改正でございますから、いろいろなところの障害もございました。例えば製造独占を与へる限りにおいては独禁法の関係もございませうし、先ほど来も答弁のありました、たばこ地方譲与税の問題ならば新しい仕組みを考えなければいけません。その議論の中では、今までの実績で適当に交付したらどうだというような議論までしてしました。そういうようなこともやりながらも、基本には、可能な限りの商法と労働三法というそのものの基本の上に立つた体制整備がこの難局に当たる基礎になるのだということ、いわば政府関与のあり方等については最小限度のものにとどめる努力をした、そのまゝとしたものがこの法律であるというふうな御理解をいただきたいものと思つております。

○柴田(弘)委員 いずれにいたしましても、許可の基準と申しますか、大臣あるいは大蔵省の運用というものが、自主性確保という問題で非常に今後大事になってきます。そういう観点で私はお尋ねをしていくわけでありまして、これ以上申し上げませんが、どうかひとつ本日に経営の自主性が確保されて、経営の効率性が上がる、またたばこ産業が発展できるように許可のあり方というものをこれからぜひお願いをしたい、こういうふうにしております。

それで、今回の改革法案、これは重ねて大臣にお尋ねしたいのですが、私いろいろと審議を通じて聞いておられます、いろいろまだ問題点があるのじゃないか、こういうふうな思ひます。まず一つは、新会社の株式、これは二分の一以上ということですが、当面は三分の二以上政府保有、こういうことですね。先般も御答弁があつたわけですが、二分の一以上であり三分の二以上でありますから、一〇〇%保有してもいいわけでありませうね。要するに、株主権のいわゆる

全面行使ができるという体制になつてゐる。そして、その配当は全部国に吸い上げるといふことですね。特例納付金が六十年四月からなくなる、こういうことでもあります。やはりこれは国の財政事情によつて、株式配当の配当率さへふやしてあげばどう入ってくるわけですね。新会社が内部留保も出ずに新しい技術革新に対応できなくて、国の財政事情が悪いからひとつ協力してくれやというところで、形を変えたそういう特例納付金ということも、この株式配当の率の設定の仕方によつては考えられる、私はこういうふうな思ひます。これは私の考え違いかもしれませんが、そんなような気持ちも一つ持っています。

それから二つ目は、国産葉たばこの全量買い取り制度というのが維持されている。小売販売、これは当分の間大臣の許可制、それから品目ごとの小売定価も大臣の認可を受けなければならぬ。こういった問題で本日に自主性、公益性、企業性というものが発揮されるのか、あるいは外国製品との競争に本日に打ちかつていくことが出来るかといふことも私は疑問に感じております。それから、これに関連をいたしますが、全量買い取り制度を維持されて、政府が株式保有で影響力を行使して、国際価格の二倍も三倍もする国産葉たばこを必要以上に新会社に押しつけていくということならば、過剰在庫も減らず、新会社の競争力も弱まる。結局、そのツケは耕作者に回っていくであらう、こういう考え方もできるんじゃないかと実は心配をしておるわけでありませう。

それから、先ほど申しました役員の選任の問題、それから利益処分の問題、事業計画、こういったものがすべて大蔵大臣の認可制であるわけでありませう。だから、必要最小限の認可ということをおっしゃつておられるわけですね。それはそれとして私はわからぬではないわけでありませうが、これが果たして臨調答申の言う機動的、弾力的な経営といふものに合致するかどうかということが実は私は心配であるわけでありませう。そういうことを等々考えてまいりますと、新会社が発足をしてく

らいろいろな問題が出てくるであらう、こういうことも思ひます。確かに、製造独占は応急措置だとおつしやつた。それはそれとして了解するにしても、船を出した後に今想像されるいろいろな問題が出てくる。であるならば、将来そういう時点においては、この新会社の経営のあり方の見直しを含めて、この法案もその都度見直していこうという姿勢というものが必要ではないか、私はこんなふうな考えております。条文の中に見直しの規定を入れないかどうかというところは、この場では申しませんが、やはり日本のたばこ産業発展のために、新会社の健全な発展のために絶えず見直しというものは必要であらう、私はこんなふうな考えておりますが、各論は結構でございますので、総論的にひとつ大臣の将来展望を含めたお考えをお聞かせをいただきたい、このように思ひます。

○竹下国務大臣 柴田さん自身も、各論は別といたしまして、いわゆる見直し規定を入れるというようなことを必ずしも主張するわけではない……(柴田(弘)委員「個人的には」と呼ぶ)個人的にはそういう意見を交えての御質疑でありました。確かに、新会社の経営のあり方につきましましては、法律が動くようになりましてから、これは我が国のたばこ産業を取り巻く状況等をにらんで、絶えず検討を加えていく姿勢を持つていかなければならぬ問題だと私も思ひます。実際私も、荒波の中へはうり出したような感じがしないわけでもございませう。その姿勢はいつでも重要であるといふことは、当然のことではないかというふうな思つておるわけでありませう。だから、そういう基本姿勢に立つておれば、新法のもとに船出したし、まず日本たばこ産業株式会社というものが動き出すわけでありませうから、その動く過程の中においてこれにいつでも検討を加えていくという姿勢を保持しておれば、それにこの法案はこれだけの長い時間かけて議論していただいた法案ですよ。だから、もちろん国民を代表しての国会の監視もあるわけでございます。私も行政当局者として、もちろん絶えずこれに検討を加えていく。

そういうものが両々相まっていけば、今の場合開放経済に対応するため、そういう環境をつくり出すためには最善ではないか、こう言って御審議いただいているわけですが、それが動き出した後は、それこそ絶えざる検討を続けていくという姿勢は持ち続けていかなければ危険なことだ、その認識は私も等しくいたしております。

○柴田(弘)委員 私を党を離れて個人的な見解ということで話を申し上げましたので、その点一言申し添えておきます。

次の問題は業務範囲の拡大であります。総裁にお尋ねをしていますが、やはり臨調も業務範囲の拡大、これはもう国際競争に耐え得るために配慮しなければならぬ、このような答申を出しておられますね。新会社の企業全体の体質強化あるいは雇用拡大のための業務範囲の拡大というのには大胆に、しかも新会社の実績拡大の方向でしっかりとやっていかなければいかぬ、こういうふうに私は考えておるわけでありまして、ところが、この目的達成事業の具体的な内容ということになると、先般いろいろ御答弁になっておったわけでありまして、いま一つすっきりしない面がある。

そこで、先般私も中央研究所を初めいろいろと視察をさせていただきまして、現在公社の持てる資産、技術、これがあれば随分なところまで業務範囲の拡大ができる。確かに民業を圧迫してはいけませんよ。しかし、一面からいえば、日本経済の活性化ということからも、この業務範囲の拡大というのは非常に必要ではないか。逆にそれが日本経済をより一層活性化していくだろう、こういうことで、これも大臣認可になっておるわけでありまして、その辺の基本姿勢というものが大臣にお伺いをしたいわけでありまして、業務拡大は今の公社の技術をもってすればこういう程度までできるんだ、そしてこれをやっていくんだ、そういうものをひとつ具体的に御説明をいただけないでしょうか。

○長岡説明員 輸入自由化後の厳しい国際競争の

もとで新会社の国際競争力を確保してまいりますためには、収益の増大であるとか、あるいはコスト削減努力が必要であり、そのために会社が保有しております技術や資産等の有効活用を最大限に図っていく必要があることは申すまでもございせん。そういったような観点から、業務範囲の拡大も認めていただければと思っております。

ただ、それでは全く制約がなく、何でもできるかと申しますと、新会社は特定の政策目的を持つて、その目的に奉仕すべき政府関係法人の中に入っておりますし、それから柴田委員もおっしゃいましたように、独占企業体である相当大きな会社が民業圧迫になってはいけないといったような制約は当然出てくるかと思っております。そういったような制約を考慮して、目的達成業務にもおのずから限界はあらうと存じますけれども、私どもが今こういう方向ならばお認めいただけるのではないかと申しております。具体的な内容としては、例えばばこの製造用機器の輸出、これは私どもも相当な機械をつくる水準にまで達しております。それから技術輸出、これはたばこの製造用の機械だけではなくて、たばこをつくる技術についても相当なノウハウを持つておるつもりであります。それからたばこのパッケージとかデザインを活用した商品の製造や販売、これも関連的な業務と言えらるのではないかと。それから研究開発過程において、これは中研等いろいろな研究開発に取り組んでおりますけれども、その中から出てきた成果の商品化、パイオの問題とかあるいは薬品の問題、いろいろございましてけれども、これは一つの大きな中心的な課題にならうかと思っております。

付随的なことを申しますと、土地や建物の高度利用等もあり得るかと思っておりますが、民業圧迫にならないように、また新会社の仕事から著しく逸脱するようないふことがないようという範囲内においては、私どもはできるだけ広範な業務をお認めいただきたいという気持ちでございまして。

○柴田(弘)委員 バイオテクノロジー関係の分野

あるいはまた関連分野への展開という形で、この間も中央研究所で医薬品のユビキノンのようなものですか、心臓薬あるいは化粧品というようなものがあつたのですが、こちら辺のところはどうですか。ちょっと今聞き漏らしたのですが、どうお考えですか。

○長岡説明員 中央研究所で研究しております課題の一つに、ただいまおっしゃいました心臓の薬であるユビキノンの開発の問題がございまして。これは薬たばこからユビキノンの開発ができるということをはわかつておるわけでございますけれども、これをいかにコストダウンをして商品化し得るかというのが一つの課題でございまして、その課題に今真剣に取り組んでおりますが、目的達成業務として業務範囲が拡大されるに、このテーマも当然含まれるべきだと考えております。

○柴田(弘)委員 大臣、簡単に結構ですが、今総裁からの御答弁いただきました目的達成事業、これは大臣の認可ということであります。そういった方面への進出については認可をされますかどうか。

それからもう一つは、認可に当たって、先ほど私が申しましたように臨調答申もあるわけでありまして、できるだけ業務範囲の拡大をしていこう、こういうことでありますので、その枠を広げてのいわゆるこれからの発展ということを考えて対処をしていただきたい、こういうふうに私は考えておりますが、これはいかがなものでしょうか。

○竹下国務大臣 今総裁からもお答えがあつておりましたが、私は可能な限りそういうことに応ずべきものである、基本的にはそういう認識の上に立っております。

○柴田(弘)委員 なるべくはしりまして、最後に喫煙と健康の問題につきまして一言、私の意見を交えて大臣の見解をお聞かせいただきたいと思

うに私は考えております。ところが、非常に不透明な部分も多いわけですね。WHOによる「健康か喫煙か」、こういうスローガンに示されますように、たばこの害を訴え拒否する運動というのは、世界的な広がりを今示しているわけですね。ところが喫煙と健康の因果関係については、まだ今残念ながら明白な調査結果が得られていないのではないかと、こういうふうに思っています。それはなぜかという巨額なお金がかかるから、こういうことなんです。だから、これは本当は厚生大臣が総理大臣に答弁いただきたいんです。どうも政府の態度というのはいまいいじゃないかなというふうに私は思っております。公社は公社として病理学的な研究ですか、今一生懸命やっております。二億何千万でやっております。ところが厚生省の方は助成金をちょっと出しておる程度で、実質的にはノータッチじゃないか。私は、今回新会社へ移行するというところであれば、やはり本当に国民の信頼するに足るデータを出して、喫煙と健康という問題について国民の信頼というものを得ていかなければならない、こう思います。

だから、これは私の本当に個人的な意見ですが、そういった両省の枠を超えていまして、あるいは大蔵省あるいは専売公社あるいは厚生省ということじゃなくて、やはり中立的な機関を設けてやたらだとうたうこと、これは極論的な意見かもしれないが、心の中でそういうことを思っております。それができなければ、厚生省というののもっときつとやるような方向で国民の信頼にこたえた方がいんじゃないか、こういうふうに思っております。ちよっと大臣の所管の範囲外かもしれないので、私の意見としてお聞きをいただいても、もし御見解があつたらお聞かせをいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 これはやはり私、所管大臣として当然重要な関心を持つべきものである、まずそういう前提の上に立つべきだと思っております。いつも感ずるのでございますが、またそういう質問もございまして、たばこを売って、なかなか

く国際競争力をつけて利潤を追求していかうという新しい会社の中で、たばこ健康ということを一生涯でやると、どうしても外から見れば利潤の追求の方が先行して、その分はつきたりになるのじゃないか、こういう議論もよく伺いたします。その限りにおいては、厚生省がまさにこれは公衆衛生あるいは医学的見地からやるのがより正しいではないか、そういう議論もございます。したがって、今の御提案は、素直に解せば、私どもが今政府内部において詰めるべき問題が多いという認識の上に立っているの意見等を等しくするんじゃないかと思ひますので、重要な課題として、私どもとしてこれは検討させていただきます、このように考えております。

○柴田(弘)委員 最後文部省、来ていらつしやいますか。――簡単に聞きましておきますが、私、名古屋でございまして、先日こちらへ上京する折に、新幹線の待合室で、どこの高校か知りませんが、ある修学旅行の高校生の一団と会ったわけなんです。そしたら、待合室の中で集団的に、何十人というほどじゃないけれども、十人か二十人近い高校生がたばこを吸ってたわけですね。本当は私も注意しなければいけぬわけですが、私、何か恐ろしくて、正直言ひまして、よう注意しなかつた。私もあかんなと我ながら思ったわけなんです。先生がすぐそばにいらつたわけ。笑つていらつた。それを見まして、周囲の人のひんしゆくを買つておつても、だれ一人として注意しない。私自身もそうでしたから、私自身も実は反省をしておるわけですが、やはり今はそういう時代に入つたかなというのを私思ひました。

それで、早速今の未成年者の喫煙の状態はどうかという事で資料をいただきました。昭和五十三年から五十七年までに至る小学生から中学生、高校生、大学生あるいはまた有職少年、無職少年、その他とあるわけ。年々こうふえています。三十万台から四十万台、そして五十七年には五十六万二千七百二十人、これは喫煙によつていわゆる警察に補導された人たちだ。これは氷山の一角

だというふうにとらえています。本当に今の禁煙教育というものが、一つはいわゆる生徒指導の問題でしっかりとなされていけるのだらうかという疑問を正直に言つて持ちました。やつていらつしやるといふことは言われまふ。だけれども、実態がどういふ実態だということですね。だから、ひとつそういうことと、どういふふうにかこの実態をお考えになつて対策を講じていかれるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○中島(昭)委員 たいま先生御指摘の、高校生等の喫煙の問題はまことに残念なこととございます。確かに御指摘のとおり、人数はふえてきているわけとございます。ただ、私ども、生徒指導の面からは、実は教科あるいは特別活動等におきまして、たばこの問題、有害性、違法性につきましてはそういった教科領域でも指導するわけでありまして、特に生徒指導におきましては、非行化の第一の兆候であるということで、喫煙禁止、その防止については非常に強く指導するように今日までも来ていますところとございます。特に生徒指導担当の先生方の集まり、あるいはカウンセラーの講座等の強化をいたしておりますので、私、今ここに持ってきておりますけれども、生徒指導のための特別の資料をつくりまして、たばこの有害性あるいはその指導上の問題点、観点等につきまして、例えばその他の盗み、暴力行為、性非行、オートバイ、薬物といったようなものと一纏にしまして……(柴田(弘)委員「簡単にお願いします」と呼ぶ)その指導を今進めてきておるところとございます。ただいま御指摘のところもございまして、その辺、今後一層その指導の充実を努めてまいりたいと思ひます。

○柴田(弘)委員 時間がありませんので、もう一つ、いわゆる未成年者の喫煙といふことは、これは、先ほど申しましたように、やはり生徒指導という観点から、あるいはまた家庭教育という観点からも私は大事だと思ひます。決して学校教育だけの問題じゃない、こういうふうにおつておるわけ

あります。

それからもう一つは、この禁煙教育というのはやはり健康と喫煙という関係からもなされなければならぬ。当然、小学校、中学校等々で、学習指導要領等々であるいはまた教科書等々でもやつておみえになります。先般も愛知県のある都市でいろいろ先生を対象に調査をした。そこに持つていらつしやる本に書いてありますけれども、要するに生理的にたばこは有害だということは大抵わかつてはいるのですけれども、では、真の有害性というところについては、残念ながら教師もそれから生徒もその認識がない。保健体育でやつていらつしやいますけれども、そういうことなんです。先般も当委員会、小学生から、香川県の坂出小学校ですか、ひとつやつたらどうだという、まあ重大な関心を持つていられるというふうに御答弁なされたのですけれども、この補導の実態を見ると、やはり小学生も吸つていられるわけ。で、こういった喫煙と健康の関係についての教育のあり方というものを一層しっかりとやつていくべきじゃないか、小学生まで広げるとかこれは今後の検討課題としても、私はそんな感じを持つておるわけでありまふ。

もう時間がありませんので、簡単にいいですから、お答えをいただいて終わりたいと思ひます。

○青柳(昭)委員 答えをいたします。喫煙に伴う健康への影響あるいは有害性の問題につきましては、先般もお答えをいたしましたように、中学校、高等学校の教科の保健体育の中で指導をする建前になっておるわけとございます。そのほかに、先般も御答弁申し上げましたように、生徒指導の観点からの指導というののももちろんあるわけとございます。子供たちは、健康にどういふふうな影響を与えるか、あるいは健康との関係でどういふふうにか考えるべきかというふうな理論的な学習は保健体育でやっていると状況でございますので、この面での教育をさらに充実をしていくように、関係の先生方の講習会、研修会等を通じて指導の徹底を図つていきたいと思ひます。

と思つております。

なお、小学校の問題がございますが、教育につきましては、御案内のとおり、適時性という問題がございます。いつの段階で、どういふことを、どういふ形で教えたらいふかという問題もございまして、御指摘のように、小学校段階でもこれを保健の内容として一般的に取り上げたらどうかという御意見はあるわけとございます。そういう観点からなおさら検討していきたい。ただ、個別の問題として、それぞれの地域や学校におきまして、それぞれその状況に対応した指導あるいは個別の指導というのは当然あつてしかるべきでございまして、その辺はより効果的に、各学校での弾力的な取り組みというものを私どもも期待しておるところとございます。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○瓦(昭)委員 草川昭三君。

○草川(昭)委員 草川昭三でございますが、きょうはお許しを得て、少し観点を交えて私の方から御質問させていただきますと思ひます。余り時間がございませぬので、文部省の方、今と重複しますので結構です。なお、ほかの役所の方も、もし質問がございませぬでしたらお許しを願ひたいと思ひます。

まず最初に、ざつとばらんに大蔵大臣にお伺いをいたしますが、今回の民営化に至つたのは、環境の変化、世界の中でも非常に大きなうねりがあるわけとございます。それから需要の停滞あるいは海外からの市場開放の要請、そして行政改革の動き等があつてこういうことになつたわけとございまして、どうでしょう、当初臨調が提起した内容とは随分骨が抜けたという言い方をすると大変恐縮でございますけれども、変わったわけ。臨調の答申に基づいて十分その意向に沿つた、自信のある提案かどうか、それだけまず最初に頭から大臣にずばつと答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下(昭)大臣 この法律案は、今草川さんおつ

しゃったようなものも背景の中でできたものでございますが、事臨調の答申という観点から見ますならば、報道機関等からも後退ではないかとかいろいろな御批判をいただきましたが、少なくとも開放体制に向かったいわゆる輸入自由化問題と、そしてより当事者能力の発揮できる特殊株式会社にしたいということで、基本的な二点というものは貫き得たではなからうか、私はこういう印象を持っております。

○草川委員 今も柴田さんからいろいろとお話があったように、大変ハンディをよって新しい会社が始まるわけですが、私も同じ時期に電電の民営化問題というのにもそれなりに対応しておるわけですが、非常に象徴的な違いがあるわけですね。本日にパイオの問題も含めて、新しい意味での発展を新会社に望むことができるかどうか、非常に疑問があるわけですが、その中でも一つ大きな海外からの要求という問題について、日米たばこ交渉の経過については私も承知しておりますが、率直に言って外国たばこのメーカーの今後の展望なり意欲なりというのがどの程度なのか、これを外務省にお伺いしたい、こう思います。

○太田説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生の御質問の件でございますけれども、アメリカは最近の我が国がとりました一連の措置を高く評価いたしております、これからこれまでの日本政府のとりましたいろいろな措置を踏まえまして、アメリカのたばこを一層日本に売り込みたいということで意欲的に考えているようにございます。

○草川委員 おっしゃるとおり、非常に意欲的な対応で来るわけでしょう。それをどのように日本に展開をされるのかということが私も非常にに関心があるわけですが、例えば国内の今度の新しいたばこ消費税の関税あるいは地方税の関税等もこれは関係するわけでございます。例えばダンピングという言葉を使おうと恐縮ですが、どこがダンピングかという線ですが、非常に安値攻勢

で来た。ところが、ダンピングと認定できればそれはもうまた新しい関税なりその方法があるわけでございますが、そういうおそれは全くないのかあるのか、お伺いしたいと思います。

○太田説明員 今までアメリカ側が我が方にたばこに関して申ししてきた主な点は、一つは流通が高過ぎるということ、それからもう一つは流通の面で十分な待遇を受けてないという二点でございます。これまでに日本政府がとりました措置といたしまして、そのアメリカの要望にこたえた形になっておまして、現時点ではアメリカがダンピング攻勢をかけてくるというような兆候はないというふうな考えております。

○草川委員 例えば将来ダンピングかどうかかわりませんけれども、少なくとも価格で競争してくるという場合に、日本がアメリカにいろいろな自動車とかを売った場合には、当然商務省なり純正中立の国際貿易委員会というふうなものがある、ジャッジというのですか、判断をしてくれるそうですが、日本の場合にはそれは通産省がやるのかあるいは大蔵省がやるのか、どこがそういう判断をする役所になるのでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

不当に安い価格で外国メーカーが輸出してきたような場合でございますけれども、ダンピング関税の発動というふうなことは考えられるかどうかということでございますが、不当廉売関税いわゆるアンチダンピング関税それから相殺関税、そういった特殊関税は、外国の不当廉売輸出あるいは補助金つきの輸出等によりまして国内産業に損害が生じるような場合におきまして、国内産業を保護するための制度でございますが、関税定率法とかガットコード等に置かれておるわけでございます。製造たばこの輸入自由化後におきましてこれらの諸規定の要件が充足された場合には、不当廉売関税等を発動して国内産業の損害を防ぐということは可能でございます。

○草川委員 これは自治省にさつくばらんにお伺いをしますが、例の都道府県たばこ消費税あるいは市町村たばこ消費税があるわけですが、今回の消費税は、見てまいりますと従価税率と従量税率の二つになってまいります。価そのものと量でいく。それは明らかに外国たばこの進出の、不当廉売とは言いませぬけれども、低価格になっても税収面ではそれで確保しよう、カバーしようという意図があつて新しい消費税の税率を決められたのではないかとと思うのですが、その点はどうですか。

○湯淺説明員 お答え申し上げます。

今回地方たばこ消費税の改正につきましていろいろ検討いたしました結果、課税標準の算定に当たりましては、ただいま御説のとおり、販売価格に応じて負担を求めるいわゆる従価制と、それから消費量に応じて負担をしていただくという観点からいわゆる従量制の二つを併用しているわけでございます。販売価格に依るいわゆる従価制の税率といたしましては、都道府県、市町村合算しまして二・四％、それから従量制といたしまして一本当たり五十五銭という二つの税率を合算いたしまして税額を計算するという形にしているわけでございますが、この従量、従価の併用の問題につきましては、国税の場合も同じようなシステムをとっておるというふうな問題もございまして、この問題については特にそういうダンピングというふうな問題を意識してこういう税率を決めたわけではございません。

○草川委員 いや、それはそれで結構でございますが、問題は、いずれにいたしましても、国際的な背景というものは非常に厳しいわけですね。アメリカの方も需要が減つておるわけですから、しかかも、日本は規制が非常に緩やかだという意味で、向こうが意欲的であるということはいろいろなところで言われておるわけですね。

そこで、私は、国民の健康という意味から、シエア争いに変な形で定着をすることが一番恐ろしいわけでございます。その意味で、今回新しく「注意表示」というのと「広告に関する勧告等」というのが三十九条、四十条に出てまいりました。そこで、問題は「注意表示」でございますけれども、「大蔵省令で定める文言を、大蔵省令で定めるところにより、表示」ということですが、この具体的なことをお伺いしたいわけですが、この点、今回は専売公社でなく大蔵省に開きたいわけですが、私、いつもこういう外国のたばこを持つておるわけでございますが、諸外国は、たばこの表示については、例えばタール分が何％だとか非常に明確に書いてあるわけですね。アメリカの場合でも公衆衛生局長が、これは体にとって非常に危険ですよ、有害ですよという言い方をきちっとしておるわけですね。先ほども青少年の喫煙防止のことに付いて意見が出ておりますが、例えばこの有害表示について、青少年の喫煙防止について警察庁あたりはどういう対応をとっておるか、本法案について大蔵省なり担当の方に何か申し入れをした事実がないのか、お伺いしたい、こう思います。

○山田説明員 青少年の喫煙につきましては、少年警察活動の分野でも大変問題が多々ございまして、昨年中喫煙で補導した少年の数をとりましても、五十九万九千七百七十四人、約六十万人でございまして、こういった未成年者を補導しております。

この法律の関係でどういうふうにするかということでございますが、私もとしましては、これまでも未成年者喫煙禁止法でいろいろと検挙もしてまいりましたし、補導もしてまいりましたが、このたびのたばこ法案に關しまして、広告を行う者は、未成年者の喫煙防止にも配慮すべきこととされ、それからまた広告の指針が定められ、違反した者に対する勧告及び公表の措置が規定されるというくだりがございまして、この件につきましては大蔵省の関係の方といろいろお話ししたましたが、私もとしましては、未成年者の喫煙防止の方向に向けた内容のものと承知いたしておるわけでございます。今後この指針が作成され、あるいはまた勧告、公表といったようなことが行われます場合には、警察庁といたしましては、少年の

健全育成の観点から気づいたような点がございまして、必要な御意見を申し上げるということに臨みたいと思っております。

○草川委員 もうちょっと簡単に……。

今度の注意の文言に青少年の喫煙防止に関する文言を入れてくれと言ったのか、言っていないのか、はっきり言ってください。簡潔に言ってください。

○山田説明員 ケースに注意表示をするという点でございませけれども、この点につきまして、私どもとしては、何か書いていただければそれにこしたことはないわけでございませけれども、いろいろな事情もあらうと思ひますので、今後大蔵省の方々と検討を続けていくということにさせていただきます。

○草川委員 大蔵省は、そういう青少年の犯罪について何か文言を入れるということを聞いておるのですか、聞いてないのですか。お答え願ひたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 三十九条の「注意表示」の關係につきましては、特に私どもが意識しておりましたのは、まさに法律にもございませように、「消費者に対し製造たばこの消費と健康との關係に注意を促すための大蔵省令で定める文言を」ということでございませので、このとき認識しておりましたのは、まさにそういう観点から議論しておったわけでございませ。

ただ、ちょっと御質問からそれると思うのでございませけれども、私もといたしまして、決して未成年者喫煙禁止という問題について等閑に付していただけてはございませんで、広告規制の場合においてもそういうことを念頭に置いておるわけでございませすし、それからまた、小売販売業の取り消し要件の中にも、新たに未成年者喫煙禁止法第四条の規定に反して処罰された場合には小売販売業の許可を取り消すというような規定を設けているところもございませす。

○草川委員 外国の例を持ち出すのもいかなものかと思ひますが、アメリカではつい最近、喫煙

は肺がんや心臓病を引き起こすというので、新しい法律が成立しようとしているわけですね。特にアメリカの下院エネルギー委員会、ここで全員一致で、喫煙は肺がんや心臓病を引き起こすといった非常に厳しい四通りの警告を、それぞれ順次たばこの箱に掲示しようというふうなことになるわけですね。四種類の警告を三カ月ごとに順番に明示しなければいけない。その内容は、喫煙は肺がん、心臓病、肺気腫を引き起こす、あるいは今喫煙をすれば健康に及ぼす重大な危険は大幅にふえる、妊婦の喫煙は胎児を傷つけたり未成熟出産をもたらす可能性がある、たばこの煙には一酸化炭素が含まれている、そういう警告を出せというふうな非常に明確な内容ですね。この点について厚生省はどういうようにこの三十九条に対応しようとするのか、お伺ひしたいと思ひます。

○大澤説明員 お答えしたいと思ひます。厚生省といたしましては、もちろんたばこは一般的に健康に悪影響を及ぼすものと考えており、三十九条關係につきましては、国民の健康保持の観点から、各種の研究等々の蓄積、そういうものに依りて今後さらに検討の余地があるものと考えております。

○草川委員 ちょっと待ってください。検討の余地があるというのは、今の、ただ吸い過ぎは悪い、健康に注意しろというんじゃないかと、もっと具体的なことを言ひたい、こういうことですか。

○大澤説明員 たばこ健康の關係、いろいろな研究があるわけですが、これらの研究の蓄積、推移に応じて、その内容に応じて今後さらに検討の余地がある、こういうぐあいに申し上げたいと思ひます。

○草川委員 それはぜひ検討結果を発表してもらいたいと思ひます。例えば喫煙の健康に及ぼす影響、あるいは特に最近受動喫煙、間接喫煙の問題が触れられておるわけですが、我が国でも特に妊婦や未成年に対する影響は非常に強いというデータが出ておるわけですが、こういうデ

ータの上に申し入れをする、こういうことでよろしゅうございませすか。

○大澤説明員 今妊婦とか未成年等のたばこの關係というものの研究結果が出ておるわけですが、いろいろな研究についてすべてが明らかになっておるわけではございませんで、今後さらに研究、検討を進めて、その上でこれらの注意表示についても、内容の結果によって検討すべきであるという申し入れも考えております。

○草川委員 これは新しい会社にも申し上げたいわけですが、御存じのとおり、アメリカでは今申し上げたように非常に厳しい規制あるいはそういう文言が入っているわけですね。ところが、今度日本に來る場合は日本のシステムで注意表示になるわけでしょう。そうすると、それはうんとやわらかくなるわけですね。やわらかくなるということ、日本で売ればどんだん売れますよ、こういうことになりませすね。そういう考え方のもとにアメリカたばこは日本に上陸をし、第四十条の「広告に関する勧告等」という項目に入りますけれども、広告、宣伝等に向かうに相当積極的に行つてくることを予想せざるを得ませせん。私どもにしてみれば、先ほどもお話が出ましたけれども、その宣伝が青少年あるいは女性、そういうところが格好がいからたばこを吸うというふうな形で宣伝になってくる。またそれに対応して民営会社も、今度はもう厳しいわけだから、とにかく売らなければいかぬという売らんかなの宣伝というふうなことになると思ひますと、一体日本は文明国家かどうか、こういう基本的な問題になってくると思ひます。

だから私は、この広告に関する勧告も、ただ単に過度にわたるかどうかという——一体その過度のジャッジはどこで決めるのか。それは後ほど審議会が決めるということになるわけですが、それとも、そんなことよりも、少なくとももうこの際テレビだとかラジオだとか、マスメディアを通ずる宣伝はしないということを決めて、そして本當に迷惑をかけない範囲内で嗜好品としてやるなら

やる、あるいはタール分を少なくするなら少なくなるようにする。公社も民営になった以上は、パイオの時代だから新しい方向に行こう、こういう方向を大胆に示すことが実質的に臨調の精神にもこたえる新しいやり方ではないだろうか、そして外国たばこの参入をきちんと抑えることになつていくのではないかと私は思ひます。ところが、今厚生省でも警察庁でも、レクチャーのときに聞いておる以上に歯切れの悪い御答弁で、一体どういうふうな意気込みでやられるのかわからぬと思ひます。私はたばこに対する対応が非常に弱いのではないかと思ひます。

私どものようなこういう議論をする、草川君、そんなこと言うけれども、五十九年度の予算には二兆円を超す税収入がちゃんと予定されているんだとか、地方だってそう簡単には——やはり吸つてもらわなければ困るよというふうな御意見がありますけれども、たばこの害による損失という点も、私は厚生省に申し上げたいわけですが、これも、少し本格的な損害額というものの計算をしてもらひたいと思ひます。

ちなみに、消防庁が来ておりますが、消防庁にお伺ひをいたしますけれども、最近たばこによる出火件数の推移というのは、十年前あるいは十五年前に比べるとうんとふえておると思ひますけれども、もうアバウトでいいですから、最近の被害総額だけちょっと言ひたいと思ひます。

○小坂説明員 過去三十年ばかりのたばこによる出火件数の推移をみますと、昭和三十年には約二千四百件でございませ。それが次第に増加いたしまして、昭和四十八年には約一万一千件とございませ。この年をピークといひまして、それ以降全火災件数が減つたといひます。しかし、それでも最近の昭和五十七年を見ても、件数にして約七千五百件、全火災件数の一二・五%でございませ。それによる損害額は約百六十億となつております。

○草川委員 今のお話にありましたように、これはたばこが原因の出火だけです。ですから、まだ肺がんによる被害を計算すると大変なことになるわけですが、たしか厚生省の方の委託調査で、この種の健康被害について調べられた学者先生がおいでになるわけですが、その点についてはどのように承知をなすっておみえになりますか、お伺いします。

○大澤説明員 御指摘の研究でございますが、これは国立公衆衛生院の前田信雄社会保険室長が、学術研究者の立場から、喫煙に起因する傷病費用を検討したわけでございます。傷病費用というのは、病気になるまで治療に要する関係の医療費ですね。これはいわゆる直接費用と申しますが、これが一九七九年の時点でございまして三千九百八十一億円。さらに傷病のために休んだりあるいは最終的に死亡した場合の所得の損失も計算しております。これはいわゆる間接費用と申しまして、傷病による休んだ関係の所得損失が五百九十二億円。さらに死亡に至った場合のこれによる所得損失が一兆一千六百九十八億円。合計約一兆六千億、こういう推計をしておるところでございます。

○草川委員 これは大蔵大臣、今の数字だけ真剣に考えていただきたいわけですね。それで、広告宣伝も、実は五十四年の九億九千九百万円から五十八年には二十六億九千九百万円にふえてきておるわけですね、これは専売公社の実績です。これでアメリカがやってきますます宣伝をして、みんながたばこを吸うようになったら、今の被害総額は上がってくるわけですね。ですから、これは大蔵大臣、大変恐縮ですが、将来総理の座をねらわれる方でございます。嫌みでも何でもなしに聞いていただきたいのですが、歴代の総理はほとんどたばこを吸われないのです。安倍晋太郎さんも何か後藤田さんとかけをやって、たばこそのものより体が大切ですからね、よしやめようじゃないかというので安倍晋太郎さんもやめられるそうですから、この際どうですか、将来の総理をねらわれる方は、

今のような数字をやはり念頭に置かれて、体を大切にされるように禁煙をお勧めしますが、どうでしょうか。

○竹下国務大臣 私もたばこと健康の話聞いておりますと、いつも申しますが、ちょうど私の吸います本数が半分になります。やはりその程度は私にも、ある意味における自制心があるのかなと思っておりますが、なかなか自制できないのが現状であります。それ以上に、総理などという大それたものになれる器ではなからうと思っております。

○草川委員 そう謙虚なお言葉ではなくて、ひとつすっきりと国民の皆さんにも将来展望を示していただきたいと思うのです。

それで、ぜひ過大な広告宣伝だけは、マスコミというんですか、マスメディアの影響は大きいわけですから、くれぐれも厳重な御注意を。今度は専売公社ではなくて、民営会社ではなくて、大蔵省の判断になるわけですから、十分審議会等の意見を聞いていただきたい。しかもこの審議会には、私は国民の健康を守る立場からの厚生省のメンバーを入れていただきたいと思うのです。だから厚生省としても、こういう審議会にぜひ自分たちの推薦をする学者なりそういう方に入っているだけのような気迫があつていいと思うのですが、どうか、簡単に伺います。これはまず厚生省から。

○大澤説明員 厚生省としましては、これまでも申し上げておりますように、たばこというのは一般的に健康に悪影響を及ぼすものであると考えておりまして、たばこの広告指針、四十条関係かと思ひますが、それを論ずる場合においても、喫煙と健康についての観点が必要であると考えております。したがって、こういう観点から厚生省の推薦するたばこ健康の問題についての専門家が当該審議会の委員として加わるよう図つてまいりたいと考えております。

○草川委員 ぜひそういうように、また大蔵省の方も受け入れていただいて、審議会のメンバーに

入れていただきたいと思ひます。

それで、この問題についての最後の質問になりますけれども、スウェーデンで肺がんが亡くなった人の訴訟がございまして、その理由に間接喫煙の被害だ、これは職場で行われたわけでございますので、どういふような因果関係を認めたかわかりませんが、労働災害と認める判決がスウェーデンでありました。これは報道機関でも大きく報道されておるわけですが、こういうような報道が出てまいりますと、日本でも当然職場の中でのいろいろな要求というものが労働者の方からも出てくると思ひます。使用者側の方も、じゃどういふように対応したいのか、それぞれ悩みがあると思うのでございまして、まず労働省に、この「職場の間接喫煙 労災と認定」という報道を関心を持っておいでになるのかどうか、お伺いします。

○佐藤(正)説明員 お答え申し上げます。先生御指摘の事項につきましては、私も大変関心を持っております。ございまして、ただいまスウェーデンにおきます労働災害に關します補償制度、あるいは当該判例等につきまして入手をしたいということで、手配を行つておるところでございます。その関係資料を入手し次第、私どもといたしまして内容について研究をしてまいりたい、このように考えております。

○草川委員 いずれこういう問題は現実の職場の問題になつてくるわけでございます。早くそれなりの指導をぜひお願いを申し上げたいわけですね。それと同時に、現在労働省の管掌する法律の中に労働安全衛生法等もあるわけでございますが、事務所衛生基準規則等がございまして、そういう内容等も参考にされてございまして、労働組合になりますか、労働者になるのか、個別の勤労者かわかりませんが、例えばたばこを吸う方と非喫煙者とのセパレートというのですか、アメリカの法律にもありますように分離をして仕事をさせてくれとか、あるいは休憩室で分けてくれと

いうような要望が当然出てくると思うのです。そういう場合に、労働省としてはどのように対応を立てられるのか、これも伺いたいと思ひます。

○佐藤(正)説明員 間接喫煙が健康に及ぼす影響につきましては、社会的にも非常に関心が高まっているというところは私も承知しておるところでございます。労働省といたしまして、今後関係省庁と連携をとりながら、知見の収集に努めるとともに、事業所におきます自主的な取り組みがなされるよう、今後とも行政として配慮してまいりたい、このように考えております。

○草川委員 では、これでたばこのことについては終わりたいと思ひますが、最後に国鉄についてお伺いしておきますけれども、来年からグリーン車等にも禁煙席というのが設けられる、あるいは普通急行にも設けられるというのが発表されておりますから、それは結構でございます。ぜひそれを深めていただきたいのですが、ちょっとと大臣にも聞いていただきたい国鉄の答弁があるのですけれども、実はもう国鉄が禁煙車というのはつくりましたね。当然車庫に入るわけですね。メンテナンスというのですか、修理業務をします。そうすると、たばこを吸った席と吸わない席との違いは何かということは今から答弁をしていただきます。特に、床が汚れていないとかシートが汚れていないとか、それからいわゆる空調の網目の目詰まりがない。これだけは少なくとも国鉄の車両工場では明確だという答弁がたまたま出る予定でございます。これは経済的な効果ということははかり知れぬものがあると思ひます。ぜひ聞いていただきたいと思うので、国鉄からそのような御答弁をお願いいたします。

○井沢説明員 お答えいたします。新幹線の喫煙車と禁煙車、これの差でございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、若干の差があるということはありますが、車そのものの性能は全く変わりありません。あと、今お話がありましたけれども、例えば空調関係、これは車内

からはこりが出まして、それに若干ニコチン系のもがあるというところはございますが、これはちよつと力を入れてふくというところでございまして、メンテナンスそのものに大きな差があるというところは認められませんが、御報告しておきます。

○草川委員 私の質問に対してえらく否定をしましたが、国鉄と私鉄の違いは、私鉄の経営者は今全部たばこをやめてくれと言っているのです。経済的な効果が大きいから。国鉄の赤字の原因はこれです。国鉄の赤字の原因というのは。そういう答弁ですね。せつかく我々が、こうすれば経済的な効果があるでしょうと言いつつも、今のうちに、大したことはないよと言つては。私鉄の経営者は大喜びです。ぜひこういう運動をやつてもいい。経済効果が違うと言つては。労働組合も賛成ですね。その現状をきつと一遍反省してください。私、きょうはこの問題についてこれで終わりますけれども、せつかく私どもは、そういう経済効果があるじゃないですかと言つて呼び水を出しておるけれども、大したことないよ、こういう態度ということだけ記録に残しておきましょう。

以上でこの問題が終わりますが、一つ厚生省に。昭和六十二年に世界の有識者を集めて、我が国でたばこの害についてのシンポジウムが開かれます。これは政府としてもぜひ応援をしてみたいというのを私も言っておりますので、前向きな姿勢でぜひ取り組んでいただきたい。その決意だけ厚生省にお伺いをします。

○大澤説明員 御指摘の世界のシンポジウムは、第六回喫煙と健康世界会議であると思ひますが、この会議は昨年第五回がカナダで開かれました。日本からも個人で二名参加されたわけですが、その後、この会議の組織より、昭和六十二年に民間組織の共催により日本で開催する要請があったと聞いているわけでございますけれども、現在日本におきまして、財団法人結核予防会、財団法人日本対がん協会、さらに財団法人日本心臓財団、こ

の三団体を中心にしてこの開催についての準備が事務的に進められておるところでございます。厚生省といたしまして、これらの開催の計画が全体的にまとまり、主催者から正式に厚生省の方にも要請があれば、行政として必要な対応を考えたい、こう考えております。

○草川委員 どうもありがとうございます。たばこ関係はこれで終わります。

それで、第二番目の問題で酒類販売の免許制度のことについて少しお伺いをしたいと思つたので

酒類販売の免許制度というのは、御存じのとおり我が国の国税収入の中でも非常に大きく依拠する酒の取り扱いをしておみえになる小売店のことでございますので、御存じのとおり免許制度というものになっておるわけですね。この免許は、人的な要件とか場所的要件とか業態、地域別に需給状況を見て運用をされていると思つたので。ところが、小売販売業というものは非常に零細でございます。大体二百世帯に一軒ぐらいの仕事をやつておみえになるわけでございますが、新規の免許について非常に心配をなすつておみえになります。それで、業界からいろいろと御意見があるわけでございますし、また、新しい団地ができたときには、需要者のサービス要求にこたえるという意味では、新しい免許がおりることは当然必要だと私も思うのでございますが、最近五年間で一万六千軒ぐらいの新免許が付与されておるわけで、中には乱売というのですか、安売りをするといふお店がありまして非常に混乱をする場面があるわけ

です。そういうことでございまして、私どもにもいろいろな要望が出ておまして、免許の付与についてはぜひ慎重な配慮をしていただきたい。あるいは、卸が直接小売の免許を取つて、そして非常に遠距離を輸送をして地域の一つの秩序というのを乱して安売りをするといふような苦情があるわけでございますが、主税局としてどういふように実情を把握しておみえになるのかお伺いしたいと思ひます。

○山本(昭)政府委員 お答え申し上げます。二点につきましての御質疑でございますが、まず最初が酒販店に對します小売免許付与の際のスタンズでございます。私どももいたしましては、酒税保全の見地から、酒販店につきましては免許制度を採用いたしておりますが、税務署長が個々に小売免許を付与いたします場合には、それによりまして生じます当該地域の需給均衡が阻害されないかどうか、あるいはまた近隣の既存の業者の方に影響を与えないかどうかといった点を慎重に検討するように指示をいたしておるわけでございます。その具体的なあらわれをいたしまして、非常に広範な見地から検討いたしますが、その際に、必ず当該地域の酒販組合の意見を聴取するということがいたしておりまして、十分慎重にいたしておる次第でございます。この点につきましては公開の通達で明らかにしてございまして、今後ともそういう方向で運用をしてまいりたいと思ひます。

第二点は、卸売免許と小売免許を双方持つております酒販業者がかなり安売りをしているじゃないか、こういう御指摘であるわけでございます。確かに双方の免許を持つております業者がおります。卸売免許を持つております場合にはございまして、卸売免許を持つております場合にはございまして、生産者価格で仕入れができる、これを小売をするという場合におきましては、全部が全部でございまして、そのうちごく一部に、先生御指摘のような安売りをしているといふような状況は私どもも把握をいたしております。

そこで、それに対する対策でございますが、そもそも酒類は自由価格でございますので、取引価格は個々の企業が独自に設定をするというものでございまして。したがって、本来でございまして、これも業者の中で自主的に御解決をいただく分野であるわけでございます。行政指導につきましてもおのずと限界があるわけでございますが、しかしながら、こういった形態がやはり酒税保全の見地から非常に問題があるという認識はいたし

ておるわけでございます。特に流通業界におきましてはそれぞれの業態に応じた価格設定、すなわち卸売行為をする場合には卸価格、仮に卸で仕入れたものを小売で売ります場合には、それに応じた価格というふうなことにするようにいうことで、今現在業界内でそういう自主的な活動を展開いたしておりますけれども、そういった健全な動きに對しましては、行政といたしましても十二分にブッシュしてまいりたいと思ひます。特に、先般酒税法改正を御審議いただきました大蔵委員会の附帯決議の御趣旨も十分に体しまして、正常取引の実現というところに向かいましてさらに格段の努力をさせていただきますと思ひます。

○草川委員 格段の努力をぜひお願いしたいわけですが、これは大臣にもぜひ聞いていただきたいのですが、どこの地域にも酒屋さんというのはあります。やはりそれなりの資産なり売場面積も持ち、空き箱なんかも置き、まじめに一生懸命取り組んでおみえになります。何といつても粗利益というものは少ないわけですね。それに対して、卸が直接大量に大型トラックで市場を開拓していくわけ

です。具体的ない方をしますと、私の選挙区には知多半島という半島があるのですが、先づに民宿があるわけですね。と、本来のその地域の酒屋さんではなくて、中心の都市から大型トラックで持ってきてまして、ワンパッケージ、あの黄色い箱があるでしよう、あの一ケースをマイナス千円でやるんです。マイナス千円というのは、小売の人にとてみればギブアップなんです。空瓶を受け取るだけのマージンしかないわけですね。ですから、これはもう話になりませんから、結局地域の、昔からの伝統ある小売店はギブアップするわけですね。

ということはどういうことになりますかという、じゃ、その卸は自分の従業員かという従業員じゃないんですよ。臨時に代理店契約で、トラックを持った人間に、とにかくこのトラック一杯

やるから行ってこい、こう言うわけですね。それが民宿なんかへ行って、定価マイナスイ千円でだつと売ってわけです。ずつと並べますから、その近辺の民家の人が一ケース定価のマイナスイ千円で売ってくれるなら私にも分けてくれ、結構ですよといつて、フランチャイズ制とは言いませんけれども、そこで配達から集金から全部一斉にやるわけですね。だから、若い連中は朝早くから夜遅くまで一生懸命働いておるわけですね。どうして最近の若い人があんなに一生懸命働くかというところ、そういう請負契約ですから、近辺の人にも渡して空き箱をもらってくるわけですね。ですから小売店は、じいさんばあさんとか昔からの人は、もう全然勝負になりませんといつて細々とやっておみえになる。今のままでいって、小売店がこのままでいたら息子には継がせられないというので、息子の代になるとプロパンをやったりみそをやったりお菓子をやったり、いろいろなことでもうやうや酒の販売の免許を守っておるというのが実情なんです。

ですから、その声というのが組合を通じて反映をしなければならぬのですが、まあ結構反映はしておると思ひますけれども、率直に言つてまだ弱いと思ひますね。こういう実情をぜひ知つていただきたいし、また一面、今ホテルがどんどんふえておられますけれども、ホテルなどを調べてみますと、全部入札制です。そうすると、やはり地域の小売店は入札には負けるわけですね。卸と小売の免許を持ったのが勝つということになります。いろいろな繁華街などへ行きますと、きょうは私、真がとれないといふ言葉が悪いのですが、証拠がないから持つてまいりませんけれども、信じられないくらい値段の安いウイスキーが出回りをしておるわけですね。そういう事実を一回本場に私どももつと的確に皆様方に申し上げて、国税庁の指導を得なければいかぬと思うのですが、国税の方、税務署の担当官は大変御苦労なされて、業界としてよちう話しておみえになります。これは承知しております。御苦労なすつておみ

えになります。生販三層と言つておりますが、生産者、卸、小売の方々を集めて会議を開こうということでもよくやっておみえになります。その中には大口消費者をぜひ入れていただかないと、なかなか小売店の保護というのはできないのではなかつたかと思ひます。

私がなぜこういうことを申し上げるかといふと、実は委員会は違ひますが、牛乳問題があります。牛乳の小売店はスパーの安売りで、今、ほとんどつぶれました。ところが、牛乳の小売店がつぶれてしまうと、日本の牛乳の総消費量というの見事に減つていくわけですね。スパーへ行けば百円、百三十円の牛乳があるといつて、お父ちゃん、車で行きましょう。ところが、お父ちゃん、車の都合が悪いときには牛乳がなくなつていいてわけですから買わないわけですね。戸別配達の場合はそういうことがありませんから一定の量があるわけですが、残念ながら、牛乳は小売店がつぶれ、総消費量が減りました。

お酒も、嗜好上の問題もございまして、大体そんなに伸びというのはいないわけですから、せつから長い間御苦勞なすつた小売店を、自由価格だから仕方がないよ、大きいところが大口販売をするから当然だよというわけにはいかぬと思ひます。ね。しかも、ビールについてもウイスキーにいたしましても、バックマージンというのがあります。流通機構が極めて複雑です。そういうことがございまして、十分承知をして対応を立てていただきたい、こう思ひますので、もう一回答弁をお願いいたします。

○山本(昭)政府委員 お答え申し上げます。酒類は、一つの商品でありますと同時に財政物資でもございまして、この円滑な流通が行われまして、それぞれの生販三層が健全な経営ができておるといふことが基本であるといふふうに考えております。

ただいまの先生の御指摘の点、まさに現在の大きな問題でございまして、先般も中央段階におきまして生販三層の中央団体の会議でその問題が取り

上げられました。そういうった動きがございまして。私どもも、当然そういうことは、その健全な動きとしてブッシュをいたしておるわけでございます。

また、愛知県下におきまして、ただいま先生の御例示の案件かどうか知りませんが、一件だけございましてけれども、そういう形が是正されたという姿も報告を受けておりまして、ただいまの御指摘を旨といたしまして、さらに一層努力を続けさせていたきたいと思ひます。

○草川委員 最後に、輸出入銀行の返済の延期の問題について伺ひたいと思ひます。経営危機が表面化してあります大手の海運会社で三光汽船というのがありますが、この債務繰り延べの問題でございまして。この会社は、経営損失が前期五百五十五億、二年続きで累積損は九百九十九億に達している、借入残額が約三千億という大変なことになっておるわけでございます。

運輸省にお伺ひしますが、この三光汽船というのは、海運界にあつても非常に特殊な路線を歩んでおまして、行政指導である海運集約化にも協力しなくて、自主独立の路線を歩んできた会社です。私は、利子補給を受け入れなくて自主独立をするというのはそれなりの経営方針だから、それは問題ないと思ひますが、昨年の春と秋に第三者割当て、これは時価発行をしたわけでございます。トータルで五百五十億という時価発行による資金というものを証券市場から調達して、しかもそれを造船会社に持たせるとかという、私どもに言わしてみれば一種の高等な錬金術のようなことをやってきておるわけでございますが、とにかくそれが大変な三千億の借入残になり、輸出入銀行に約九千万ドルのお金が残っているというので、返済期限の来た五百五十億というのとはちがはず返済猶予してもらいたいという言い方で来ておるやに聞いておるわけでございますが、私ども中小企業を後援会に抱えておりますと、ちよつと虫がよいんじゃないか、率直なところ。政府の指導に基づいて集約化をし、国際的な海運会社が行

き詰まつたから輸銀の手形決済をジャンプしてくれというふうなことになるのだけれども、どうしてこの会社だけ、言葉は悪いのですが、やりたいことをやる経営で、最後にしりや輸銀に持つてくるのか、こういう素朴な疑問があるわけですね。その趣旨に従つて、まず運輸省に、この三光汽船というのは今私が言ったような形になっておるのかどうか、その事実経過だけ確認をしたいと思ひます。

○尾松説明員 三光汽船についてでございますが、先生おっしゃいましたとおりでございますけれども、御説明いたしますと、この会社も昭和二十九年当時には利子補給金、助成を受けたこともございます。しかし、三十九年の海運企業集約には参加いたしません。また、四十三年には利子補給金を全額国庫返納いたしました。それ以後は、おっしゃるとおり国の助成も受けなければまた監督指導も受けず、独自の企業経営を続けてきた会社でございます。また同時に、相当の船員その他従業員あるいは船舶も持つて、長年にわたつて海運業を営んできた会社でもあります。この海運企業集約に参加するかどうかというのは、一つの経営の判断ですから、強制されるものかといふことではございせん。おっしゃるとおり、最近では相当経営危機に陥つておりまして、私どもの調べているところでも、昨年相当の第三者割当てによる増資をいたしております。しかし、現時点で海運不況、特にタンカー不況ということも経営危機に陥つて会社再建策を推進中である、そういう状況の会社でございます。

事実経過だけを御説明いたしました。○草川委員 じゃ、輸出入銀行にお伺ひします。今私が指摘したように、九千万ドルの残に對する返済期限の延期という申し出があるかないかお伺ひしたいと思ひます。

○島田説明員 お答えいたします。三光汽船から輸銀に對しましては要請が参つております。それは、今後三年間に返済期日が到来する貸付金について返済猶予をしてほしい旨の要

請を受けておる次第でございます。

○草川委員 それに対してどういふような態度をとられますか。例えば、民間金融の話合いが進めばオーケーをするのか、独自に、民間の方の支援体制を整つても、輸銀としては我々国民のどういふ財政投融資、郵便貯金、厚生年金が原資だからそういうことはできませんよというふうなお答えになるのか、お伺いしたいと思います。

○島田説明員 今申し上げましたように要請が参つておるわけでございますが、今お話もございまして、現在民間金融機関が金融支援体制を策定中でございます。この支援体制が完全に固まつた段階で、輸銀としての対応を検討するということにしておる次第でございます。現段階でどのように対応するかというところは決定してないのでございます。

○草川委員 そこで大蔵大臣、これは輸銀の監督官庁でございますから大臣にお答え願いたいのです。私は素朴に、嫌みなく言うわけですよ、今の話じゃありませんが。私も随分中小企業を抱えております。政府系金融機関の中小企業金融公庫、国金あるいはその他のものも随分あるから中小企業は借りております。まじめに働いておる。今日の大企業のいろいろな下請で仕事をやっておるわけでございますが、苦勞に苦勞を重ね、必ずしもその本人の経営無能力ということではなくて、赤字を出して倒産する場合があります。そういう場合でも、少なくとも政府系金融機関が手形をジャンプするというのですか、繰り延べを認めてくれるという例は、私どもの知っている中小企業ではまずそういう例はありません。こういうことを言ってきたという自身も、金額が大きければ当たり前だというふうな世上の認識が行われるとするならば、まじめに働いた中小企業は救われぬと思うのです。

極端なことを言うならば、山一証券の日本銀行の救済もありました。いろいろな例があります。じゃ、幾らの金額ならば国は助けてくれるのか、あるいはどういふ会社ならば助けてくれるのか、

我々のような中小企業ではだめなのか、あるいは影響力を持つ、非常に強い政治力を持つ会社ならばそれがまかり通るのか。我々のような野党が幾ら騒いだって、中小企業金融公庫は手形のジャンプをしてくれたというためしはありません。私ひがんで物を言うわけじゃありませんけれども……（野党だけじゃない、与党でもそうだよ）と呼ぶ者あり）与党でもそうでしょう。それは私はそうだと思うのです。だから、その基準をはっきりしてもらいたい。大体こういう申し出をすること自身が、入り口で断わるのが普通ですよ。あんなことを言っちゃいかぬよ、運輸省さんどうですかといつて運輸省を呼んで、運輸省の指導のもとに赤字が出たのだというなら、これは別だと思ふのです。その点はどういふふうにお考えになるのか、大臣から一回意見を聞きたいものだと思います。

○竹下国務大臣 三光汽船の再建問題というのは、現在民間の金融機関におかれてその支援体制というものをまさに鋭意詰めていらつしやるという状態にあらうかと思つております。したがつて、輸出入銀行といへども、今おっしゃいました公的機関という立場は私も十分承知しておりますが、また一方、いわゆる民間金融機関全体で再建の支援体制を協議していらつしやることに、一つだけ例外的措置の立場にあるということもやはり考えてみなきゃならぬ。したがつて、鋭意やつていらつしやるというお話でございますので、その結論というものが出た段階で輸銀としては考え方を固められるのではないかと、いふふうに、私はこれを見ておるわけであります。

○草川委員 その例外的な措置をどういふ基準で申し出をすることが認められるか、例えば私が会社をやつて赤字になつて、私も例外的に認めてくれよということになるのかならぬのか、その基準が大切ですよということをお願いしたいわけですよ。

○竹下国務大臣 それはまことに大切なことでございますが、まさにその基準というのは、それこそケース・バイ・ケースにならざるを得ないので

はないかな、こういう感じがいたしておるところであります。

○草川委員 そのケース・バイ・ケースなんていう、それは大臣、三光汽船というものを想定すればそういうことをおっしゃるかも知れぬけれども、国民としてはそれは許されませんよ。ケース・バイ・ケースで助けてくれるのと、ケース・バイ・ケースによつて助けられない。原因は皆あるわけですよ。まじめに働いてやむを得ぬという場合があるわけですよ。しかし、私が先ほど申し上げたように、運輸省の指導から離れた経営をなすつてみえたわけだから、自主的に自分が立ち上がらなければいけない。また、そのために昨年も一昨年株の増資をやられた。しかも、株の増資をやつた、内容が悪いから下がるわけですよ。ところが、持たせた会社の損金として出るとぐあいが悪いから、ちょうど株主総会の時期になると買ひ支えがあつて、株価というものは上がるわけですよ。そういう錬金術のようなことが許されるというところは、私は、こういう近代工業国家の中ではレアケースとしても許されぬ、もつとみんなが悪いことを考へると思ひます。私は、これは一つのモデルとして毅然とした判断を示していただきたい、こう思うのですが、どうですか。

○吉田（正）政府委員 大臣のお答えになる前でございますけれども、先ほど先生が御指摘になりました、中小企業に關係いたします返済猶予のことでございますが、先生の御質問があるいはこういうことに關係するのかなと思ひまして調べてまいつたので、詳細は明らかではございませんけれども、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環衛公庫、農林漁業金融公庫など、数千から数万にわたります毎年返済猶予をやっております。この場合は、借入人の状況、それから担保の状況あるいは再建計画その他総合勘案いたしましたして、政府系金融機関として、なるべく中小企業金融等に対応しているところでございます。直接のお答えではございませんけれども、そういう措置は講じております。

○竹下国務大臣 私もこの問題は詳しく知っておるわけではございませんが、輸銀がいわゆる融資いたした際は、例のドル減らしの段階ではなかつたかというふうな考へておりますが、基本的にこれが好ましいことであるという感じは私も持つております。ただやはり、これだけの金融機関の方が精いっぱい、再建策を模索というよりも、一歩も二歩も出た段階で鳩首協議をしていらつしやる段階でありますので、私どもとしては、その策定計画の推移を見た後輸銀が判断されるということ、現状はやむを得ない措置ではなからうかな、こういうふうな考へております。

○草川委員 もう時間がございますのでこれで終わりますが、今大臣は簡単に、やむを得ない措置だとかいろいろなお話しをしております。それは確かに、一千億近い累積赤字を抱えたのを知らぬ顔でない、影響力が大きいという意味でもそれは十分わかりますが、では、はっきりと責任者を出してもらわなければいけませんね。国の指導に反し、自主独立をし、そしてこういう結果になり、国に迷惑をかけるわけでしょう。しかも、そういう企業に大変影響力を持った方がお見えになるわけですから、そういう方々にはっきり責任をとつてもらつたら、世間は納得するかも知れませんね。そこら辺のことは十分考へてやつていただきたい。

同時に、銀行局長がおっしゃいました。確かにそういう面がありますけれども、それはもうほとんど肩がわりをするような優良な担保物件がある、保証人がある、そういう条件でなければ、政府系金融機関は絶対手形のジャンプはいたしません。それだけは明言を申し上げておきます、これは実態でございますから、それだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○互委員長 玉置一弥君。
○玉置（一）委員 三巡目でございますから、大体すべての項目が、どなたかが質問された内容に該当するといふふうにも思ひます。それで、まとめ

という意味もありまして、今までの問題点を特にある程度絞って伺いをしたいと思ひます。

今回のたばこ法案は、特に、開放経済に対する合理化、輸入自由化あるいは国際価格競争力確保という面から新会社に移行するというところでございました。いろいろな説明書きを読んでおきますと、どうも、公社だと自由な活動ができない、そして、新会社においては自由な活動ができて、これが経営形態を改組した後合理的な企業活動というものに取り組める、何となくこういうような感じで聞こえるわけです。そしてもう一つは、商法が適用される会社であり、組合員の方につきましては労働三法が適用される、こういうことになるのでございます。そういう意味から見まして、果たして今出ております法律のままでまことにそういうことが守り切れるかどうか、こういうことをもう一回確認をしていきたいと思ひます。

新会社に移行いたしますと、当然企業としての努力はございますけれども、今全般的にたばこの消費停滞、まさに横ばいの経済の中とは関係ないとは思ひますけれども、いろいろな医学的な文獻が発表されました、嫌煙運動というものもあるようでございますし、そういうような中で横ばい、五十年代に入りましてから、マイナスがあつたり、プラスでも一・幾つという非常に少ない数字の伸び率しかないということでございますし、また、喫煙者の率がだんだんと低下をしている。こういうことからいいますと、まあたばこというのはこんなものだろう。竹下先生流で言いますとアバウトという言葉がありますけれども、大体こんなものだというような感じがするわけです。ここに今度は、開放経済ということで、ビッグスリーと言われる三社が入ってくるわけでございまして、競争力がなければシェア低下ということはおのずから数量減というような形にならざるを得ないというふうに思ひます。大蔵省からすると、国内のたばこの本数さえええれば、財政的に十分財源が確保できるということになるわけでござい

ますけれども、一方では、今度の新会社の株主でございまして、そういう意味で配当に影響してくるということにもなるわけでございまして、これが新しい会社に移行した後の問題点として大きく出てくるのではないかと今ふに思ひます。

それと、今までのいろいろな話の中で、聞いておりますと、どうも価格競争力が弱い、こういうことをかなり力説をされておまして、現在の体質では、今のビッグスリーに対する価格競争力として耐えることができないような感じを受けました。これが逆にシェア低下ということになり、国内たばこの産業全体に影響するということになります。それから、新会社が、まだ民間とまで十分いつていないわけでございまして、公社のように年度計画で動くというような体質がまだ当分続くのではないかと、こういうことを考えるわけでございまして、これがすぐ新しい対応ということで、短期、要するに時間の短い間に結論を出して動けるかどうか、こういうことがあります。それから葉たばこの問題。問題はこれだけあるわけでございまして、まずこれを一つずつ究明をしていきたいというふうに思ひます。

先ほど申し上げましたように、企業としての経営ということに今度はなるわけです。今までもそうでございまして、まさに今度は民間会社とほぼ同等の企業経営ということになるわけでございまして、的確な状況判断を持って経営に責任を持つ、そして機械に对应していく、いろいろな条件がございまして、そういうことからいいますと、特に従来から問題になっております企業の自主性、この辺がどこまで確保されているか、これが、この法律が最初出てまいりましたときからの問題点だと思ひます。そういう意味で、自主性を確保するための内容、これをまずお伺いしたいと思ひます。

その内容は、まず一つは、許可認可というものが新会社にもございまして、大蔵省が許可認可をするその項目と基準、これをまず説明をお願いしたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

現在、日本たばこ産業株式会社法におきまして大蔵大臣の認可にかかわります事項というのは八件あるわけでございまして。そのほかにはたばこ事業法上、例えば一般の卸売業者とかあるいは特定の小売販売業者とか、そういう面からいくものが幾つかございまして、また事業法の中にも、今回の政策目的にかんがみまして、今回のたばこ産業株式会社に適用される認可事項も幾つかあるわけでございまして、今おっしゃった点からいいますと、会社法にございまして八項目が大体問題かと思ひます。これにつきましては、今回の専売制度改革の趣旨が、来るべき国際競争に備えまして合理的な企業経営を最大限可能とする政府関係特殊法人とするということからいまして、いわば既存の特殊会社等と比較いたしました必要最小限の規制であるということと考えておりますので、このことによりまして企業の経営の自主性が阻害されるというふうには考えておらないところでございまして。

○玉置(一)委員 八項目あるのはわかるのですが、判断基準といふことが、どういふときにどういふ判断をしてどこであればいい、そういう目安といふか、そういうものがあれば、あるいは、あるいは、なければ困るのですけれども。

○小野(博)政府委員 それぞれの項目についてでございますが、例えば第二条で、会社が新株を発行しようとするときあるいは転換社債あるいは新株引受権つき社債を発行しようとするときは認可を受けなければならぬわけでございまして。この認可につきましては、本来会社の資金調達という面からいいますと、それは機動的、弾力的と申しますか、適時適切になし得るということが望ましいわけではございまして、一方で新株の発行といふことは株主構成の変動を伴うとか、そういうたような意味で、会社の基本的構造に影響するといふ意味から認可対象としてゐるわけでございまして、そういうたようなことを全体として判断しながら行ふことになるかと思ひます。

そういったような意味で、それぞれの認可事項につきまして具体的な基準というものがあつた。例えば、どういふふうに移行した方がいいかと思ひます。例えば、小売販売業者の許可基準というように形ではつきり申し上げられるものも、むしろ例えば今の新株発行の問題でございまして、あるいは会社の目的達成事業の認可でございまして、ケース・バイ・ケースと申しますか、そのときそのときに応じて、今回の会社法を本来の趣旨に従つて判断して、そういうたぐいのものがむしろ多いかと思ひます。

○玉置(一)委員 今のお話を聞いていますと、項目ごとにはまだそう煮詰まっています、ただいわけゆる許可基準とかそういうものについてはあるわけですね。認可については、逆に言えば構成要件といふか、ある程度条件がそろつて、状況判断といふか、そういうものが加味されるということ、文章でいふと規定を定めるということではない。だから、今お話を聞くと、何となく全然ないような気がするのですけれども、本当は許認可といふのは基準を明らかにしていかないといふこと、そういうことがあると思ひますし、また判断基準、人がかわれば変わるということでは非常に不安定な状況になるわけですから、その辺を特にお願いしたいと思ひます。これはまだずっとこれから先の話だと思ひますので、整理される段階でお願いしたいといふことをまず申し上げておきます。

それから、今の認可の中で、取締役の選任、解任、この辺も含まれてゐるに話を聞いております。私たちがいろいろ企業活動を見ておりますと、例えば経営者のトップの方、こういう方が取締役を自分で選べないといふか、ある程度人選をされるといふか、自分がかうだといふふうにも思つてもそのままで進まない。場合によつてはよから押しつけられるといふか、こういうふうな形でやらざるを得ないときも間々あるわけでございまして。そういうときに、果たして経営者が任されたことに対して十分自分の力を発

揮できるかどうか、こういうことに疑問を感じるわけでごさいます。我々の方で検討している中でも、この代表取締役だけでいいのではないかと、いうふうな話もかなりございまして、この辺について大蔵大臣のお考え方を聞きたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは再三この場でもいろいろな御議論をしたわけでごさいます。いわゆる取締役の選任決議、それについて大蔵大臣の認可を受けなければその効力を生じない、これはおっしゃるようになっておるわけでありまして、それで、この新会社法が我が国たばこ産業の健全な発展を図るといふ使命を担った法人であるということにかんがみまして、業務執行に關して新会社の意思を決定する機関、それが取締役会である。だから、取締役についてはやはりその適正さを確保するという観点から大臣のそういうことにしまして、そこで、代表取締役は取締役会が自主的にその中から互選して選ばれる、こういうわけですから、要するに、その目的を達成するための一番大事な機関は取締役会である。それで、その自主性で今度は代表取締役が選ばれていくということ、取締役会の自主性と責任にゆだねるという意味において、その方が一番現実的ではないかな。これはたびたび議論しておると、あるいは見解の相違と言へばそれも言へぬことはないという感じが私としてはありますが、要するに取締役会という機関そのものが責任を持つという意味においては、それが認可にかかつて、むしろその自主性で代表取締役さんが今度はできていく、そういう方向の方がこのたばこ産業株式会社については一番適当ではないか。それで、私もこの議論はしながら、いつもある意味においては見解の相違とでも言えるかも知れぬなと思ひながらそういうお答えをしておるわけで、これが私の素直な気持ちでございまして。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕

○玉置(一)委員 最近の取締役会というのは形だけで、ほとんどが常務会なりあるいはもっと上の方で決められるというのが常道でございまして、

普通の一般の会社だと取締役会で取締役の方が発言をされるというのはまずないわけですね。そういう状況から見ると、代表者だけ選んでおけば、あと大体その人に任せるのですから、それでいいではないかという感じがするわけで、取締役会全部に目を通すということでは信賞必罰もなかなかやりにくいのではないかと、そういうような感じがするわけですね。例えば、ほとんどないと思ひますけれども、長岡総裁がそのままで代表取締役になられるということがあったとして、例えば自分が一応目を通しますけれども、半分くらいは横からわあっと押し込まれて、これはだめだ、だめだともしたそのまま自分の力を発揮できるか、こういうことが考えられるわけですから、その場合について、長岡総裁としては、それでもできるかどうかというところ、大体自分の状況から見ると、今の公社から新会社へ移った場合に、長岡総裁がなられるということではなくて、想定をされてお話しいただきたいと思ひます。

○長岡総裁 私も会社の勤務の経験がございせんので、外から見て印象のようになつてしまふけれども、会社の代表取締役社長というのは、大変な権限を持つておると思ひます。公社総裁の比ではないと思ひます。その大変な権限を持つた代表取締役を、会社の幹部が選ぶのではなくて、監督を受ける大臣の認可によつて選ばれるということ、それから並び大名という表現は悪いかもしれませんが、会社の取締役会を構成すべき人たちの顔ぶれについて、監督大臣の立場から一応それをコントロールするわけでも、しかしその中で、絶対権限といったようなものを持つた代表取締役は君らの中で民主的に選びなさいというのと、どちらが、何というか、会社にとって監督官庁からコントロールされる度合いが強いのかというの、これは先ほど大臣からもおっしゃいましたけれども、私も全く同じように二つの見解があり得るというふうに思ひます。私としては、この法案の審議をお願い

いたしております立場もございまして、この法案の方式であつても、代表取締役社長になられるべき方が会社の運営に責任を持てなくなるということはないのではないかと、いうふうに考へております。

○玉置(一)委員 仕事は当然代表取締役だけではできないわけでごさいますから、会社一丸となつてやるわけですね。権限委譲というのはいささかあるわけで、各ショップそれぞれ責任を持たされる、その責任を持った方が上を見るか横を見るかということ、大分またこれは進行状況が変わつてくるわけで、本来であります、命令系統に従つて上を見ようというのとは当たり前のことですが、自分の選任権は社長にないんだということになりますと、どうしても親元を見ようということになりまして、親元の意向で動くということになりかねない。こういうことで経営が本当にできるかどうかという心配もあつて、そういう面ではこれはやはり親元を見て、もとの号令を発する人が指揮官として注目されるという形をとりなさい、例えば会長、副会長、社長とかいろいろいる会社がありまして、そういうときでも、どれを聞いていいかわからないというのがよくあるのです。そういうことになりかねないわけですね。それを思うと、まさに全体を選ぶということではなくて、一人に任せて、その方が取締役を選ぶという形にした方が会社としてのまとまりができる、仕事もやはりスムーズにいくということになるのではないかと、非常に心配をしておるところでございまして、ぜひお考えをいただきたいと思ひます。

見解の相違もあるようでございまして、余り言いませんけれども、一般的に見ていゝんな状況で失敗しているのは今のケース、法律に出てくるケースなんです。そういうところから見ると、法律に出てくるケースが悪い方にくつたという心配をしておりますので、ぜひ、まだ時間もございまして、十分考へていただきたいと思ひます。

今の話と関連がございまして、大蔵省、

主務官庁としての権限がございまして、株式も当分の間は全額保有、そして三分の二、二分の一というふうに、最後でも二分の一保有ということになるわけですね。今度は大株主としていろいろ立ち入りができるわけですね。今、規定では許認可で、あとはフリーだということになっておりますけれども、許認可事項以外について、新会社が大蔵省として立ち入ることがあるのかないのか。株主権限がありますから、そういう意味で、今の法律に記載されてなくても、会社法なりいろいろ法律で逆に株主としての権利があるわけですから、その辺についてどういふふうに行使をされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

会社法におきましては、一定の政策目的を担う会社であるということでごさいますので、政策目的の遂行を担保するため常時二分の一以上、当分の間は三分の二以上でございまして、政府に株式の保有を義務づけておるわけでごさいます。したがしまして、ただいま先生が御指摘ありましたように、新会社と大蔵大臣との関係を見ますと、一つには、大蔵大臣には片やこのような政府の出資部分を管轄する国庫大臣としての立場、つまり株主としての立場と、会社法に規定するところによつて、会社を監督する監督大臣としての立場、別な言葉で申しますと主務大臣としての立場、この二つの立場があることはそのとおりでございまして。

株主権の行使につきましては、これはただいまお話がございましたように、まさに商法に基づいて行われるわけでごさいます。御存じのようによつて、商法というものは所有と経営の分離と申しますか、そういう原理に基づきまして経営の自主性を図るとともに、一方では、その株主の財産保全との間の調整を講ずるということ、いろいろ株主総会の議決事項とかいう規定がございまして、ふりて存じておりますけれども、そういう意味から申しまして、株主としての大蔵大臣の立場と申しますのは、新会社の経営の自主性を最大限尊重

しながら、国の財産である出資財産の保全を図る、そういう立場に基づいて行われるものでございす。他方、主務大臣としての監督と申しさすものは、一定の政策目的を担う政府関係特殊法人ということでございすので、その新会社の事業運営の適正さ、つまりは事業法なりあるいは会社法なりの趣旨にのっとった運営が行われているかどうかということに監督するという意味で行われるわけでございす。

なお、会社法におきましては、合理的企業経営を最大限可能とするようにし、また、経営の自主責任体制を確立するという観点から、会社に対する公的規制というのは、先ほど来申し上げておりますように、最小限にとどめておるわけでございすので、例えて申しますと、株主権と主務大臣としての権限の行使というのは、いわば車の両輪と申しますか、両々相まって、新会社の使命である我が国たばこ産業の健全な発展を図るという政策目的の達成を確保ならしめる機能を持っているというふうに理解しております。

○玉置(一)委員 多分そういうふうに行われるんじゃないかと思つたのですけれどもね。やはり会社の財産管理といふことも、そういう面では確かに必要だと思ひますけれども、株主が余りにも介入してくるということになりますと、先ほどの話に戻りますけれども、両方に向いて仕事をしなければいけないということになり、決断が鈍るわけですね。だから即決を鈍らせるようなことにならないような対応、これをぜひお願いをしたい。株主と法律の規定と両方あるわけですから、両方ともかなり深く入るわけですね。場合によつては社長と同等の権限くらいあるような感じになります。それから、一つの事例研究をしていただいて、どういふときには入って、入らないというふうなことである程度明確に決めておかないと、場合によつては、今小野さんだからいいですけれども、違うしつこい方が今度監理官のかわりになられて、そういう方がねちねちとやられたら、それは新会社もたまたまのものじゃないわけですね。そういうこともやはり考えておかないといけないと思うので、そういうことでぜひお願いしたいと思ひます。

時間が、予定はあと三十分でございますので、ここで大蔵省の方からつと御休憩いただきまして、公社を中心に行つていきたいと思います。今の問題点の中で申し上げましたように、価格競争力が大変重要なポイントだ。それから、新会社に移行してからの合理化、全国で行政改革をやつていすけれども、どうも役所のやる行政改革というのは進まないというのが定説でございます。これがそのまま民間に移行しますと、言葉の飾りで何も進まない、こういうことになるのではないかと大変心配をいたしております。

まず、ビッグスリーと言われるフィリップ・モリス、レイノルズ、BATですか、これだけあります。レイノルズも大変大きいという話でございますけれども、そのビッグスリーとの価格差なりあるいは企業総合能力といふことも、この辺を現在の公社と比較してどのように感じてもらえるか、その辺をまずお伺いしたいと思ひます。

○丹生説明員 外国たばこ企業のビッグスリー、まさに大きな会社でございまして、私も恐らくこれから競争相手になってくるということだろうと存じますけれども、外国の企業のコストの実態を把握することは、実は企業秘密というふうなことも絡みまして大変難しいことでございす。私もといたしましてもある程度の推定はいたしておりますけれども、的確に申し上げることは出来ません。できないような状態でございす。

ただ、私どもの新しい会社のコストを考えます場合に、例えば製造原価というふうな面ではいす。葉たばこのユニットが大変高い企業の特徴から申しまして、ビッグスリーというふうな大変大きな企業との間にはある程度のコストの差が出てくるというぐあいに存じます。私もよりもある程度の優位性を持っているというぐあいに考えます。したがしまして、私もといたしまして

は、今後コストの低減に向けて生産性の向上に一層努力しなければならぬというぐあいに考えております。

○玉置(一)委員 幾らという数字は出なかつたですけれども、例えば葉たばこのアメリカの原料と日本の原料、これだけ比較いたしますと大体二倍ぐらいの開きがあると思うのです。一・七から二倍。配合によつて変わつてきますけれども、まず目安として考えられるのは原材料。それから、総売上高に占めるたばこの割合が、フィリップ・モリスは六六％、レイノルズは五二％ということ。合理化余地が企業全体としてある。片方、専売公社の場合には、お塩が今度残りますけれども、ほとんどがたばこでございすから、とりあえず当面たばこで合理化をやらなければいけないということになるわけですね。

そこで、当面の合理化目標をどこに置くか、これをまとめて簡単に申し上げます。

○長岡説明員 当面の合理化目標をどこに置くかという御質問でございす。私も公社形態のものとおきまして、定員の削減あるいは工場統廃合といったような合理化は真剣に取り組んで今日に至つております。玉置委員も御承知と存じますけれども、ここ数年の間に全国で幾つかの老朽工場を統合して新鋭工場をつくるというふうなこともやつてきております。定員の面におきましては、予算上の定員についてこの三年間、毎年千人以上定員の削減も図つてきております。そういうふうなことで、まず公社自体が機構、定員あるいは設備といったような点で最大限の合理化を図つていくということが一つのポイントであろうかと存じます。

そういうふうな場合に、御質問の中にもございましたアメリカのビッグビジネスであればフィリップ・モリスもレイノルズもコンゴロマリットであるから、ほかの部門でたばこ部門から出てきた人員を吸収したりというふうな幅があるだろうという御指摘がございました。その点はまさにそういう面もあるかと存じます。私もはもっぱ

らたばこ産業を運営していく会社でございすから、そういう点においては確かに外国の巨資資本とは違ふと思ひますけれども、ただ、程度の差はあれ、私もといたしましては、新会社移行を契機といたしまして業務範囲の拡大も図つていただくと、その拡大された範囲の中でどれだけ労働力が吸収できるかといったような問題も念頭に置きながら合理化を進めてまいりたいと考えております。

それから第二点は、何と申しましても葉たばこ農業の部門だと思ひます。これも私、他議員の御質問にお答えいたしましたけれども、新会社といたしましては、日本の葉たばこ農業は新会社の原料部門を担当しているんだというぐあいのつもりで考えてまいりたい。そういう意味において、葉たばこ耕作農業につきましてもできる限りの合理化と申しますか、いわゆる生産性の向上等についての努力を払つていただかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

○玉置(一)委員 非常にいい内容なんですけれども、どのくらい効果が出たかちょっとわかりませんけれども、確かに今までやつておられたという話も聞きましたし、また今度は公社じゃない形態ですから、そういう形態に組みかえていかなければいけないというふうに思ふのです。今の葉たばこの問題はちよつと後に回します。

五十八年、五十九年、閣議で人員削減を決定されております。千二百二十二名と千百十五名ですが、これが状況としてどうなつていすか、この辺をまずお知らせ願ひたいと思ひます。

○岡島説明員 五十八年度及び五十九年度の人員削減計画の進捗状況でございす。公社職員の要員削減につきましては、閣議決定によつて公務員に準ずるとされております計画削減というのがございます。そのほか、事業量の推移とか今お話をしておりますコスト競争力等を考慮して実施しているところでございす。どんな内容で人数を積み上げたかと申しますと、まず、もう少し今の中身を具体的に申し上げます。

ますと、五十六年度未定員の百分を毎年度削減するというのが両年度ともございます。それから耕作面積の減少に伴う生産関係職員の削減、それから原料工場をやめたのがございまして、それに伴う関係職員の削減、それから製造工場におきまして高性能機械を導入するというようなことによりまして製造関係職員の削減を行う、また輸入たばこの受注事務を配送会社委託することによりまして関係職員の削減をするというようなことによりまして、五十八年度については千二百二十二人の要員削減を実施いたしました。五十九年度については千百十五人の要員削減を予定しているところでございます。

この実際の削減に当たりましてはどういうやり方で行っているかということでございますけれども、公社におきましては、最近数年間にございまして毎年度の退職者数かなり多うございまして、千六百人と千七、八百人とか、そういう方が退職をされるわけでございます。五十八年度は二千七百人ぐらゐの退職人員が見込まれております。その後補充を不補充にするという形で、五十八年度は確実に予算定員の削減を実施いたしましたし、五十九年度もその退職人員の不補充という形で定員の削減が実施できる、このように考えております。

○玉置(一)委員 いつも年金のときに問題になるのですけれども、今一番公社の中で人数の多い世代というの四十五、六歳前後かと思ひますけれども、こういうので、今新規採用不補充というお話がございましてけれども、これは人員計画からいくと非常にまずいし、年金の負担からいくともっとまずいことになるわけで、確かに定期採用というのには絞らなければいけないことはいけませんが、それと、そう急に絞らない方がいいのではないかと、そういうふうに思ひます。それはどうですか。

○岡島説明員 ただいまの答弁の中で不補充と申しましたけれども、一部不補充ということござ

いまして、採用すべき人は採用いたしてあります。そういうことも考えながら削減をしているというところでございます。

○玉置(一)委員 合理化も社内と社外とございまして、いずれにしても、お金が消費者から原材料までの間にあるわけですから、それをいかに有効に活用し、また利益率を上げていくか、むだを排除するかということになるわけでございます。

業たばこ耕作者のお話がちらつと出ました。本当は時間があればそこだけでぐつとやりたいのですけれども、全般を聞くと、社外に対して、例えば販売の小売店とか業たばこ耕作に対する合理化、これで大体的なことを今どういうふうに行なわれているか、その辺について伺ひたいと思ひます。

○長岡説明員 社外と申しますと業たばこ耕作農業と小売業という関係であらうかと思ひます。

小売店関係につきましては、直接合理化をしてそのコスト競争力をつけるという角度からの検討ではなくて、若干角度が違ってくるのだらうと思ひます。しかし、小売店組織が合理的に機能してくれて初めて販売が実るわけでございまして、そういう努力をお願いをせざるを得ないと思ひますが、定員の削減、機構の簡素化といったようなコスト削減の努力とは若干角度が違ってくるんじゃないかというふうに思ひます。

業たばこ耕作農業の方につきましては、これは何と申しましても国際的に割高な原料でございまして、日本農業の持つ宿命と申しますか、自然条件の制約がございまして、それをでき得る限り克服しながら、主産地形成、そして品種の改良といったようなことをあわせて生産性を高めていくのが一点あるかと存じます。

ただ問題は、それ以外に面積、全体の規模の問題がございまして、私どももいたしましては過剰在庫解消の努力を懸命にやるといふことはございすけれども、最初に御質問に出てまいりましたように、たばこ産業をめぐる環境を考えますと、将来末広がりに発展の見込める産業分野ではないと

いうことを考えますと、現在のところ、需給の面からいまして原料の業たばこがやや過剰傾向にあるというところは否定できない事実であると存じます。この点につきましては、昭和五十六年の夏の耕作審議会でも議論になりました。面積の減反の協力を相乗業たばこ農業にお願いをしたわけでございすけれども、来るべき八月末の耕作審議会においても、面積調整の問題については何らかの御協力をお願いせざるを得ないのではないかと、いうふうにお考えでございます。ただ、過去の経緯に照らしまして、農業にだけし寄せをするという形ではなかなか御協力を得がたいと存じますので、その時点までに、私どもも公社ぐるみの合理化案についてできる限り具体的に詰めて、そして、そういうふうなものとあわせて検討していただくということになるかと考えております。

○玉置(一)委員 販売店の関係は、販売マージンが、果たして外国たばこの競合に遭った場合にこれではないのかという問題と、売れている店と売れていない店はおのずからマージン率が変わってくるかと思ひますし、商品も、今は何かたばこの商品券というのですか、そういうのが出ていますけれども、こういうものをもつと変えていったらどうかとか、販売店が持つ在庫量をどういうふうに指導されていくのかという問題。そして今現金買いが原則でございすけれども、その辺の扱い、こういういろいろな問題点があるかと思ひます。

そういういろいろな問題点があるかと思ひます。そういう問題点もやらなければいけませんし、集金に対して、たばこ配送が今やっていますけれども、そういうのが本当にいいのかどうか。多分いいと思ひますけれども、そういう問題も一つの流通として見ていかなければいけないと思ひます。それがまだ我々の中に話が残る余り来ないということ、流通段階においての合理化というのか、その辺についてはまだ余り手がつけられていないという感じがするので、提言という形でちょっと申し上げたわけでございす。

業たばここの問題につきましては非常に問題が大きいように思ひます。過剰在庫の問題とか製品原

価に占める業たばこのウェイトが非常に大きい、この中をどう究明していくかという問題。そして、今の国産と輸入品の価格差を詰めていかなければいけない。これは、扱い方によつては会社として本当に力が残せるか残せないかという大変大きな問題になってまいりますので、これについて若干残された時間、お聞きしたいと思ひます。

業たばこの製造原価に占めるウェイトは何％ぐらいですか、簡単に。

○生平説明員 お答えいたします。製造原価に占める割合は約六〇％でございす。

○玉置(一)委員 業たばこの価格決定のシステムと、価格決定要件といふ要素といふ要素と、その辺を簡単にお願いします。

○生平説明員 現在、業たばこの買入れ価格を決める基準は専売法の中に書いてございす。生産費を基礎にしまして、それに物価、労賃、その他需給事情とかそういう経済事情に基づいて耕作者に適正な利益を得させるように決めるという原則が書いてございす。新しい事業法におきましても同じような考え方を書いてございす。

○玉置(一)委員 今価格決定に要しているといふますか値段と量、指示とか作付面積の決定とかいふいろいろな要素があるけれども、要するに購買部門、資材部門といふ部門、そういう部門に携わっている人、値段を決めている人、数量の指示それから農家に対するいろいろな指導とか、そういう方、全部で大体何人ぐらゐおられますか。

○生平説明員 業たばこの生産関係に携わっている人員は約三千名でございす。

○玉置(一)委員 三千名で十万人の農家を見ていることになるわけですか、価格決定も含めてですけれども。

○生平説明員 そういふふうに考えております。すね。全部が全部公社で見ようという気になつて、要するに直接見ようという気になつて、その

金額は大きいですね。決算で見ると総額四千億円で、すね。四千億円の購入費、材料費というのですか、材料費と、それから過剰在庫の原因、この辺がかなり密接に影響するのじゃないか。というの

は、これはやっておられるのは数字だけだと思っ
 のですけれども、現場を見てやっておられる方は
 三千名のほとんど大部分なんです。こういう方
 がやっておられて、これをやはり値段にはね返し

入り込んできた、それを盛り返さなければいけないけれども、片方では量が減ったから上げてくださいということになりますと、これは難しい。十万人おられる農家が四百万の生活費、世帯費を構

まして、葉たばこの価格というのは相当抑制ぎみになっておりまして、例えばここ一、二年の例を御説明申し上げますと、昨年はお米が一・七五%の値上げでありましたのに対して、たばこ

は○・九八％、横ばいもしくはちょっと上がったぐらいということで推移しております。これはやはり議論は議論として大変活発に尽くされまされども、日本のたばこ産業の置かれている全体の姿を排作農家の方々も認識していただきまして、その価格を低目に決めることについて御協力をお願いした結果だと考えております。将来につきましては、当然のことながらそういう方向で考えてまいりませんと、現在既に国際的に割高である葉たばこがさらに割高の割合を高めるといふことになりまして、これは本当にたばこ産業全体としての国際競争力を失うわけでございますから、その辺は恐らく新会社としては毅然たる態度で臨まれることと存じますし、審議会もそういう価格の決定等については有効に機能してくれるものと考えております。

○玉置(一)委員 今伺いますと、五名が耕作代表で六名が学識経験者ということですが、五名は耕作代表で六名が学識経験者という立場に立つと思われまふ。六名のうち一名がどっかへ行きますと、これは逆転するわけですね。公社の立場等いろいろな議論をして、学識経験者の六人が六人とも公社の立場に立つとはちょっと考えられないということからいって、今と同じような状況が残るのではないかと心配があります。

それと、今までこういう問題が在庫過剰に結びついてきたのではないかと。毎年毎年の要するに過剰生産分の買い取りが、今の一年分と言われる在庫になったというところで、この金利がざっと計算すると二百億くらいあるんじゃないか。維持管理費が大体三十から四十億。黙って二百数十億が利益から削られるという形になっておりまして、大変な損失なんです。全量買い付けの問題もございまして、作付面積の問題もある。それから価格の決め方。この辺が整理できなければ、過剰在庫というのは新会社になっても残るだろうと思ひます。

ですから、私が申し上げておりますのは、農政は国が負担をする、この姿勢を公社としても打ち

出していただきたいと思ひます。そして、これから企業としての独自の経営に移るわけですから、企業としての分野、これだけに限定をしてこれから価格対策に取り組んでいただきたい。去年は○・九八％というお話でございましたけれども、過剰在庫を一年分も持ったところだと普通上げられないのです。だから、そういうことで考えていきますと、まだそういう体質が残っているのではないかとふうに心配するわけです。

最後に大臣に一言だけ伺ひたいと思ひますけれども、今お話がございました、従来は公社という立場で、国の分も踏まえて葉たばこ耕作に対するいろいろな負担といふことが面倒を見てきたわけですが、ところが今度は原材料というふうな純に割り切った考えの場合に、今までの農政に対する分野、これをやはり分離して国が見ていかなければいけないと思ひますけれども、その辺についてどういふふうにお考えになりますか、伺ひたいと思ひます。

○竹下国務大臣 結局日本のたばこ産業をこれから支えていく、言ってみれば三つの軍団がある、その一つが生産者であり、一つがまさに当事者、組合、そしてもう一つがいわゆる小売店、こういうことになるかと思ひます。その全体の仕組の中で国際競争力をつけていく、こういうことでございまして、その全体の仕組みの中で葉たばこ問題というものはやはり基本的には位置づけられるべきものである。純粋農政ということになるのかなかなか分離することは難しいわけでございますが、従来とも土地改良をやる、あるいは機械を買うとか融資するとか、これは農林水産省のプロパーの仕事の中で消化していただく。しかし、現在、今までも支えてきておられる耕作者の皆さん方の技術革新の問題であるとか、あるいは時には減反奨励であるとかいう問題は、また公社でも従来抱えてこられた経緯もある。だから偉大なる三軍団の協力と調和の中に対応力をつけていくというのが基本的なスタンスであつて、この農政部門との分離、そこへ財政自体が出

動していくというのは、今直ちにこれが検討の課題になるべきものではないかというふうな感じがしております。

○玉置(一)委員 ちよつとわかりにくいのですけれども、確かに今すぐという問題は難しいと思ひますが、企業としての方向が決まってきた段階では考えていかなければいけない部分だと思ひますし、また今までは農林省が余りかんでなかった、これが今度は持つていかなければやはり行きどころがないわけでありまして、その辺についてぜひお考えをいただきたい。というのは、私も非常に言いにくいのですけれども、いわゆる葉たばこ農家を攻める側に企業が回ることにならなければ、企業運営は非常に難しいと思うのです。だから、守る側の受け皿をつくっていただかなければ、攻められつ放しで、今十萬軒と言われるのが七萬軒、六萬軒くらいになるとちよつどい

う形にならないように、どういふ規模までやればいいのか、あるいは本当に今十萬軒でいいのか悪いのかということも判断していかなければいけないと思ひます。

それから、ちよつと大事なことを忘れておりまして、一つだけ。これからの合理化は各ショップが一斉に動くということで大変大規模になるわけですが、まだ体質がなれないということもありまして、労使間の話をかなり綿密にやっていかなければ、うまく合理化推進はできないのではないかとと思ひます。お話によりまして、定期的ではないけれども、今でもときどき何となくお話をされているということがあります。労使協議のようなのを制度としておつくりをいただきたい、その中で問題点を打ち出して、それに対してそれぞれの責任を明確にすることが必要ではないかと思ひますけれども、それについて御意見をいただいて質問を終わります。

○長岡説明員 現在の公社制度のもとにおきましても、合理化計画を立てますと、それにつきましては組合に話をしまして、十分に協議をした上で

実施に移っております。この考え方は、当然のことながら新会社に移行いたしましたもう一方の方針で臨むつもりでおりますので、将来の厳しい環境を考えますと、いろいろと合理化の問題について組合と話し合わなければならぬ問題も出てこようかと存じますけれども、そういった場合には十分に両者が意思の疎通を図りながら問題の解決に当たっていかたいと考えております。

○玉置(一)委員 終わります。

○瓦委員 米沢隆君。

○米沢委員 答える方も御苦労さんでございます。お互い疲れましたけれども、先般質問いたしました部分の積み残した部分、それから御答弁の中であいまない答弁に終始した部分、それから玉置委員、安倍委員の質問に関連いたしました再度確認してみたい部分等を中心にして、持ち分の時間内で質問をさせていただきたいと思ひます。

塩の方から例のごとくに入りたいと思ひますが、ざいですが、まず最初に塩専売事業運営委員会についてでございます。今回設置される塩専売事業運営委員会は、日本たばこ産業株式会社内に置かれる取締役会と同様に、いわば塩の公益専売事業を担当する部門の取締役会的なものだといふふうに理解をしいものかどうか。

○小野(傳)政府委員 お答え申し上げます。

塩専売事業運営委員会を設けました趣旨は、専売事業の運営をたばこ産業株式会社株主総会、取締役会にゆだねた場合、公共性、公益性の観点から適正に実施されるかについて疑義が生ずるおそれがあるというところから、大蔵大臣が学識経験者の中から任命する委員等から成る運営委員会を設けまして、これに塩専売事業の運営に係る重要事項を議決することとしたものでございまして、その議決事項と申しますのは、事業計画、予算及び資金計画、弁済期限が一年を超える資金の借り入れ、重要財産の譲渡及び担保への提供、それから業務方法書、この四項目が議決事項でございます。これらにつきましては、通常の会社でござ

さいますれば取締役会がその衝に当たるといふ
うに考えられますので、その限りにおいて取締
役会にかかわるべきものと言つてもよろしいかと思
います。

ただ、しかしながら、今回の法律によりまして
は別途塩事業責任者というのを設けておるわけ
でございますが、塩事業責任者につきましては、塩
専売事業の実施に關してその業務を総理する。塩
専売法で規定する会社の行政行為に係る事項その
他大蔵省令で定める重要事項、これは今後省令制
定の経過の中において検討していくわけでござい
ます。例えば塩取引価格の決定であるとか、ある
いは製塩メーカーに対する買い入れ割り当てであ
るとか、そういったようなことが入るのかと思ひ
ますけれども、こういうことが塩事業責任者の職
務あるいは権限として付加されておりました、こ
れらの事項については取締役会の権限を制限する
ことといたしております。

したがひまして、運営委員会と塩事業責任者が
一体と申しますか、両々相まって取締役会の権限
を行使しておる。別の言葉でいいますと、取締
役会の機能というものがこの兩者に分化しておる
と言つてもよろしいかと思ひます。

○米沢委員 この運営委員会というのは、商法と
の關係ではどういふような位置づけになるのだ
か。

○小野(博)政府委員 現在御審議いただいてお
ります塩専売法の第五章に、今回塩専売事業を会
社に実施させるための商法の特例規定がいろいろ
置いてあるわけでございます。そういう意味では、
商法の特例として置かれるわけでございますけれ
ども、ただいま申し上げましたように、部分的に
運営委員会の議決事項については株主総会及び取
締役会が議決することはできないという形で、そ
の限りにおいて商法の特例であるというふうに考
えております。

○米沢委員 運営委員会が取締役会的なものも持
つておるといふ範圍内においては商法の適用を受
けるのですか。

○小野(博)政府委員 運営委員会というのは、た
ばこの産業株式会社は基本的に商法の適用を受け
る株式会社でございますので、むしろそれに対す
る特例規定として設けられたわけでございませ
う、その限りにおいて商法の適用は排除されてお
るのだらうと思ひます。

○米沢委員 この運営委員会は、大蔵大臣の任命
する学識経験者五人と新法人の役員のうちから指
名される塩専売事業責任者等の二人、合計七人で
構成されるということですが、この学識経
験者五人を入れる理由はどのようなことですか。い
わば社外重役的な者を入れるという積極的理由に
ついて伺ひたい。

○小野(博)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、塩専売事業運営委員会と申しますのは、たば
こ産業株式会社は塩専売事業という公益事業を
実施させるためのものでございまして。そういう意
味において、先ほど申し上げました四つの項目につ
いて、塩専売事業の公益性、公正性を担保するこ
とという趣旨から、その運営委員会を置くわけで
ございまして、事業運営の公正性担保のための制度
というふうにお考えいただければよろしいかと思
ひます。

○米沢委員 公正性や公益性を担保するというこ
とであります。従来までかかる制度は公社内に
はなかったわけですね。特に今回、公正性あるい
は公益性を担保するとの理由で新しい考え方が導
入されておるわけでありまして、その理由がまだ
ちょっとわからない。特に株式会社は公益専売事
業を担当することの是非等もありという言い方
でございますが、塩については日本たばこ産業株式
会社の株主総会及び取締役会の影響力行使を排除
しておるし、あるいは経理についても区分経理す
るというふうな処置がなされておるわけであり
まして、特に株式会社は扱う専売事業について公正性や公
益性が損なわれる可能性みたいなものはないの
ではないか、こう思ふのですが、どうですか。

○小野(博)政府委員 現在もそうなんですか
すけれども、従来日本専売公社が塩専売事業を
実施しておりました。専売公社時代におきまして
は、専売公社というのにはまさに公益性と企業性
の調和を図るといふ目的で設立された政府関係機
関でございます。そういう意味で、塩専売事業とい
う公益事業を担うにふさわしいと申しますか、公
社に担わせて全く問題はなかったんだというふう
に考えておりますけれども、何分にも今回たばこ
産業株式会社に塩専売事業を実施させるといふの
は、前例もないような話でございまして、私ども
内部でいろいろ検討いたしましたときに、例えば
新しい塩事業公社とかあるいは塩事業公社とい
うのをつくるべきではないかと、いろいろ議論
をしたわけでございまして。そして、現在専売公社
が持つておられます塩専売事業をそのノーマ
ルを生かし、かつ現在の塩専売事業をそのノーマ
ルと組織を持った新しい会社にするのが一番
効率的であり、また行革の趣旨にもかなうもの
であるという判断からこういう選択をしたわけで
ございまして。

たばこ産業株式会社というものは、商法原理に
よつて設立された、いわば営利を目的とする会社
である。そのため、ただいま先生の御指摘がござ
いましたように、いろいろな手段を講じて公益
性、公共性を担保するということを考えたわけ
でございます。塩専売事業運営委員会というのも
そういう趣旨に基づいて考えたものでございま
して、公益性、公共性担保の一環であるというふう
に考えております。

○米沢委員 株式会社の中で公益専売事業を扱
わせるその法的根拠を今度つくつたわけですね。そ
して、その公益事業をやる際に、いわゆる中立性
を保たせるために区分経理をやつたり、あるいは
たばこ産業株式会社の取締役会とか総会等の影響
力を排除しようという規定を盛り込んだわけで、
そこまでしてなぜ新たにそのような運営委員会等
をまたつくらねばならないのか、それがなくても
やれるんじゃないか、こう思ふのだけれども、ど
うなんですか。

○小野(博)政府委員 確かにいろいろな考え方
があると思ひます。考え方によりましては、区分経
理だけで十分ではないかというふうな議論も中
でございました。あるいは、あるいはさらにもつ
きつい規制をかけるべきではないかという議論
をしたこともあるわけでございましてけれども、運
営委員会という制度は、名前は若干違ひますけれ
ども、いろいろな法人、例えば住宅・都市整備公
団であるとか、現在の日本電信電話公社である
とか、いろいろな法人にもあるわけでございま
すが、そういうものを参考として、公益性担保のた
めの万全の策を講じようという趣旨で置いてい
るわけでございまして。

○米沢委員 特殊法人をつくら何かこうい
うものをつくらねばならないという変な先入観
があるのじゃないですか。それだけの理由があ
つて設置せざるを得ないというふうなものがある
かもしれませんが、それはまた後の話にしますが、
私は、本来ならば、特殊法人であれば中立を保
つために何かこういふ運営委員会的なものを、ほ
かの特殊法人が持つておるから、やはり塩も持
たなければならぬというふうな先入観念が入つて
いるような気がするのだな。これはそのほかに何
か理由があるのじゃないかな。

○小野(博)政府委員 先生から御質問ござい
ました。たばこの理由というのは、私ちよつと思ひ
当たらないうわけでございますけれども、現在私どもが考
えておりますのは、ただいままで私が重ねて申
上げておりましたとおり、塩専売事業の公益性を
いかにして担保すべきかというところにつきま
して、私どもなりに精いっぱい考えた結果でござ
います。

○米沢委員 ところで、大蔵大臣の指名するこ
の塩専売事業責任者等の二人は、日本たばこ産業
株式会社取締役と兼任することになるのですか。

○小野(博)政府委員 おっしゃるとおりでござ
います。

○米沢委員 新法人の役員のうちから特に選ば
なければならぬという理由は何ですか。兼任させ
なければならぬという理由は何ですか。

○小野(博)政府委員 ある意味では、塩専売事業を運営させるために、たばこ産業株式会社の中に、何と申しましょうか、一つの会社というか国をつくったというところまでの手当てはしておるわけでございますけれども、日本たばこ産業株式会社に塩専売事業を委任する以上、その日本たばこ産業株式会社の役員の方の中からしるべき方を指名いたしまして、その方にやっていただくということが一番適當ではないかと思っております。つまり、塩専売事業を営む職員等もやはり日本たばこ産業株式会社の職員でございますし、それから塩専売事業責任者の職務権限あるいは運営委員会の職務権限以外のもの、例えば人事とか、そういったような塩専売事業の公益性に影響のないような部分につきましては、取締役会の判断が及ぶこともあるわけでございますので、やはりそういう意味で日本たばこ産業株式会社の取締役の中からこれらの方々を選ぶことが一番妥當であるというふうに考えておるわけでございます。

○米沢委員 わざわざ法律で株主総会とか取締役会からの影響力を排除することを決めながら、人事の面でまたそこの中に入ってくる。これは公益性とか、中立性とか、公平性を保つ意味からは逆に矛盾する考え方ではないですか。

○小野(博)政府委員 塩専売事業責任者もしくは塩専売事業担当の取締役の方は、おっしゃるようなたばこ産業株式会社の取締役ではございませんけれども、大蔵大臣の指名を受けて、塩専売事業を行われるわけでございます。それにつきましましては、いろいろ法律上の手当てもしてあるわけでございますし、また、もし非違があったような場合にはその指名を取り消すというようなことも可能なのでございますので、いわば大蔵大臣の、直接という若干の語弊があるかもしれませんが、監督を受けるという立場にあられるわけでございますので、おっしゃるような公益性の上からいって問題があるというふうには考えておりません。

○米沢委員 私が申し上げたいことは、兼任をするということは、第四十三条の二項に直接には抵触しないにせよ、四十三條の二項に言わんとする考え方には抵触するのではないかとというふうな意味で聞いておるのです。

○小野(博)政府委員 第四十三條の二項で塩専売事業運営委員会の議決事項が規定してございまして、その本文の後段の方で株主総会及び取締役会の権限を排除しているわけでございますが、それは取締役会とこれらの運営委員会との意思決定が異なった場合に非常に妙なことになると思料します。業務運営にそこを生ずるわけでございますので、本来、塩専売事業の中立性を担保するための委員会の議決に限ったわけでございますけれども、塩専売責任者につきましても、塩専売責任者の決定につきましてもは取締役会その他の影響を排除しているわけでございますので、その点につきましては別に矛盾しているというふうには考えておりません。

○米沢委員 日本たばこ産業株式会社の取締役が同じように塩の運営委員会の取締役的なものになる。確かに決議そのものがお互いに影響力を与えようというのを排除したけれども、同じ人間がやってくる同じことを議論するんだから、これは独立するとか中立性を保つんという議論は全然反対の議論じゃないですか、同じ人間が物を言うんだから。

○小野(博)政府委員 日本たばこ産業株式会社の取締役といたしましては、たばこ産業株式会社の取締役会の決議に従って行動されるわけでございますけれども、塩専売責任者あるいは塩専売事業担当取締役としては、日本たばこ産業株式会社の取締役会の決議には拘束されないわけでございます。むしろ、塩専売法あるいは大蔵大臣の監督に従って適正に執行されるわけでございますから、特段の問題はないというふうに考えております。

○米沢委員 この委員会は、塩専売事業の運営に係る事項として、先ほど申されました事業計画、予算及び資金計画、業務方法書等々四つの重要事項等について議決するというふうに、議決事項が

これは限定をされております。そのほか、この運営委員会がやることは何ですか。

○小野(博)政府委員 四十三條の四項で「委員会は、会社の塩専売事業の運営に關し、塩専売責任者に意見を述べることが出来る」という項目がございまして、塩専売責任者に意見を述べるといふ権限と申しますか、そういう職務を有しております。

○米沢委員 この重要な議決案件の中の事業計画、これは一体どういうことまで決めるのですか。

○小野(博)政府委員 事業計画につきましては、現在公社の方と内容について相談中でございますが、一般の政府関係特殊法人等の事業計画を参考にして今後詰めてまいりたいと思っております。

○米沢委員 事業計画というのは、概念的にはある程度どういうものかというふうなものはできるかもしれませんが、少なくとも事業計画ですからね。いわゆる塩の専売事業をどう運営していくのかというあらゆる観点に立つた議論がなされて計画がつくれられ、そしてそれが実施に移されていくというたぐいのものだというふうに考えるわけですか。

さきの質問で大きな声で申し上げましたように、今塩の専売事業については、今後国際競争力をつけるという意味で自立化体制をどうしていくのか、まさに土壇場のところに来ておるわけですね。おっしゃる通りに、二社はどこかつぶされそうだとところまで来ておるわけでありまして、そういうものの関係者が、いわゆる事業計画あたりがどういふ議論の上で、どのように決定されるかということに関心を持つのは当たり前の話です。そういう意味で、例えば今後の自立化体制をどうするかというのは塩業審議会のマターであるかもしれませんが、しかし、塩業審議会があくまでも諮問機関であって、いろいろと答申をなされて、こういう考え方でどうだろうかという話で終わり、あとは塩業審議会が出された答申に基づいて、自立化等についてはどの分までことしは組み込むとか、どういふ格好でこれを執行していくとかという議論は、単に塩専売の責任者だけではなくて、やはりこの運営委員会の議論が必ずなされると思うのです。どうでしょうか。

○小野(博)政府委員 一般的には、事業計画と申しますものはそれほど詳細なものではないというふうにも考えておるわけでございますけれども、確かに私どももおっしゃる通りに、いろいろな背景を考えたがら審議が行われ、議決が行われるということにはなるかと思っております。

○米沢委員 ということは、先ほど言いましたように、塩業審議会のマターである自立化体制等の問題についても、この運営委員会で審議されることとあり得るということですね。そうではなくて、例えば塩専売の責任者が独断専行的に執行していくということではないわけですか。

○小野(博)政府委員 私どもが現在考えております図式と申しますか、塩専売事業の運営のあり方というふうなものにつきましては、塩業審議会、これは現在の公社総裁の諮問機関ですが、これを新会社になっても塩専売責任者の諮問機関として事実上引き継ぐことを考えておるわけでございますけれども、先ほど先生がおっしゃいました自立化達成へ向けての諸施策につきまして、そういう方針と申しますものは塩業審議会における答申を受けて決定されるというふうには考えております。したがって、その枠の中で、運営委員会といたしまして事業計画という小枠と申しますか中枠と申しますか、そういうものをそれぞれの年度について議決されていく、それでそういう事業計画という枠内で塩専売責任者が大蔵大臣に対して責任をとりながら塩専売事業の適正な運営を図っていくというものが、現在私どもが考えている塩専売事業の運営のあり方でございます。

○米沢委員 とするならば、やはり先ほど申しましたように、塩専売事業の關係者が、運営委員会の審議がどうなっていくのか、自分たちの気持ちももっとわかってくれという意見を提起する場を

て、自立化等についてはどの分までことしは組み込むとか、どういふ格好でこれを執行していくとかという議論は、単に塩専売の責任者だけではなくて、やはりこの運営委員会の議論が必ずなされると思うのです。どうでしょうか。

○小野(博)政府委員 一般的には、事業計画と申しますものはそれほど詳細なものではないというふうにも考えておるわけでございますけれども、確かに私どももおっしゃる通りに、いろいろな背景を考えたがら審議が行われ、議決が行われるということにはなるかと思っております。

○米沢委員 ということは、先ほど言いましたように、塩業審議会のマターである自立化体制等の問題についても、この運営委員会で審議されることとあり得るということですね。そうではなくて、例えば塩専売の責任者が独断専行的に執行していくということではないわけですか。

○小野(博)政府委員 私どもが現在考えております図式と申しますか、塩専売事業の運営のあり方というふうなものにつきましては、塩業審議会、これは現在の公社総裁の諮問機関ですが、これを新会社になっても塩専売責任者の諮問機関として事実上引き継ぐことを考えておるわけでございますけれども、先ほど先生がおっしゃいました自立化達成へ向けての諸施策につきまして、そういう方針と申しますものは塩業審議会における答申を受けて決定されるというふうには考えております。したがって、その枠の中で、運営委員会といたしまして事業計画という小枠と申しますか中枠と申しますか、そういうものをそれぞれの年度について議決されていく、それでそういう事業計画という枠内で塩専売責任者が大蔵大臣に対して責任をとりながら塩専売事業の適正な運営を図っていくというものが、現在私どもが考えている塩専売事業の運営のあり方でございます。

○米沢委員 とするならば、やはり先ほど申しましたように、塩専売事業の關係者が、運営委員会の審議がどうなっていくのか、自分たちの気持ちももっとわかってくれという意見を提起する場を

て、自立化等についてはどの分までことしは組み込むとか、どういふ格好でこれを執行していくとかという議論は、単に塩専売の責任者だけではなくて、やはりこの運営委員会の議論が必ずなされると思うのです。どうでしょうか。

○小野(博)政府委員 一般的には、事業計画と申しますものはそれほど詳細なものではないというふうにも考えておるわけでございますけれども、確かに私どももおっしゃる通りに、いろいろな背景を考えたがら審議が行われ、議決が行われるということにはなるかと思っております。

○米沢委員 ということは、先ほど言いましたように、塩業審議会のマターである自立化体制等の問題についても、この運営委員会で審議されることとあり得るということですね。そうではなくて、例えば塩専売の責任者が独断専行的に執行していくということではないわけですか。

○小野(博)政府委員 私どもが現在考えております図式と申しますか、塩専売事業の運営のあり方というふうなものにつきましては、塩業審議会、これは現在の公社総裁の諮問機関ですが、これを新会社になっても塩専売責任者の諮問機関として事実上引き継ぐことを考えておるわけでございますけれども、先ほど先生がおっしゃいました自立化達成へ向けての諸施策につきまして、そういう方針と申しますものは塩業審議会における答申を受けて決定されるというふうには考えております。したがって、その枠の中で、運営委員会といたしまして事業計画という小枠と申しますか中枠と申しますか、そういうものをそれぞれの年度について議決されていく、それでそういう事業計画という枠内で塩専売責任者が大蔵大臣に対して責任をとりながら塩専売事業の適正な運営を図っていくというものが、現在私どもが考えている塩専売事業の運営のあり方でございます。

○米沢委員 とするならば、やはり先ほど申しましたように、塩専売事業の關係者が、運営委員会の審議がどうなっていくのか、自分たちの気持ちももっとわかってくれという意見を提起する場を

て、自立化等についてはどの分までことしは組み込むとか、どういふ格好でこれを執行していくとかという議論は、単に塩専売の責任者だけではなくて、やはりこの運営委員会の議論が必ずなされると思うのです。どうでしょうか。

○小野(博)政府委員 一般的には、事業計画と申しますものはそれほど詳細なものではないというふうにも考えておるわけでございますけれども、確かに私どももおっしゃる通りに、いろいろな背景を考えたがら審議が行われ、議決が行われるということにはなるかと思っております。

○米沢委員 ということは、先ほど言いましたように、塩業審議会のマターである自立化体制等の問題についても、この運営委員会で審議されることとあり得るということですね。そうではなくて、例えば塩専売の責任者が独断専行的に執行していくということではないわけですか。

○小野(博)政府委員 私どもが現在考えております図式と申しますか、塩専売事業の運営のあり方というふうなものにつきましては、塩業審議会、これは現在の公社総裁の諮問機関ですが、これを新会社になっても塩専売責任者の諮問機関として事実上引き継ぐことを考えておるわけでございますけれども、先ほど先生がおっしゃいました自立化達成へ向けての諸施策につきまして、そういう方針と申しますものは塩業審議会における答申を受けて決定されるというふうには考えております。したがって、その枠の中で、運営委員会といたしまして事業計画という小枠と申しますか中枠と申しますか、そういうものをそれぞれの年度について議決されていく、それでそういう事業計画という枠内で塩専売責任者が大蔵大臣に対して責任をとりながら塩専売事業の適正な運営を図っていくというものが、現在私どもが考えている塩専売事業の運営のあり方でございます。

○小野(博)政府委員 ある意味では、塩専売事業を運営させるために、たばこ産業株式会社の中に、何と申しましょうか、一つの会社というか国をつくったというところまでの手当てはしておるわけでございますけれども、日本たばこ産業株式会社に塩専売事業を委任する以上、その日本たばこ産業株式会社の役員の方の中からしるべき方を指名いたしまして、その方にやっていただくということが一番適當ではないかと思っております。つまり、塩専売事業を営む職員等もやはり日本たばこ産業株式会社の職員でございますし、それから塩専売事業責任者の職務権限あるいは運営委員会の職務権限以外のもの、例えば人事とか、そういったような塩専売事業の公益性に影響のないような部分につきましては、取締役会の判断が及ぶこともあるわけでございますので、やはりそういう意味で日本たばこ産業株式会社の取締役の中からこれらの方々を選ぶことが一番妥當であるというふうに考えておるわけでございます。

これは限定をされております。そのほか、この運営委員会がやることは何ですか。

○小野(博)政府委員 四十三條の四項で「委員会は、会社の塩専売事業の運営に關し、塩専売責任者に意見を述べることが出来る」という項目がございまして、塩専売責任者に意見を述べるといふ権限と申しますか、そういう職務を有しております。

○米沢委員 この重要な議決案件の中の事業計画、これは一体どういうことまで決めるのですか。

与えろというのは当たり前だと思ふのです。したがって、確かに中立、公益性を担保するために、例えば学識経験者を入れた運営委員会をつくるとおっしゃるが、その学識経験者の中になぜそういう者が入ることができないのか。どうお答えしていただいたらよろしいのでしょうか。

○小野(博)政府委員 私ども現在、この塩事業運営委員会は、学識経験者と申しますか、広く塩事業に識見のある、また公益専売たる塩専売事業の運営というような事項についてお任せして、公益性に一点の疑いも持たれないというような方の構成を考えておるわけでございますけれども、直接の利害関係者が参加いたします場合には、そういう意味での中立性に疑念を生ずるおそれなしというふうなことから、中立的な委員を選ぶというふうなことを考えておるわけでございます。

○米沢委員 確かに、例えば電信電話公社とか、あるいは住宅、都市整備公団法とか、日本放送協会法とかには、委員の欠格事項として、利害関係事業者は御遠慮願いたいという向きのことが書いてあります。しかし私が申し上げたいのは、塩というのは皆さん御承知のとおり、今まで専売公社は管理するだけで、実際は工場もつくるところは決まっておりますし、元売、流通業者もちゃんと決まっております。逆に公社とその組織が一体となつてこの塩専売事業を推進してきた仲間内だと思ふのです。言うならば、この運営委員会が取締役会的なものであるとすれば、逆に生産メーカーは工場部門の代表取締役ですよ。あるいはまた元売さんは、公社の塩専売事業の中では流通を担当する営業担当部長取締役的なものに位置するものだと思うのです。いわゆる電電公社のように、いろいろな業者が入ってきて何か仕事をもらいたいとか、あるいは入札がどうか、そういうのはまさに利害関係者と言われるにふさわしいかもしれませんが、塩に関する限り、塩のメーカーとか元売ですが、電電公社の言われるような利害関係者と同一の議論ができるのかと私は言いたいのだ。

○小野(博)政府委員 確かに先生がおっしゃいますように、その運営委員会を完全に取締役にかわるものというふうな理解いたしますならば、現在の塩専売事業の状況、おっしゃいますように確かに製造担当重役あるいは販売担当重役、そういうふうなものを含めた取締役会として構成するという考え方もあるかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、いわゆる通常の株式会社で考えられます取締役会というのは、塩専売事業におきましては、その運営委員会とそれから塩事業責任者に機能分化しておるといふふうな理解しておりますので、この運営委員会の職務というものは、ここに書いてございますように、この四項目についての議決をする。その四項目については、専らその中立性と申しますか、塩専売事業の公益性を旨として議決をするという機能を持つておるといふふうな理解しております。

で、直接の利害関係者の方、製造担当重役とかあるいは販売担当重役とか、そういう方を直接お入れするのは必ずしも適当ではない。もとよりそういう運営委員会の中に、製塩メーカーであるとかあるいは流通メーカーであるとかいう方々の御意見が何らかの形で反映されるということは、当然というか、あるいは場合によっては望ましいことと言えらるかもしれませんし、そのようなことは今後の運営に中において考えていくべきことかと思ひますけれども、運営委員会の構成といたしましては、私どもはただいま申し上げたようなことで考えておるわけでございます。

○米沢委員 運営委員会が取締役会的なものもあり、同時にまた中立、公益性、公平性を追求する立場のものでもある、二面性を持つておるとおっしゃるならば、やはりその五人の中でも、何も五人とも利害関係者を入れるとは言つていませんよ。その中で半分、三人くらいは、いわゆるだれでもが認めるような中立委員であつてもいいと思ひますが、あとの二人くらいには、同じ仲間内の取締役に入れても、何もおかしいことはないのじゃないですか。もしそれが確保されないとするならば、この運営委員会の審議事項の中から、少な

くとも自立化とかいう議論ができないようにしてもらいたい。

○小野(博)政府委員 先ほど申し上げましたように、繰り返して恐縮でございますけれども、自立化対策と申しますか、塩専売事業の自立化へ向けての基本的な方針と申しますか、あるいは大枠と申しますか、そういうふうなものは、塩業審議会において決定されるわけでございますが、その中には、塩工業界あるいは流通業界その他の代表の方もすべて入つておられるわけでございます。そういう意味で、それぞれの業界、別の言葉をもちいていけばそれぞれの事業部門、先ほどの先生のお話によれば事業部門と申しますか、そういう自立化計画なり何なりがつくられていくわけでございます。その中で、その年度の事業計画というところでございまして、それが業界の御意向というのか、業界の意見を全く無視しておるといふようなことは考えられないのではないかとと思ひます。

○米沢委員 こんなことだけで時間をとるのは嫌ですが、少なくとも塩業審議会は諮問機関であつて、いろいろな御意見を聞くチャンスがあるだけ現していくかという、ダイレクトにつぶされようという会社があるところに、それを決定し、実行していくのはまさにこの運営委員会の審議があるのだと思ひます。そういう意味で、答申そのものが事業計画にスムーズに行くならいいですよ。その中で、やはり嫌なこともせなければいかなければいけません。その段階で、彼らは心配しておるといふのですよ。もう一回回答させていただきたい。

○小野(博)政府委員 先生のおっしゃる業界の御心配というのはよくわかるわけでございますけれども、直接業界代表を入れないということ、先生のおっしゃる塩関係の業界の声を反映させないということとは、必ずしも矛盾しないのではないかと

と思ひます。塩関係業界の御意見が運営委員会に何らかの形で反映されるということは、むしろ望ましいことだと思ひますし、そういう面につきましては、実際の運用において、いろいろな知恵の出しようがあるかと考えております。

○米沢委員 それならば、塩関係者の意見が反映されるということがどこかで担保されるのですね。

○小野(博)政府委員 これは運用の話でございますが、塩事業責任者もまた運営委員会のメンバーの一人でございますし、塩事業責任者につきましては、大蔵大臣が直接指名するわけでございまして、そういう意味で、運用の中において適切な運営をしていくということは十分可能であるとと考えております。

○米沢委員 次は、五社三十万トン体制の問題です。

さきに私が、なぜ公社は五社三十万トン体制に固執するのか、その背景にはどのような基本的な認識があるのかと質問をいたしましたのに対して、公社側の御答弁は次のようなものであります。すなわち、新開発膜により、かん水の濃度が上がり、煎熬設備が余ることになる、余裕の出た煎熬設備を有効に使うため、交換膜の枚数をふやしてバランスさせることになる、その結果、三十万トンの能力を持つことになる、したがって、需要が横ばいであることを前提とすれば、二社要らなくなるという趣旨のものであります。この考え方は大変無理がありますね。同時に、技術的にも問題があると我々は考えます。

特に、計算してみたのですが、例えば膜の性能向上によつて、公社が説明されておるように、かん水の濃度が上がり、煎熬設備が余る、したがつて、ほとんど生産量はふえていくのだという説明でございしましたが、その結果、公社側の言うように計算をしますと、大体三十万トンにならないです。二十一万トンか二十二万トンぐらいでこれはストップです。公社の理屈では、この話は、三十万トンになつてしまふという説明になり切つて

三二

いないですね。

どういうことかという、例えば原料のかん水の濃度がリットル当たり百七十グラム、これが大体二割ぐらい能力をアップしたとして、リットル当たり二百十グラムになったとしますね。そうして、その蒸熱設備が余るものを、全部膜をふやして生産をやったとしたとしても、今大体十七、八万の生産をやっておるわけですから、大体二割ぐらいアップさせても二十二万トンが限界なんです。十七万トンだった二十一万トンぐらいいにしなければいけません。逆に蒸熱設備が現在のままで三十万トンの能力になるために計算をしますと、このかん水の濃度は大体リットル当たり二百八十三グラムなんという驚異的な濃度にならざるを得ないですね、そういう膜は実際につくられません。

なぜかという、専門家ですら御承知だろうと思ひますが、化学的な常識からいいますと、塩水の飽和点というのは、大体リットル当たり二百五十グラムぐらいいですね。しかし、公社の言う考え方を取りますと、リッター当たりの濃度が大体二百八十三グラムにならないとできないという議論です。そんなことをしたら、その交換膜の周辺には塩が析出をしてトラブルの原因になるでしょう。そういうことになるのですが、化学的にどういうように説明できるのですか。

○友成説明員 前回、先生に御説明いたしましたのは、若干は違った部分がございます。三十万トンという数字が一挙に出てきたような感じでございますが、実際申し上げますと、現在、新しく開発されました膜、それだけを取りかえることによって現有蒸熱設備だけでドッキングさせますと、大体二十四、五万トンになります。これは各工場の設備能力が違ふものから、一社ごとに計算しますと、おっしゃるとおり、二十一、二万トンまでしか行かない工場もございますし、二十五、六万トンまで行く工場もございます。そういうことで平均いたしますと、大体二十四、五万トンまで、そこだけで行きます。

実は、製塩工場、三重効用の真空缶の工場もございいます。それから、四重効用の真空缶を持つている工場もございいます。これは、それぞれいろいろの蒸気圧の利用の仕方によって、かなり製塩コストにも影響するといったようなことで、完全にポイラーの能力と、蒸熱に使う電力の使用量と、それから蒸熱設備に使う蒸気の利用の度合い、こういうものが大体バランスして、現在の七社というものができ上がっているわけでございます。そういうバランスがとれた中で、今回、イオン交換膜の技術が特段に開発された。その特段に開発されたものを、今までバランスをしておったものの中に持ち込もう。そういうことで、コストを下げ、ために合理化を進めていくようになります。今申し上げましたように三重効用、三重の真空缶を持つている蒸熱工場で、従来あったイオン交換膜による採かん能力を新しい膜に切りかえますと二十四、五万トンになります。

しかし、今回、いろいろな意味でのポイラーの改善といいますが、前回も御説明申し上げましたエネルギー転換を図る、同じエネルギー転換を図るならば、出てくる蒸気の量も、この際、新しくできるといいますが、新しい設備能力に合わせた形でつくったかどうか。そういうことを入れますと、今まで三つ持っておった工場に対して、もう一缶つけたらどうか。そうしますと、わずかの缶を置くだけでかなりの生産量の増加になる。そういうことで、今まで三つで使っておった真空缶を四つにいたしまして、さらにその四つに見合うイオン交換膜の膜を増対すれば、そういう最大限の努力をすれば三十万トン近くまで、大体二十八万トン前後でございすけれども、そのくらいまでの能力に達する、こういうことでございまして、私どもが御説明申し上げましたのは、そのところをちょっと抜いて御説明しましたもので、すから、単に今の設備の中で膜だけを交換すれば三十万トンに行くような誤解を与えたのはどうも申しわけなかったと思ひますけれども、前回申し上げましたように、各メーカーがこれからの国

際競争力というものを認識いたしましたして、最も投資金額を少なくしてコストを最も下げる、こういう最大限の努力をすれば、そういうわけには各工場の設備能力が大体三十万トン近くまで行つてしまふ、こういう意味で御説明申し上げた次第でございます。

○沢沢委員 現在の生産工場の実態を見ますと、もう皆さん御承知のとおり、製塩工場というのは、海水を取り入れてる過を、そしてイオン交換膜で濃くさせ、煮詰める工程があり、そしてその間に必要なエネルギー、いわゆる蒸気とか電気を供給する設備がある、こんな形ででき上がっておるわけですね。これらの工程はすべて、例えば十八万トンの能力という設備ではなくて、例えば二十万トン処理できるけれども後ろの方の蒸熱工程では十七万トンしかできないとか、それぞれ工場ごとに余裕を持ったりあるいはぎりぎりの状態があったりしておるのが実情ですね。したがって、現有設備を前提にすれば、各社ごとにそれぞれ少ない投資で最も効率のいい生産量というものが想定できるはずなわけです。

私は公社が、製塩メーカーは大体一律にほぼ同じ規模ぐらいいにならないというような固定観念を持つておられるような気がしてならないのでございすが、やはり現実的にも技術的にも、これは何かとんでもない無理な投資を強要するようなものに発展しかねない、あるいは全工程をやりかえるようなものをしないとかだめだというようにとられる感じが非常に強いのです。これでは大きなロスでして、今あるものをどういうふうにして少ない投資をして生産を上げるか、あるいはコストを下げるかという血みどろの努力そのものを大事にしてやるのが自主性を尊重するということだ、そう思うのです。

したがって、皆さんが提示される目標コストを実現するために、各社は、最少投資でポトルネットを解消して増産を選択する会社もあろうし、あるいはまた現状のままで徹底的に効率化を図る会社もあるだろうし、それが自主経営である、それ

を本心に尊重されるとするならば、どういう形であれ、結果的に国際競争力の実現を図ることが大事なんだから、そういうものに到達できるとするならば、私はやはり、各社の自主性に任せて、それで結果的にいいところへ脱着する、こういう方法論が本当じやないかなと思うのです。

○友成説明員 先生おっしゃられるとおり、各企業は自己の設備に見合った合理化を進めてまいっております。先生御指摘のとおり、七社はそれぞれ歴史を背負っております。この七社の一社当たり十七、八万トン体制ができましたのは、第四次の整備によりまして従来の塩田製塩が全部なくなりまして、そして今の七社体制が発足したときに整備されたわけでございますけれども、七社のうち六社は、それ以前からあった工場を主体にいたしまして今の工場になっております。一社だけが当時新しく設計されてつくられた工場でございます。先生おっしゃられるとおり、各工場のいわゆる採かん能力、蒸熱能力あるいはポイラーの能力はそれぞれ違つております。画一ではございせん。それだけに、今回合理化を進めるに当たりましては、各社はそれぞれ自己のそういう設備能力の中で、最も投資が少なくて最もコストが下がるという方策を模索いたしまして、そして各社なりの合理化に入っております。

それで、公社といたしましては、各社のそういう合理化計画に対しては一律に、ああせいこうせいという指導はいたしておりません。各社がこういうふうに行きたいといういわゆる設備能力の変更申請等に対しては、私どもの方は一切介入せず、各社さんのそれぞれやりたいという方向で、私どもの方はそういう許可申請に対しては許可いたしております。したがって、公社の方が一方的に、三十万トン体制を押しつけるようなことで、それに持つていくために各社こうあれというふうな指導は一切いたしていません。各社はやはり、今後の国際競争力といったものを目標として、最もコストが下がるためには

自分の工場はどうあつたら、どういふ合理化を進めたいかというふうなことでやつておりますので、各社の現在の合理化の進め方は本当に一社ごとに違つております。そういう意味では、先生おっしゃるとおり、各社の経営者のいわゆる自主判断に基づく合理化ということでやつておられます。決して公社の方が一方的な方向を指示して、三十万トンに無理やり持つていけというふうなやり方をやつてゐるわけではございません。

相、前回も御説明申し上げましたように、そういうふうな合理化を進めていきたいと思います。三十万トンはともかくといたしまして、各社ごとの設備能力が上がつてまいります。現在十七、八万トンということで、全体としてバランスがとれてゐるものですから、これが先生今おっしゃられましたように、膜を交換するだけで二十四、五万トンに行く、もうそこで既に問題が発生するわけでございます。そういうことで、私どもといたしましては、その先々を考えますと、どうしても三十万トン近くまで行くのかな、それなら今のうちにそういう三十万トン体制にスムーズに持つていくための手を打つておいた方がいいのではなからうかというふうなことで、前回も御説明申し上げましたように、これから業界とそういうものについての具体的ないろいろ研究、検討、討議といひますか、そういうものに入つていこう、こういう段階に來てゐるわけでございます。

○米沢委員 自主性に任せて各社が一生懸命合理化努力をやつておるのに、公社は全然介入してない、その結果が、今度はどこかつぶすぞ、つぶされる羽目になるぞということになるわけですか、私は、その間の投資はむだになると思ひますね。それは、自主性を尊重されるのはいいですよ。しかし、自主性を尊重されて一生懸命やると、ちよつと話は矛盾するかもしれませんが、一生懸命やりながら、行き着くところは、どこかがつぶされる。そういうことを考えたら、肝心なところでは、設備投資等の具体的な問題が公社に上がつてきたときには、そこらでやはりある程度のはりをつけておきたい、と、どんなやりなさいよとみんな一生懸命やる、やつた結果、どこかつぶれてくたさいよと、それも自主性に任せるというのは、ちよつと最後の段階で責任を回避しているところが公社にあるんじゃないかと私たちは思うのです。

話をしたいかないと、どんなやりなさいよとみんな一生懸命やる、やつた結果、どこかつぶれてくたさいよと、それも自主性に任せるというのは、ちよつと最後の段階で責任を回避しているところが公社にあるんじゃないかと私たちは思うのです。

○友成説明員 私が御説明申し上げましたように、新しい技術が開発されてこれを有効活用する、これがやはり国民経済的に一番いいというふうなことで、塩業審議会の答申も、そういう新しい技術の有効活用というふうなことで進めなさいということ、自立化の方策を示されて、それに基つて現在実施いたしておるわけでございますが、総論的には、そういうことでいけばどうしてもいゆる摩擦が生ずるといひますか、先生の言葉をかきましますと二つが整理の対象ということでございまして、一つは整理の対象ということ、今回の新しい技術の導入に当たつて予見されておつたわけでございまして。そういうことで、製塩業界との間でこの問題についていろいろ議論いたしまして、その結果、やはりそういうことが予見されますし、そういうことのために社会的なあるいは経済的な混乱が生じたのでは困るので、その辺をスムーズに解決する手だてを講じておく必要があるのではなからうかというふうなことで、五十七年からそのためのいわゆる共助金制度というものを設けまして、また製塩工業界の中でも、そのための再編整備をやるという事業計画を立てまして、そして共助金の積み立てということを実行いたしてゐるわけでございます。そういうことでございまして、総論的には公社も業界も十分承知いたしておつた。

ただ、前回も御説明いたしましたように、これからのいわゆる自立化ということになりますと、第三次、第四次で行つたような、公社が全面介入いたしまして整備をやるというのでは、どうしても経営責任というものが薄れてまいりまして、その後も経営にどうしても悪い影響を与える。やはり今回そういう整備に入るとすれば、経営者

のいわゆる自己責任というものもあらかじめ明らかにしておく必要があるのじゃないかというふうなこともございまして、総論的には今申し上げたようなことで共助金積み立てといったことに入つたわけでございますが、先生おっしゃられるとおり、各社が本心に熱心に投資をいたしまして、製塩コストの引き下げに最大限の努力を払つておられます。その結果といたしまして、過剰投資といひますか、そういうことも出てきたではないかといふことは御指摘のとおり事実でございます。そういうことで、私どもも業界の方も、これではいけないというふうなことで、この問題についてこれから真剣に検討しようという認識に立ち至つて、いよいよその実行に入るといふ段階に來てゐる、こういうことでございまして。

○米沢委員 それでは、次はたばこの関連の法案に移りたいと思ひます。

先般、私の最後の質問の段階で、日本たばこ産業株式会社法案並びにたばこ事業法案につき、電電二法に盛り込まれてゐるような、以下述べるような見直し規定を入れたらどうかということを申し上げました。すなわち、例えば、政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及び施行後の諸事情の変化等を勘案して会社のあり方について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、こういうような見直し規定を入れたらどうか。そして、経営形態変更の目的が達せられなかったかどうかを確認する。そして、達せられない場合は原因の究明、問題点の解消に努めるべきである。また、後で申し上げますけれども、葉たばこの問題と経営形態の問題とか公的関与の問題等々、やつてみなければわからぬというふうな部分がこの法律は余りにも多過ぎる。そういう意味で、何かこの大蔵委員会の審議を経てそのまますうと通つてしまつて、後は国会が関与できないというふうなものであつては、我々大蔵委員会が審議をしたという權威に非常にかかわるものだ、そう私は思うのでございまして、ぜひこの見直し規定を入れるべきであると

いう考えを我々は持つております。

同時にまた、さきの安倍委員の質問でも取り上げ、玉置委員のお話の中にも出てきましたように、特に大蔵大臣認可の役員を選任及び解任決議は代表取締役に限るべきである。取締役及び監査役の選任、解任の決議は大蔵大臣認可にかからしめてゐるということは、事業の性格から見ても十分ではないか。例の関西空港会社法案、あれは代表取締役だけを選ぶようになっておりますが、そういうふうにはやはり変更して修正をして、もっと専売公社の自主的な経営ができるようにしてあげることが、この法案を審議する大蔵委員会のせめてもの情けではないかと私たちは思うのでございまして。この二点について、大蔵大臣と長岡総裁に所見を整理して伺ひたい。

○竹下國務大臣 このいわゆる見直し規定の問題がございまして、基本的には我が国のたばこ産業を取り巻く状況等をにらみながら絶えず検討を加えていくべき課題である、そういう姿勢を持つていなければならぬと思つております。ただ、この見直し規定というのを仮にここに入れるということとを今御提案なすつてゐるわけでございますが、いわゆる割高な国産葉を抱えたる状況のもとで、たばこの輸入自由化を行ひながらなお我が国たばこ産業が国際競争力を確保して健全な発展を遂げることを期するためには、専売公社を政府出資の特殊会社に改組しながら、これに製造独占権を付与する以外にないというふうな判断した次第でございます。したがつて、各方面の御理解、御認識を得るに当たりまして、いわば特殊会社という経営形態と製造独占、これは恒久的な措置でありまして、いわゆる民営・分割に至る経過として位置づけをしておりません、こういうことを申し上げておるわけでございますので、一定の期間以内に経営形態あるいはいわゆる製造独占等について見直しがあり得るという前提を今日の時点で置くということは、私は関係方面に対してもある種の不安と申しますか、そうしたものを残すことになる

ではないかというふうに考えるわけでござい
ます。

この点は、臨調も申されておりますが、臨調自
身もこの再編の問題、いわゆる一定の年限を区切
った表現をとられなかったという事は、私はそ
の辺に配慮された答申のあり方ではなかったか
というふうに考えるわけでございします。したが
って、さればまたこの問題が解決されたらどう
か、こういうことになりましたならば、これはその
時点において改めて検討すべきことではないかと
いう考え方でございします。それで、私はまたこ
問題というものは、されば現実的な問題として、
そう短期間に完全な解決するという事を今日の
時点で予測することは非常に難しい問題ではない
かという考え方が、いま一つ基本にあることも事
実でございします。

それから、役員の大蔵認可の問題ですが、これ
は実は私は米沢さんとの議論のときから使った言
葉ですけれども、見解の相違じゃないか、こうい
うことを申しました。要するに、私もこれを議
論するに当たりました。今おっしゃいました関西
空港の問題も、それから各種関連いたしますとこ
ろの、今日までのいわゆる特殊法人で大体類似し
ておりますのが国際電信電話株式会社、KDDで
ございしますか、それからやはり今御審議をいた
だいております日本電信電話株式会社ですか、そう
いうのは、このいわゆる基本方針を決定する役員
会というものが、取締役会の構成員を認可するた
め、そしてその互選で代表取締役ができてい
くという方が、今日の時点では、私は自主性を
も一方尊重しながら、そしてこの会社設立の目
的に沿うためには現実的ではないかという判断を
したわけでございします。その限りにおいて私が見
解の相違という言葉を、これはいささか無責任に
使いました。そういう議論をした上の結論である
という意味においてそういう表現をさせていただ
いたわけでございします。

○長岡説明員 第一点の見直し規定の問題でござ
いますけれども、私どものたばこ産業と申します

か、仕事は、率直に申しまして、すべてを合理的
にきりきり切れない性格も含んで今日にまで
至っております。第一次産業から第三次産業まで
を包含して一つの産業集団が成り立っております
というが事実でございします。それで、今回輸入自由
化を控へ、大変な国際競争力の激化が予想される
中で、日本のたばこ産業全体がどういったら生き
残っていくのかという事を考えます場合に、私
どもはまたたばこから小売店までが背水の陣で臨む
という事としかないと考えております。これは何
年で見直すという事ではなくて、新会社発足後
直ちに、あるいは発足以前準備段階から、そう
いう意気込みで取り組んでまいらなければ、な
かなか将来の厳しい環境を切り開いていけないと思
うのでございします。そういう意気込みはわかるけ
れども、万が一現実がそのようにならないとき
は一体どうするつもりだという角度からの
御意見であるとしたしますならば、これは何年と
いう期限を待たずに、その時点で当然のことなが
ら全体の制度が見直されるような事態になるの
ではないかというふうに考えておるわけでございま
して、そういったような意味で、私は見直し規定
をお入れになることについては賛成しがたいとい
うのが率直な意見でございします。

大蔵大臣の認可を代表取締役限定するか、あ
るいは取締役を認可にして代表取締役は取締役会
の互選と申しますか、民主的な選任の仕方にする
かというものは、先ほど玉置委員の御質問にもお答
え申し上げましたように、確かに二つの考え方は
あるかと存じますけれども、今回この法律を御
審議をお願い申し上げている立場からいたします
れば、現在の案におきましても、会社の自主性と
いうものが著しく損なわれるという事にはなら
ないのではないかとこのように考えている次第で
ございします。

○米沢委員 私たちは、現在に至るまで、慎重審
議ということでもかなりの時間を使って審議をして
きました。既に審議も後半にかかっていると認識
しております。しかし、ほとんどの質疑者が、あ

るいは聞いておられる皆さん方が、少なくとも共
通して持つておる認識は、いま一つ皆さんのおっ
しゃる事がすっきりしない。そして政令、省令
事項に関するものでも、今からの作業だというも
のが多過ぎる。そしてこれから新しい会社はどう
いうような行方をたどっていくのかということ
も、やってみなければわからないという部分が多
過ぎる。そういう答弁に終始したものと私は思っ
ています。ほとんどの方がそういう感想を持つてお
られるのではなからうかと思ひます。確かに解
明された部分もあります。しかし、むしろ解明され
ない部分の方が多過ぎるのです。こういう法律
の審議なんて初めてです。そういう意味で、た
だ長々と質問をする、ただ長々と答弁してもら
う、そして長い時間議論したんだから、この法律はオ
ーケーですわというぐあいにはこの法律通したくな
いのです、本當を言ったら。

確かにいろいろな部分がありましよう。皆さん
方がおっしゃる苦衷もわかる。それならば、本
当にある年限を経た上で、新しい法案が施行され
た後に、やはりそれなりの経験を積んだ上で、法律
そのものに瑕疵があるとするならば、なければ
それでいいですよ。瑕疵があるとするならば、ひ
ょっとしたらまたこの問題片づかなかつたなら
ば、もっとドラチックな法案にしなければなら
ぬかもしれない。また、それを言うとうるさく
なるということ、皆さんおっしゃらないのかも
しれませんが、あるいは経営形態だって、資本の
問題だって、民間活力の導入の問題だって、ある
いは公的関与の問題だって、やっておる中で、確
かに日々反省をすることは大事です。それは当然
り前な話です。しかし、日々の反省をされながら
も、やはりきつかけをつかまないと、こういうも
のは法律にならないのです。そういう意味で、
見直し規定というものをぜひ入れるべきである、
この気持ちはわかっていただくと私は思うので
すよね。

例えば、この経営形態の問題一つとりまして
も、今後日本のたばこ産業が健全な発展をするた

めになんと言いますけれども、この内容を見る限
り、健全な発展をしないように思えて仕方がない
のです。本當に。旧来の束縛そのまゝが入ってき
ておるのですから、逆に経営の自主性が発揮でき
ないように、余り發揮されたら困るという意図が
見え見えます。確かに公社よりちょっとよくなる
かもしれない。しかし、経営の自主性という
名前のもとに、余り自主性を確保してもらつたら
困るというような気持ちが込められておるじゃな
いのですか、この法律には。活力のある経営がで
きるようになつていないですよ、この法案は。それ
も、皆さん方の苦衷もわかるから、この際この法
案を通したとしても、何年か先にはそのあたりを
見直すことは絶対必要だと思ひます。逆にそ
ういう規定を入れることによって、姿勢がびしっ
とするのですよ。そのことが関係者の不安を呼ん
だり、さあ、ひょっとしたらというような憶測を
呼んで、この法案に関する施行が難しくなるとい
う一面はわからぬわけでもありません。しかし、
そういうわかつたわかつたという感じがやるとい
うことは、日本のたばこ産業全体がつぶれること
になるのだから、そういう意味では、この際見直
し規定みたいなものを入れて、何年か先には本
当にこの法律でよかったのかどうかということ考
えようではないかというものは、まさに当たり前の
発想であつて、そんなものを入れることはおかしい
んという議論にはならないと私は思ひます。

本當にこの法律で、総裁なんかも経営の自主性
は損なわれなかつたおっしゃるけれども、我々がイ
メージしておるのは、新しい会社は経営の自主性
をどんどん發揮してもらつて、損なわれな
い。積極的に経営の自主性を確保してもらいた
い。そうでないと、新会社は成り立たないだらう
と我々は危機の念を持つておるわけなんです。だから
こういうようなことを申し上げておるわけだ
すよね。果たして、この法案である説明されてお
りますように、厳しい環境に今から船出するこの新し
い会社が、本當に経営の自主性が確保できるのだ

ろうか。私は八割ノ一と思いますね。見解の相違
かも知れません。損なわれないくらいのことでは
やっつけたいと思っておるんだ、これは。臨調
が求めた活力ある経営なんというのはまだ出
てこないだろう、そう思うのですね。あるいはま
た、これはる議論になっておりますように、こ
の新しい会社は、政府が二分の一以上の株式を保
有する特殊会社。しかし、株式の二分の一を持
つということは、民間の常識からいって経営権を
配するということですね。逆にこの法律は、民間
的にはなりませんが、逆のことを宣言したような
法律になっておるわけですよ。

同時に、これもる議論になりましたように、
「当分の間」も先の話、少なくとも政府の一〇〇
％出資で始まる。それも三分の二になるまでも大
体わからない、解明されない。となると、ほとん
どといましようか、かなりの長い間政府の一〇
〇％出資の状態で行くだろう。そう言ったとき
に、本当に今の公社形態からどれだけ抜け出せる
のだろうか。政府系一〇〇％の新会社というた
ら、取り巻くほとんどの皆さん方が、会社と名前
は変わったけれども、少なくとも政府が一〇〇％
持つておる会社なんだからという甘えがやはり出
てきますよ。これは民間になったぞなどというも
のと全然違うわけですよ。また、そういう不安を
なくすために、いろいろなこういう工作がなされ
たこともよくわかっておりますが、果たして経営
形態がこんな調子でいったときに、本当に言葉は
悪いけれども、親方日の丸的な経営というものか
ら抜け出せるのだろうか。ノーという気分の方が
強いのですよね。本当に民間企業としての自覚が
確立されるような法案かという、そうではな
い。

それは確かに、新しく会社の社長になられた方
は一生懸命やられると思う。しかし、それはそう
いう姿勢であったとしても、取り巻く状況が、経
営形態も、はい政府系一〇〇％の出資でございま
す、法律の中には、果たばこの問題もみんな昔と
同じようになっております、そうやられたんじ

や、幾ら気持ちとして経営の自主性だとして一生懸命
頑張ろうと思っても、形がそうなっていないのだ
から。そういうものこそ、何年かした後に、本当
に経営形態はこれでよかったのかと反省するチャ
ンスを持つのは当たり前だと思ふのですよ。それ
は一年一年で出てきませんよ。しかし、少なくとも
五年という単位をとつたら、本当に経営形態こ
れでよかったのかという議論に必ずなってくる
と思います。その時点で当然変えようではないかと
宣言することの方が、むしろ一本この新会社に
背骨が立つことになるんだ、そう私たちは思っ
ておるのでございます。どうでしょうか。

○竹下 国務大臣 今の米沢さんのお考えというの
は、私も見識ある議論だと思っております。それ
を含めて、私どもも御審議をいたすにまいるま
で、数ヶ月の時間を費やして議論をしてみたい
です。だが、今日の時点で、国産業たばこ問題と
いうものを抱えておる段階では、これがいわば製
造独占を与えて、そして、言ってみれば分割・民
営へ進む一プロセスだという理解の仕方は、現状
でとっていただける状態には事実問題としてない
ではないか。そうすれば、恒久的な措置であるとい
う宣言の中でこれから自助努力がなされていく
最低限の環境を整える法律が、今日御審議いた
しておる法律である。したがって、この見直しと
いうことは、やはりそれを受ける関係者から見れ
ば、いわゆる一つの過程であるという認識の上に
立つに違いない。今、これは過程であるという認
識の上に立ってコンセンサスを得ることとは非常
に難しい問題ではなからうか。だから、今のよう
な見識ある御議論を、むしろ新しい経営に当たり
る責任者が体して、そして私どもがその監督官
庁として絶えず見直していくという姿勢を堅持し
ながら事に当たっていくというのが、いろいろ議論
をいたしました、今日の時点においては適当で
はなからうかという判断の上に私は立つたわけ
であります。

○米沢委員 経営は人なり、こう言います。きの
う、中央研究所ですか、それから平塚の製造試験

場等を視察させていただきました。非常にすばら
しい研究もなされております。しかし、今まで専
売公社という枠内であったものだから、それが利
益に通ずるような仕事になっていない。あるいは
また労働生産性の話も聞きましたが、平均的にい
うたら、アメリカあたりとそう引けをとらないよ
うなところになったけれども、今から競争相手に
なるビッグスリーと比較するとまだ格段の差があ
る。もし公社が民間であつたならば、少なくとも
ビッグスリーには少々は負けても、ほとんどそん
な格差ができるぐらいのものにはなっていないか
つたであらう、私はこう思うのです。

先ほどから議論がおりますように、たばこの需
要がどんどん減っていく、健康問題もある、輸入
たばこはシェアをふやすであらう、確実にたば
この収益は減らざるを得ない状況にある。今後新会
社が新しい業務を拡大して、そのマイナス部分を
補つていかねばならぬ立場にならざるを得ない
ということ、再三皆さんの口から御答弁がありま
した。しかし、そうした場合には、例えば海外に何か持
つていこうといった場合には、時には商社から、
おまえに任すからといった取締役を引っ張って
くるといふようなことになる可能性もある。この研
究プロジェクトを何とかして達成したいんだか
ら、外部から連れてきて経営陣に加わってやつて
くれというようにもこともあり得るだろう。販売に
しても、研究部門にしても、新しい業務の展開に
しても、そういうような民間から活力を導入しよ
うじゃないか、引っ張り込んでこようではない
か、そういう発想が、大蔵大臣が認可する取締役
の中から本当に出てくるだろうかという心配があ
る。

何が大蔵大臣がそういうセンスがないとは言
いませんよ。しかし、このままいけば、少なくとも
取締役は大蔵省のOBか専売公社の人だけだろう
と思う。優秀な人がそれはおるかもしれない。
しかし、これから新会社が新しい業務を拡大して
いかねばならぬとなつたならば、死に物狂いで頑
張っていかねばならぬ。そういうときには取締役

として民間から活力を導入して、さあやろうとい
うような場面が出てこないとうさだと思ふので
す。現在のように入取締役を大蔵大臣が認可する
という形で行われていたならば、行
き着くところは見ておるといふ感じがするの
です。だから、何も我々は大蔵大臣がこんなもの
を認可するのはおかしいという議論を言いたくは
ないのです。果たして大蔵大臣にしろ、これからの
新会社の経営陣にしろ、そういう感覚を持つた
くましく荒波を乗り切っていくような経営陣を
つくっていくというものがどこから出てくるん
だろうか、私はそういうことを考えるのです。

あの中央研究所ででき上がっているいろいろな
問題等についても、事業展開すればおもしろいよ
うなものがたくさんある。悪いけれども、専売公
社は税金を納付するという会社で長いこと続い
てきましたから、経営といふものを問われれば、ま
だまだまわれ方が足らぬと思ひます。大蔵省の人
も優秀な人もいろいろおられる、経営者として
は、まだまだ民間にはちよつと劣るところがある
のではないだろうか。時にはいい人があるかもしれ
ない。そういう意味で、この取締役の選任等につ
いても、代表取締役だけで限定して、あとは自由
に新しい会社の経営陣が選んでいくという発想に
なせ立てないだろうか、そう思うのですがね。

○竹下 国務大臣 大変いい意見をいただいたと思
います。そういうたくましい御議論を背景にし
て、監督官庁たる私も、また新経営陣も、それに
対応していくことが最も必要なことであつ
て、今は、先ほど申し述べましたような考えの方
上に立って種々な議論を重ねた上で、この姿で御
審議をいただいておりますのであつたわけでござ
います。そういうたくましい御議論をいただいた
ことに對しては、我々もそれを真剣に、素直に
受けとめて、これから対応していく覚悟でありま
す。

の議論の続きを展開してもらうことを心から期待をしながら質問を終わりたいと思います。

○互委員長 次回は、来る十日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十八分散会